

○ 産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号農林水産事務次官依命通知）
一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>(定義)</p> <p>第4 本事業における用語については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 新市場獲得対策</p> <p><u>ア 食料システム構築計画</u></p> <p><u>「食料システム構築計画に係る承認規程」(令和7年1月9日付け6農産第3739号農林水産省農産局長通知)に基づき承認された、輸出向け、加工・業務用向けの出荷の増加を図る計画をいう。</u></p> <p><u>なお、農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律(令和6年法律第63号)第7条第1項に規定する「生産方式革新実施計画」、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)第37条第1項に規定する「輸出事業計画」(ただし、フラッグシップ輸出産地選定実施要領(令和6年4月19日付け6輸国第256号農林水産省輸出・国際局長通知)第5の規定により「フラッグシップ輸出産地」に認定された産地が策定するものに限る。)及び食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律(平成3年法律第59号)の第6条に規定する「安定取引関係確立事業活動計画」のうち、本事業目的に沿った内容が記載されている計画については、食料システム構築計画とみなすことができる(以下「食料システム構築計画等」と総称する。)。</u></p> | <p>(定義)</p> <p>第4 本事業における用語については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 新市場獲得対策</p> <p>(新設)</p> |

イ 拠点事業者

海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得するため、当該品目の生産安定・効率化機能、供給調整機能又は実需者ニーズ対応機能の具備・強化のいずれかの取組に関わる輸出事業者・加工業者等であって、食料システム構築計画等に位置付けられた別表1のIの1及びIIの1の事業実施主体の欄に掲げる者をいう。

ウ 連携者

拠点事業者と連携して食料システム構築計画等の取組を補完する者であって、食料システム構築計画等に位置付けられた別表1のIの1及びIIの1の事業実施主体の欄に掲げる者をいう。

(2) (略)

(交付の対象及び補助率)

第7 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、次に掲げる事業等（以下「推進事業等」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 新市場推進事業（別表1のIの1の（1）及び2）
- (2) 新市場整備事業（別表1のIIの1の（1））

ア 拠点事業者

海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得するため、当該品目の生産安定・効率化機能、供給調整機能又は実需者ニーズ対応機能の具備・強化のいずれかの取組に関わる輸出事業者・加工業者等であって、協働事業計画（「協働事業計画に係る承認規程」令和2年1月21日付け元生産第1539号農林水産省生産局長通知）に基づき承認された、輸出向け、加工・業務用向けの出荷の増加を図る計画をいう。以下同じ。）に位置付けられた別表1のIの1及びIIの1の事業実施主体の欄に掲げる者をいう。

イ 連携者

拠点事業者と連携して協働事業計画の取組を補完する者であって、協働事業計画に位置付けられた別表1のIの1及びIIの1の事業実施主体の欄に掲げる者をいう。

(2) (略)

(交付の対象及び補助率)

第7 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、次に掲げる事業等（以下「推進事業等」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 新市場推進事業（別表1のIの1の（1）及び2）
- (2) 新市場整備事業（別表1のIIの1の（1））

(3) 基金事業（別表2のI）

（削る。）

(4) 都道府県整備事業（別表2のII）

2・3 (略)

（申請手続）

第9 交付規則第2条に規定する大臣が別に定める申請書類に関する事項は、新市場推進事業及び新市場整備事業にあっては別記様式第1号-1、基金事業にあっては別記様式第1号-2、都道府県整備事業にあっては別記様式第1号-3による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別表3の経費の欄に掲げられる事業ごとに、それぞれに対応した交付決定者の欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たって、新市場推進事業者、新市場整備事業者、基金管理団体及び都道府県整備事業者（以下「推進事業者等」という。）は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請

(3) 基金事業（別表2のI）

(4) 都道府県推進事業（別表1のIの1の(2)）

(5) 都道府県整備事業（別表1のIIの1の(2)及び別表2のII）

2・3 (略)

（申請手続）

第9 交付規則第2条に規定する大臣が別に定める申請書類に関する事項は、新市場推進事業及び新市場整備事業にあっては別記様式第1号-1、基金事業にあっては別記様式第1号-2、都道府県推進事業及び都道府県整備事業にあっては別記様式第1号-3による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書を別表3の経費の欄に掲げられる事業ごとに、それぞれに対応した交付決定者の欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するに当たって、新市場推進事業者、新市場整備事業者、基金管理団体、都道府県推進事業及び都道府県整備事業（以下「推進事業者等」という。）は、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならな

時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(債権譲渡等の禁止)

第14 新市場推進事業者及び新市場整備事業者は、第11第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、交付決定者の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第15 推進事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第16に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 推進事業等の内容を変更しようとするとき。ただし、第16に規定する軽微な変更を除く。

(3) (略)

2・3 (略)

第16～第18 (略)

(概算払の請求、補助金の支払)

第19 (略)

2 (略)

い。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(新設)

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第14 推進事業者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第15に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 推進事業等の内容を変更しようとするとき。ただし、第15に規定する軽微な変更を除く。

(3) (略)

2・3 (略)

第15～第17 (略)

(概算払の請求、補助金の支払)

第18 (略)

2 (略)

3 推進事業者等は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第20 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、新市場推進事業、新市場整備事業にあっては別記様式第7号-1、基金事業にあっては別記様式第7号-2、都道府県整備事業にあっては別記様式第7号-3のとおりとし、推進事業等を完了したとき（第15第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

2～4 (略)

(補助金の額の確定等)

第21 交付決定者は、第20第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る推進事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、推進事業者等に通知するものとする。

2・3 (略)

3 都道府県推進事業者及び都道府県整備事業者は、概算払により間接補助事業に係る補助金の交付を受けた場合においては、当該概算払を受けた補助金の額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(実績報告)

第19 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、新市場推進事業、新市場整備事業にあっては別記様式第7号-1、基金事業にあっては別記様式第7号-2、都道府県推進事業、都道府県整備事業にあっては別記様式第7号-3のとおりとし、推進事業等を完了したとき（第14第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は、翌年度の6月10日）までに、実績報告書を交付決定者に提出しなければならない。

2～4 (略)

(補助金の額の確定等)

第20 交付決定者は、第19第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る推進事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、推進事業者等に通知するものとする。

2・3 (略)

(額の再確定)

第22 推進事業者等は、第21第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、本事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により本事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第20第1項に準じて提出するものとする。

2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第21第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第21第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第23 交付決定者は、第15第1項の規定による推進事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第11第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1)～(6) (略)

2・3 (略)

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第21第3項の規定（括弧書きを除く。）を準用する。

第24・第25 (略)

第26 (略)

2・3 (略)

(額の再確定)

第21 推進事業者等は、第20第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、本事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により本事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第19第1項に準じて提出するものとする。

2 交付決定者は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第20第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

3 第20第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。

(交付決定の取消等)

第22 交付決定者は、第14第1項の規定による推進事業等の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第11第1項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

(1)～(6) (略)

2・3 (略)

4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第20第3項の規定（括弧書きを除く。）を準用する。

第23・第24 (略)

第25 (略)

2・3 (略)

4 前3項及び第27に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第27 (略)

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第28 推進事業者等は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第8、第15から第18まで、第20、第22から第24まで及び第26の規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1)～(3) (略)

2 推進事業者等は、地方公共団体である間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、第27の規定に準ずる条件を付さなければならない。

3～8 (略)

第29～第33 (略)

(基金から助成金を交付する場合に都道府県に対して付すべき条件)

第34 基金管理団体は、基金から都道府県に対して助成金を交付するときは、本要綱第8、第15から第18まで、第20、第22から第24まで、第26及び第27の規定に準ずる条件及び次の各号に掲

4 前3項及び第26に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第26 (略)

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第27 推進事業者等は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第8、第14から第17まで、第19、第21から第23まで及び第25までの規定に準ずる条件並びに次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

(1)～(3) (略)

2 推進事業者等は、地方公共団体である間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、前項に定めるもののほか、第13及び第26の規定に準ずる条件を付さなければならない。

3～8 (略)

第28～第32 (略)

(基金から助成金を交付する場合に都道府県に対して付すべき条件)

第33 基金管理団体は、基金から都道府県に対して助成金を交付するときは、本要綱第8、第14から第17まで、第19、第21から第23まで、第25及び第26の規定に準ずる条件及び次の各号に掲

げる条件を付さなければならない。

(1)～(5) (略)

2～4 (略)

第35～第39 (略)

別表1 (新市場獲得対策)

耕種作物に関する以下の事業を実施できるものとする。

I 推進事業

| メニュー | 事業実施主体 | 採択要件 | 補助率 |
|--|--|--|-----|
| 1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援 (1) 全国の取組 ア～カ (略) (削る。) | 事業実施主体は、 <u>食料システム構築計画等</u> に位置付けられた次に掲げる者とする。 (1)～(8) (略) | 採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) <u>食料システム構築計画等</u> が承認されていること。 (2)～(4) (略) | (略) |
| | | | |

げる条件を付さなければならない。

(1)～(5) (略)

2～4 (略)

第34～第38 (略)

別表1 (新市場獲得対策)

耕種作物に関する以下の事業を実施できるものとする。

I 推進事業

| メニュー | 事業実施主体 | 採択要件 | 補助率 |
|--|--|---|-----|
| 1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援 (1) 全国の取組 ア～カ (略) (削る。) | 事業実施主体は、 <u>協働事業計画</u> に位置付けられた次に掲げる者とする。 (1) <u>協働事業計画</u> が承認されていること。 (2)～(4) (略) | 採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) <u>協働事業計画</u> が承認されていること。 (2)～(4) (略) | (略) |
| | | | |

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | <p><u>定・効率化</u> <u>機能の具</u> <u>備・強化</u> <u>イ 供給調整</u> <u>機能の具</u> <u>備・強化</u> <u>ウ 実需者ニ</u> <u>ーズ対応機</u> <u>能の具備・</u> <u>強化</u> <u>エ 農業機械</u> <u>等の導入及</u> <u>びリース導</u> <u>入</u> <u>オ 効果増</u> <u>進・検証事</u> <u>業</u> <u>カ その他事</u> <u>業の目的を</u> <u>達成するた</u> <u>めに必要な</u> <u>取組</u></p> | | |
|--|--|--|--|--|--|--|

| | | | |
|--|-----|-----|-----|
| 2 園芸作物等の先導的取組支援 (1)・(2) (略) (削る。) | (略) | (略) | (略) |
|--|-----|-----|-----|

| | | | |
|--|-----|-----|-----|
| 2 園芸作物等の先導的取組支援 (1)・(2) (略) (3)花き | (略) | (略) | (略) |
|--|-----|-----|-----|

II 整備事業

| メニュー | 事業実施主体 | 採択要件 | 補助率 |
|---|--|--|-----|
| 1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援 (1) 全国の取組 ア～サ (略) (削る。) | 事業実施主体は、 <u>食料システム構築計画</u> 等に位置付けられた次に掲げる者とする。 (1)～(8) (略) | 採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) <u>食料システム構築計画</u> 等が承認されていること。 (2)～(5) (略) | (略) |

II 整備事業

| メニュー | 事業実施主体 | 採択要件 | 補助率 |
|---|---|---|-----|
| 1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化 (1) 全国の取組 ア～サ (略) (2) 都道府県の取組 ア 育苗施設 | 事業実施主体は、 <u>協働事業計画</u> に位置付けられた次に掲げる者とする。 (1)～(8) (略) | 採択要件は、次に掲げる全ての要件を満たすこととする。 (1) <u>協働事業計画</u> が承認されていること。 (2)～(5) (略) | (略) |

| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|

イ 乾燥調
製施設
ロ 穀類乾
燥調製貯
藏施設
工 農産物
処理加工施設
才 集出荷
貯蔵施設
力 產地管
理施設
キ 用土等
供給施設
ク 農作物
被害防止施設
ケ 生産技
術高度化施設
コ 種子種
苗生産関
連施設
サ 有機物
処理・利
用施設

別表3 (第7、第8、第15及び第16関係)

| 区分 | 経費 | 補助率 | 交付決定者 | 重要な変更 | |
|-------|--|-----|-------|----------|---------|
| | | | | 経費の配分の変更 | 事業内容の変更 |
| 1 (略) | 1 産地 生産基盤パワーアップ事業 推進費 (新市場推進事業) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | I 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援 | | | | |
| | II (略) | | | | |

別表3 (第7、第8、第14及び第15関係)

| 区分 | 経費 | 補助率 | 交付決定者 | 重要な変更 | |
|--------|--|-----|-------|----------|---------|
| | | | | 経費の配分の変更 | 事業内容の変更 |
| 1 (略) | 1 産地 生産基盤パワーアップ事業 推進費 (新市場推進事業) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | I 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援 | | | | |
| II (略) | | | | | |

| | | | | | |
|-------|-------|------------|------------|-------|-------|
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 2) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| (削る。) | (削る。) | (削 る。) | (削 る。) | (削る。) | (削る。) |

| | | | | | |
|-----|------------------------------|--|-------------|---------|--|
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 2) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 3 | 国産農產物基盤生産基盤強化等対策地方公共団体事業費補助金 | 产地生産定額 基盤パワーアップ事業推進費(都道府県推進事業) 推進事業費 | 1 / 2 以内 | 地方農政局長等 | 1 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減 2 事業の中止又は廃止 3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業 |

| | | | | | |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | | | | |
| <u>3</u> | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

別記様式第2号（第13、第28及び第34関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

[推進事業者等] 殿（第13）

[間接補助事業者] 殿（第28）

[取組主体] 殿（第34）

| | | | | | | |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|--------------------------|
| | | | | | | <u>費又は国庫補助金の30%を超える減</u> |
| <u>4</u> | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |

別記様式第2号（第13、第27及び第33関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

[推進事業者等] 殿（第13）

[間接補助事業者] 殿（第27）

[取組主体] 殿（第33）

(略)

別記様式第3号（第15関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）
変更等承認申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第15の規定に基づき申請する。

(略)

(略)

別記様式第3号（第14関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）
変更等承認申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記のとおり〇〇（注1）したいので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第14の規定に基づき申請する。

(略)

別記様式第4号（第17関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）
事業遅延届出書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第17の規定に基づき届け出る。

（略）

別記様式第5号（第18関係）

別記様式第4号（第16関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）
事業遅延届出書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により（予定の期間内に完了しない／遂行が困難となった）ため、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第16の規定に基づき届け出る。

（略）

別記様式第5号（第17関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）
遂行状況報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第18の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

(略)

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）
遂行状況報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第17の規定に基づき、その遂行状況を下記のとおり報告する。

(略)

別記様式第6号－1（第19第1項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）
概算払請求書

交付決定者 殿
官署支出官 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第19第1項の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

(略)

(注) 遂行状況報告を兼ねる場合は本文を以下のとおりとし、※の遂行状況報告欄を記載すること。

「令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通

別記様式第6号－1（第18第1項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）
概算払請求書

交付決定者 殿
官署支出官 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第18第1項の規定に基づき、概算払の請求をしたいので、下記により金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

(略)

(注) 遂行状況報告を兼ねる場合は本文を以下のとおりとし、※の遂行状況報告欄を記載すること。

「令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定

知のあったこの事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第18の規定により令和〇〇年〇〇月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。」

※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第6号-2（第19第2項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）
支払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

官署支出官
農林水産省大臣官房予算課
経理調査官 殿

所在地

通知のあったこの事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第17の規定により令和〇〇年〇〇月末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。

また、併せて金〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。」

※〇〇事業の欄には別表3の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第6号-2（第18第2項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）
支払請求書

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

官署支出官
農林水産省大臣官房予算課
経理調査官 殿

所在地

| | |
|--|--|
| <p>団体名 代表者氏名</p> <p>令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱<u>第19第2項</u>の規定に基づき、下記のとおり請求する。</p> <p>(略)</p> <p>別記様式第7号－1（<u>第20第1項</u>関係）</p> <p>令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業） 実績報告書</p> <p>番 号 年 月 日</p> <p>交付決定者 殿</p> <p>所在地 団体名 代表者氏名</p> | <p>団体名 代表者氏名</p> <p>令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱<u>第18第2項</u>の規定に基づき、下記のとおり請求する。</p> <p>(略)</p> <p>別記様式第7号－1（<u>第19第1項</u>関係）</p> <p>令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業） 実績報告書</p> <p>番 号 年 月 日</p> <p>交付決定者 殿</p> <p>所在地 団体名 代表者氏名</p> |
|--|--|

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金等の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第20第1項の規定により、その実績を報告する。

(また、併せて精算額として産地生産基盤パワーアップ事業補助金(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 〇〇〇円の交付を請求する。)

(略)

別記様式第7号－2（第20第1項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金等の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第19第1項の規定により、その実績を報告する。

(また、併せて精算額として産地生産基盤パワーアップ事業補助金(〇〇〇〇〇〇〇〇事業) 〇〇〇円の交付を請求する。)

(略)

別記様式第7号－2（第19第1項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第20第1項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

(略)

別記様式第7号－3（第20第1項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第19第1項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

(略)

別記様式第7号－3（第19第1項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第20第1項の規定によりその実績を報告する。

また、併せて精算額として下記のとおり補助金の交付を請求する。

(略)

別記様式8号（第20第2項関係）

令和〇年度 産地生産基盤パワーアップ事業補助金年度終了実績
報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第19第1項の規定によりその実績を報告する。

また、併せて精算額として下記のとおり補助金の交付を請求する。

(略)

別記様式8号（第19第2項関係）

令和〇年度 産地生産基盤パワーアップ事業補助金年度終了実績
報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決

定通知のあった事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第20第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

(略)

別記様式第9号（第20第4項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）
の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決

定通知のあった事業について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第19第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

(略)

別記様式第9号（第19第4項関係）

令和〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業補助金（〇〇事業）
の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決

定の通知のあった産地生産基盤パワーアップ事業費補助金について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第20第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

(略)

別記様式第10号（第26関係）

(略)

別記様式第11号（第27関係）

(略)

別記1 新市場獲得対策

第1 事業の内容等

本事業の内容等は別紙に定めるとおりとする。

1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援

(略)

2 (略)

別紙1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援

I 全国の取組

第1 目的

今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得するため、食料システム構築計画等に定める取組に対して支援する。

定の通知のあった産地生産基盤パワーアップ事業費補助金について、産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱第19第4項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

(略)

別記様式第10号（第25関係）

(略)

別記様式第11号（第26関係）

(略)

別記1 新市場獲得対策

第1 事業の内容等

本事業の内容等は別紙に定めるとおりとする。

1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化

(略)

2 (略)

別紙1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援

I 全国の取組

第1 目的

今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得するため、協働事業計画に定める取組に対して支援する。

第2 取組の内容等

1・2 (略)

3 事業実施計画の基準、成果目標の基準及び目標年度

(1) 事業実施計画の基準

事業実施計画は、事業を実施しようとする拠点事業者等又はコンソーシアム（推進事業を複数の拠点事業者等が実施する場合にあっては、供給調整機能を有する主たる拠点事業者が代表するものとする。）（以下本事業において「事業実施主体」という。）が食料システム構築計画等に位置付けられた取組内容について作成することとし、次の項目を全て記載するものとする。

ア 食料システム構築計画等の目標達成に向けて取り組む事業内容に関すること。

イ 事業により期待される効果に関すること。

ウ 事業実施の成果目標に関すること。

(2) (略)

(3) 目標年度

目標年度は、食料システム構築計画終了後の翌々年度とする。ただし、生産方式革新実施計画、輸出事業計画又は安定取引関係確立事業活動計画を食料システム構築計画とみなした場合にあっては当該みなされた計画の終了年度（当該終了年度が計画初年度から5年後以降の場合は計画初年度から5年後）とする。

4 (略)

5 事業実施期間

食料システム構築計画等の実施期間以内とする。ただし、計画初年度から3年以内とする。

第3 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成及び提出

第2 取組の内容等

1・2 (略)

3 事業実施計画の基準、成果目標の基準及び目標年度

(1) 事業実施計画の基準

事業実施計画は、事業を実施しようとする拠点事業者等又はコンソーシアム（推進事業を複数の拠点事業者等が実施する場合にあっては、供給調整機能を有する主たる拠点事業者が代表するものとする。）（以下本事業において「事業実施主体」という。）が協働事業計画に位置付けられた取組内容について作成することとし、次の項目を全て記載するものとする。

ア 協働事業計画の目標達成に向けて取り組む事業内容に関すること。

イ 事業により期待される効果に関すること。

ウ 事業実施の成果目標に関すること。

(2) (略)

(3) 目標年度

目標年度は、協働事業計画終了後の翌々年度とする。

4 (略)

5 事業実施期間

事業実施期間は1年とする。

第3 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成及び提出

(1) 事業実施主体は、別紙様式第1号により事業実施計画を作成し、食料システム構築計画等を添付して地方農政局長等に提出し、その地方農政局長等と協議を行うものとする。
ただし、別に定める公募要領により選出された補助金候補者については、事業実施計画の協議を行ったものとみなすことができる。

(2) (略)

(3) 地方農政局長等は、事業実施計画の協議を受けた場合は、その内容を確認するとともに、食料システム構築計画等に記載された取組内容との整合性を確認し、その内容が適切であると認められる場合には、申請者に通知するものとする。

(4) • (5) (略)

2 事業実施状況の報告

(1) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、別紙様式第4号により事業実施状況を翌年度の8月末までに地方農政局長等へ報告するものとする。

(2) • (3) (略)

3 事業の評価

(1) 事業実施主体は、事業実施計画及び食料システム構築計画等（以下「事業実施計画等」という。）の目標年度の翌年度に、事業実施計画等に定められた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の8月末までに、別紙様式第5号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合においては、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

(2) ~ (4) (略)

(1) 事業実施主体は、別紙様式第1号により事業実施計画を作成し、協働事業計画を添付して地方農政局長等に提出し、その地方農政局長等と協議を行うものとする。

ただし、別に定める公募要領により選出された補助金候補者については、事業実施計画の協議を行ったものとみなすことができる。

(2) (略)

(3) 地方農政局長等は、事業実施計画の協議を受けた場合は、その内容を確認するとともに、協働事業計画に記載された取組内容との整合性を確認し、その内容が適切であると認められる場合には、申請者に通知するものとする。

(4) • (5) (略)

2 事業実施状況の報告

(1) 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、別紙様式第4号により事業実施状況を翌年度の6月末までに地方農政局長等へ報告するものとする。

(2) • (3) (略)

3 事業の評価

(1) 事業実施主体は、事業実施計画及び協働事業計画（以下「事業実施計画等」という。）の目標年度の翌年度に、事業実施計画等に定められた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末までに、別紙様式第5号により地方農政局長等に報告するものとする。

なお、事業の範囲が複数の地方農政局等の管轄する都道府県にわたる場合においては、報告を受けた地方農政局長等は、関係地方農政局長等に対し、報告書の写しを送付するものとする。

(2) ~ (4) (略)

第4 拠点事業者及び連携者の役割

- 1 事業実施主体となる拠点事業者又は連携者（以下「拠点事業者等」という。）は、食料システム構築計画等に定めた取組内容の実践のために、本事業を実施することができるものとする。本事業の実施に当たっては、食料システム構築計画等の目標達成につながるものとなるよう取り組むとともに、それぞれの事業ごとに生産性や収益性の向上等に資するよう留意するものとする。
- 2 事業実施主体となる拠点事業者等は、食料システム構築計画等の実現に当たって、新市場獲得に向けた課題を整理し、これまで行ってきた取組の効果について十分に分析・検証を行い、新たに講じる取組がその解決に向けて効果的なものであることに加え、事業実施後においてもその成果が活かされるものとなるよう留意するものとする。
- 3 事業実施主体となる拠点事業者は、本事業実施により、次の（1）から（3）までのいずれかについて具備・強化を図るものとする。
 - (1) • (2) (略)
 - (3) 実需者ニーズ対応機能（消費者のニーズが高度化する中で、実需者が求める農産物の安全・衛生、環境配慮、扱いやすい荷姿・配送頻度等のニーズを把握し、それらを踏まえて、連携者である生産者・産地全体での生産工程管理の実践の促進、農産物の加工適性、農産物の規格・容器・輸送システムの統一・簡素化等を行うことにより、実需者のニーズに的確に対応する機能をいう。以下同じ。）

第6 事業の見直し

本要綱の施行後、食料・農業・農村基本計画等において生産額や輸出額等の政府目標が改訂された場合には、当該政府目標

第4 拠点事業者及び連携者の役割

- 1 事業実施主体となる拠点事業者又は連携者（以下「拠点事業者等」という。）は、協働事業計画に定めた取組内容の実践のために、本事業を実施することができるものとする。本事業の実施に当たっては、協働事業計画の目標達成につながるものとなるよう取り組むとともに、それぞれの事業ごとに生産性や収益性の向上等に資するよう留意するものとする。
- 2 事業実施主体となる拠点事業者等は、協働事業計画の実現に当たって、新市場獲得に向けた課題を整理し、これまで行ってきた取組の効果について十分に分析・検証を行い、新たに講じる取組がその解決に向けて効果的なものであることに加え、事業実施後においてもその成果が活かされるものとなるよう留意するものとする。
- 3 事業実施主体となる拠点事業者は、本事業実施により、次の（1）から（3）までのいずれかについて具備・強化を図るものとする。
 - (1) • (2) (略)
 - (3) 実需者ニーズ対応機能（消費者のニーズが高度化する中で、実需者が求める農産物の安全・衛生、環境配慮、扱いやすい荷姿・配送頻度等のニーズを把握し、それらを踏まえて、連携者である生産者・産地全体での生産工程管理の実践の促進、加工適性、農産物の規格・容器・輸送システムの統一・簡素化等を行うことにより、実需者のニーズに的確に対応する機能をいう。以下同じ。）

第6 事業の見直し

本要綱の施行後、食料・農業・農村基本計画等において生産額や輸出額等の政府目標が改訂された場合には、当該政府目

の達成に資するよう食料システム構築計画等の到達目標の基準等について点検し、施策の効果を高めるために必要な見直しを行うこととする。

第7 その他

1～5 (略)

6 食料システム構築計画等の到達目標に、「総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を年平均1ポイント以上増加」を設定している場合にあっては、事業実施主体は、G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員であること。

7・8 (略)

9 環境負荷低減の取組

(1) 受益者は別紙様式第7号別添1から3までの該当する様式において、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出するものとする。また、事業完了後においては、実際に取り組んだ内容をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出し、及び保管するものとする。

(2) 事業実施主体は、全ての受益者からチェックシートを収集し、当該受益者等が各取組を実施する旨を実施者リストに記載して、当該リストを事業実施計画と併せて地方農政局等に提出するとともに、当該リストを保管するものとする。また、事業完了後においては、全ての受益者からチェックシートを収集し、取組の実施状況を実施者リストにチェックし、当該リストを保管するものとする。

なお、受益者が特定できない場合は、事業実施主体又は当該施設等を利用する事業者がチェックシートを提出するとともに保管するものとする。

標の達成に資するよう協働事業計画の到達目標の基準等について点検し、施策の効果を高めるために必要な見直しを行うこととする。

第7 その他

1～5 (略)

6 協働事業計画の到達目標に、「総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を年平均1ポイント以上増加」を設定している場合にあっては、事業実施主体は、G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員であること。

7・8 (略)

(新設)

(3) 事業実施主体は、事業実施状況報告に併せて実施者リストを国へ提出するものとする。また、事業実施年度の翌年度の8月末までに、実施状況を当該リストにチェックし、国へ提出するものとする。

(4) 国は、実施者リストに記載された者から抽出して、環境負荷低減の取組を実施したかどうかを確認するものとする。

(5) なお、GAP認証を取得している者は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、認証書等の写しを提出することで(1)から(4)までの手続を省略することができる。対象となるGAP認証は、以下のaからdまでのとおりとする。

a JGAP(農産)

b ASIAGAP

c GLOBALG.A.P.

d 國際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAP(確認体制を有するものに限る。)

I-1 推進事業

6 補助対象基準

(1) 1 食料システム構築計画等当たりの単年度の補助金の要望額は、5千万円を上限とする。

(2) (略)

(3) 1の(1)の力に取り組む場合には、拠点事業者への供給体制に必要な次のア及びイに掲げる取組を一体的に実施するものとする。

ただし、アの取組においては、事業実施年度を含む3か年
度継続して実施することとし、イの取組においては、1年目
にあっては3つ以上、2年目にあっては2つ以上、3年目に

I-1 推進事業

6 補助対象基準

(1) 1 協働事業計画当たりの単年度の補助金の要望額は、5千
万円を上限とする。

(2) (略)

(3) 1の(1)の力に取り組む場合には、拠点事業者への供給
体制に必要な次のア及びイに掲げる取組を一体的に実施す
るものとする。

ただし、アの取組においては、事業実施年度を含む3か年
度継続して実施することとし、イの取組においては、1年目
にあっては3つ以上、2年目にあっては2つ以上、3年目に

あつては1つ以上を実施することとする。

ア 実需者ニーズに対応した生産・流通構造の構築の取組

(ア) 事業ほ場の設定

食料システム構築計画等に定めた対象品目の栽培を行う専用ほ場の設定(住所その他の当該専用ほ場を特定できる情報、栽培品目及び本事業を実施していることを掲示することをいう。)の取組。

(イ)～(カ) (略)

イ (略)

(4) 1の(4)に取り組む場合

ア 共通

(ア) 事業実施主体は、農業用機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業用機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

(イ)～(ク) (略)

イ (略)

ウ 農業用機械等をリース導入する場合

(ア) 農業用機械等のリース期間は、食料システム構築計画等の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。

(イ) (略)

(5)・(6) (略)

I-2 整備事業

1 補助対象とする取組の内容

食料システム構築計画等の目標達成に必要となる次の施設

あつては1つ以上を実施することとする。

ア 実需者ニーズに対応した生産・流通構造の構築の取組

(ア) 事業ほ場の設定

協働事業計画に定めた対象品目の栽培を行う専用ほ場の設定(住所その他の当該専用ほ場を特定できる情報、栽培品目及び本事業を実施していることを掲示することをいう。)の取組。

(イ)～(カ) (略)

イ (略)

(4) 1の(4)に取り組む場合

ア 共通

(ア) 事業実施主体は、農業用機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業用機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

(イ)～(ク) (略)

イ (略)

ウ 農業用機械等をリース導入する場合

(ア) 農業用機械等のリース期間は、協働事業計画の事業実施期間以上で法定耐用年数以内とする。

(イ) (略)

(5)・(6) (略)

I-2 整備事業

1 補助対象とする取組の内容

協働事業計画の目標達成に必要となる次の施設等の整備。

等の整備。

(1) ~ (11) (略)

6 採択基準

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、共通8の「整備事業における配分基準について」により16ポイント以上配分された事業実施計画から選定するものとする。

なお、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の事業実施計画から優先的に選定するものとする。

7 施設の補助対象基準

(1) 1 食料システム構築計画等当たりの単年度の補助金の要望額は、20億円を上限とする。

(2) ~ (19) (略)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

別紙様式第1号（別記1別紙1のIの第3の1関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

(1) ~ (11) (略)

6 採択基準

本要綱に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、共通8の「整備事業における配分基準について」により16ポイント以上配分された事業実施計画から選定するものとする。

7 施設の補助対象基準

(1) 1 協働事業計画当たりの単年度の補助金の要望額は、20億円を上限とする。

(2) ~ (19) (略)

II都道府県の取組

II-1 推進事業

II-2 整備事業

別紙様式第1号（別記1別紙1のIの第3の1及びIIの第3の1関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

| | |
|--|---|
| <p>事業実施主体名 所 在 地 代表者氏名 (削る。)</p> <p>○○年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化<u>支援</u>) 事業実施計画の(変更) 協議について</p> <p>産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1のIの第3の1の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式第2号（別記1別紙1のIの第3の1関係）</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式第3号（別記1別紙1のIの第3の1関係）</p> | <p>事業実施主体名 所 在 地 代表者氏名 <u>都道府県知事</u></p> <p>○○年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化) 事業実施計画の(変更) 协議について</p> <p>産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1のIの第3の1<u>及びIIの第3の1</u>の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式第2号（別記1別紙1のIの第3の1<u>及びIIの第3の1</u>関係）</p> <p>(略)</p> <p>別紙様式第3号（別記1別紙1のIの第3の1関係）</p> |
|--|---|

| | | | |
|---|---------------------------|--|---------------------------|
| | 番 号 年 月 日 | | 番 号 年 月 日 |
| 地方農政局長等 殿 | | 地方農政局長等 殿 | |
| | 事業実施主体名 所 在 地 代表者氏名 | | 事業実施主体名 所 在 地 代表者氏名 |
| ○○年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化 <u>支援</u>)交付決定前着手届について | | ○○年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化)交付決定前着手届について | |
| (略) | | (略) | |
| 別紙様式第4号(別記1別紙1のIの第3の2関係) | | 別紙様式第4号(別記1別紙1のIの第3の2及びIIの第3の2関係) | |
| | 番 号 年 月 日 | | 番 号 年 月 日 |
| 地方農政局長等 殿 | | 地方農政局長等 殿 | |
| | 事業実施主体名 所 在 地 代表者氏名 | | 事業実施主体名 所 在 地 代表者氏名 |

(削る。)

〔都道府県知事〕

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援)実施状況報告書の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1の別紙1のIの第3の2の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

(略)

別紙様式第5号(別記1別紙1のIの第3の3関係)

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代表者氏名
(削る。)

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化)実施状況報告書の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年12月12日付け4農産第3506号)別記1の別紙1のIの第3の2及びIIの第3の2の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

(略)

別紙様式第5号(別記1別紙1のIの第3の3及びIIの第3の3関係)

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代表者氏名
〔都道府県知事〕

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援）の評価報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1のIの第3の3の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

（略）

別紙様式第6号（別記1別紙1のIの第3の3関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代表者氏名

産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援）（〇〇年度）の事業実施に関する改善計画について

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）の評価報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1のIの第3の3及びIIの第3の3の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

（略）

別紙様式第6号（別記1別紙1のIの第3の3関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

事業実施主体名
所 在 地
代表者氏名

産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）（〇〇年度）の事業実施に関する改善計画について

〇〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援）で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

（略）

（削る。）

〇〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

（略）

別紙様式第7号（別記1別紙1のIIの第3の1関係）

番号
年月日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所在地
代表者氏名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）事業実施計画の（変更）協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1のIIの第3の1の

規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

(注) 1 関係書類として、事業実施計画（別紙様式第1号別添1～9）を添付すること。

2 特認団体の協議にあっては別紙様式第2号の特認団体協議書を添付すること。

3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載すること。

4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

| |
|---------|
| 担当者： |
| 所 属： |
| 氏 名： |
| 連絡先： |
| E-mail： |

(削る。)

別紙様式第8号（別記1別紙1のIIの第3の1関係）

番 号
年 月 日

地方農政局長等 殿

都道府県知事

産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）の事業実施計画（変更の）妥当性等の協議について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1のIIの第3の1の規定に基づき、関係書類を添えて協議します。

記

- (注) 1 関係書類として、別添の事業実施計画を添付すること。
2 特認団体の協議にあっては別紙様式第2号の特認団体協議書を添付すること。
3 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容

(削る。)

と重複する場合には、その重複する部分については省略で
きることとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名
称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と
同じ旨を記載すること。

4 添付書類のうち、事業実施主体のウェブサイトにおいて
閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトの URL を記載す
ることにより当該資料の添付を省略することができる。

別紙様式第9号（別記1別紙1のIIの第3の1関係）

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代表者氏名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた
拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）交付決定前着手届につ
いて

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年12
月12日付け4農産第3506号）別記1の別紙1のIIの第3の1の

規定に基づき、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいので届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

| <u>事業内容</u> | <u>事業費</u> | <u>着手予定年月日</u> | <u>完了予定年月日</u> | <u>理由</u> |
|-------------|------------|----------------|----------------|-----------|
| | | | | |

(削る。)

別紙様式第 10 号（別記 1 別紙 1 の II の第 3 の 2）

番号
年月日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

令和〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化)実施状況報告書の提出について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱（令和4年 12月 12日付け 4 農産第 3506 号）別記1の別紙1のIIの第3の2の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 事業実施状況報告書(様式は別紙様式第1号に準ずるものとする。)

別紙様式第11号（別記1別紙1のIIの第3の3関係）

番 号
年 月 日

(削る。)

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

〇〇年度産地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化)の評価報告について

産地生産基盤パワーアップ事業補助金交付等要綱(令和4年 12月 12 日付け 4 農産第 3506 号)別記1の別紙1のIIの第3の3の規定に基づき、関係書類を添えて提出します。

記

添付書類 評価報告書(様式は別紙様式第1号に準ずるものとする。)

(削る。)

別紙様式第12号(別記1別紙1のIIの第3の3関係)

番 号

年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
所 在 地
代 表 者 氏 名

産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）（〇〇年度）の事業実施に関する改善計画について

〇〇年度において、産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）で取得又は効用が増加した施設等について、当初事業計画の目的の達成状況が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

1 事業の導入及び取組の経過

2 当初事業実施計画の成果目標が未達成となった理由及び達成

に向けた取組

| 成果目標 | 目標年度における成果目標の達成率 及び 未達成となった理由等 | | 目標達成に 向けた取組 |
|------|--------------------------------------|------------|----------------|
| | 達成率 | 未達成となった理由等 | |
| | | | |
| | | | |

3 施設等の利用の実績及び改善計画

(改善計画は、3カ年の計画とし、下記の様式により作成すること。
なお、事業実施状況報告書の写しを添付すること。)

| 整備 事業 | 指標 | 事業の実施後の状況 | | | | | 改善計画 | | | |
|----------|----------------------------|----------------|---------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| | | 目標 (年) _ | 計画 策定 時 (年) _ | 1年 目 (年) _ | 2年 目 (年) _ | 3年 目 (年) _ | 改善 計画 策定 (年) _ | 1年 目 (年) _ | 2年 目 (年) _ | 改善 目標 (年) _ |
| 施設 整備 | 利用 量 (t, kg 等) | | | | | | | | | |
| | 利用率 (%) | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|--------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 収支差 (千円) | | | | | | | | |
| 収支率 (%) | | | | | | | | |
| 累計赤字 (千円) | | | | | | | | |

(注1) 利用率は当該年度の数字を目標年度で除して求める。

(注2) 収支率は、収入／支出×100とする。

(注3) 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。

4. 改善方策

(事業実施状況報告書の事業効果及び改善方策の欄を参考し、問題点の解決のために必要な方策を、事業内容の見直しを含め具体的に記述すること。)

5. 改善計画を実施するための推進体制

【記入要領】

目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合は、上記の1及び2に記入し、施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていない場合は、上記の1、3、4及び5

別紙様式第7号

(略)

(注2)「対象チェックシート」の略称については、以下のとおりです。該当する業種にチェック（「●」等）を記載してください。

農：農業経営体向け（別紙様式第7号 別添1）

食：食品関連事業者向け（別紙様式第7号 別添2）

民：民間事業者・自治体等向け（別紙様式第7号 別添3）



事 業 実 施 年 度 : 年度

事 業 実 施 主 体 名 :

所 在 地 :

に記入すること。

別紙様式第13号

(略)

(注2)「対象チェックシート」の略称については、以下のとおりです。該当する業種にチェック（「●」等）を記載してください。

農：農業経営体向け（別紙様式第13号 別添1）

食：食品関連事業者向け（別紙様式第13号 別添2）

民：民間事業者・自治体等向け（別紙様式第13号 別添3）

別紙様式第1号(新市場対応)別添1

産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた
拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化）
事業実施計画【推進事業】

（産地生産基盤パワーアップ事業（うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成
及び連携産地の体制強化）実施状況報告兼評価報告書）

事 業 実 施 年 度 : 年度

事 業 実 施 主 体 名 :

所 在 地 :

別紙様式第1号（新市場対応）別添2

1. (略)

2. 事業実施主体の概要

| | | |
|-----|-----------|--|
| 代表者 | 所属・ 役職 | |
| | 氏名 | |
| 担当者 | 所属・ 役職 | |
| | 氏名 | |
| | 電話番 号 | |
| | E-mail | |

※生産安定・効率化機能の具備・強化のうち輸出対応型産地の育成（別記1別紙1のIのI-1の1の（3）の力の取組）を実施する場合は、以下も記載。

| | | |
|-----------|-----------|--|
| 輸出事業計画登録者 | 所属・ 役職 | |
| | 氏名 | |

(注) 輸出事業計画に登録している者を記入。

3. 事業実施主体の成果目標

| | | | |
|--|------|----|--|
| | 目標数値 | 実績 | |
|--|------|----|--|

別紙様式第1号（新市場対応）別添2

1. (略)

2. 事業実施主体の概要

| | | |
|-----|-----------|--|
| 代表者 | 所属・ 役職 | |
| | 氏名 | |
| 担当者 | 所属・ 役職 | |
| | 氏名 | |
| | 電話番 号 | |
| | E-mail | |

※生産安定・効率化機能の具備・強化のうち輸出対応型産地の育成（別記1別紙1のIのI-1の1の（3）の力又はIIのII-1の（3）の力の取組）を実施する場合は、以下も記載。

| | | |
|-----------|-----------|--|
| 輸出事業計画登録者 | 所属・ 役職 | |
| | 氏名 | |

(注) 輸出事業計画に登録している者を記入。

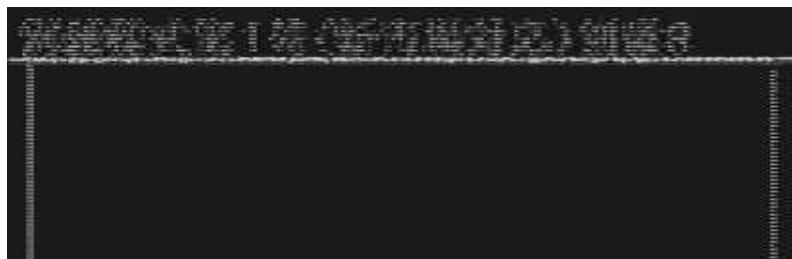
3. 事業実施主体の成果目標

| | | | |
|--|------|----|--|
| | 目標数値 | 実績 | |
|--|------|----|--|

| 成果目標の具体的な内容 | 現状値 (○○年) | 目標値 (○○年) | 増減又は割合 | ○○年 | 設定の考え方、検証の方法 |
|-------------|--------------|--------------|--------|-----|--------------|
| | | | | | |

(注) 別記1別紙1のI-1の4の成果目標の欄から設定した目標を記載。

4・5 (略)



事業実施年度： 年度 _____

事業実施主体名： _____

所在地： _____

| 成果目標の具体的な内容 | 現状値 (○○年) | 目標値 (○○年) | 増減又は割合 | ○○年 | 設定の考え方、検証の方法 |
|-------------|--------------|--------------|--------|-----|--------------|
| | | | | | |

(注) 別記1別紙1のI-1の4又はII-1の4の成果目標の欄から設定した目標を記載。

4・5 (略)

別紙様式第1号(新市場対応)別添8

产地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携产地の体制強化)
事業実施計画【整備事業】

(产地生産基盤パワーアップ事業(うち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携产地の体制強化)実施状況報告兼評価報告書)

事業実施年度： 年度 _____

事業実施主体名： _____

所在地： _____

別紙様式第1号（新市場対応）別添9

整備事業の明細票 1～11 (略)

○添付書類

①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程

⑦収支計画、⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑨青果物流通の合理化に向けた総点検及び青果物流通の合理化に向けた行動方針（青果物の集出荷貯蔵施設を整備する場合）、⑩安定供給計画（麦類及び豆類のストックセンターを整備する場合に限る）、⑪その他地方農政局等が必要と認める資料等

別紙様式第7号 別添1
(略)

別添様式第7号 別添2
(略)

別添様式第7号 別添3
(略)

別紙様式第1号（新市場対応）別添9

整備事業の明細票 1～11 (略)

○添付書類

①概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、②費用対効果分析、③施設の規模算定根拠、④施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤位置、配置図、平面図、⑥施設の管理運営規程

⑦収支計画、⑧再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑨その他地方農政局等が必要と認める資料等

別添様式第13号 別添1
(略)

別添様式第13号 別添2
(略)

別添様式第7号 別添3
(略)

別添参考様式第1号

青果物流通の合理化に向けた総点検 ～青果物の持続的な生産に向けて～

目的

- ・青果物の持続的な生産、安定供給の実現に向け、労力確保が大きな課題となる中、ボトルネックとなっている作業を特定し、その見直し・改善を図っていくことが不可欠です。
- ・特に、出荷規格に基づく選別作業を含め、出荷規格に関連する収穫・頭製・出荷作業等は一般的に大きな作業負担となっています。また、トラックドライバー不足が懸念される中で、輸送力の確保や輸送費の抑制にも資する積込み・積合せ・荷卸しの効率化も重要となっています。
- ・この総点検は、関連の施設整備事業の実施に際して、将来の生産体制を見通した流通規格関連の作業に対して現状分析・検証を行っていただくことにより、青果物の持続的な生産と安定供給に向けて実

【記載例】

1. 点検を行う品目

(例)にんじん

2. 現状の把握

2-1 現況の出荷規格

| 規格数 | 設定年 | 規格区分 |
|---------|---------------|------------------------|
| (例)10区分 | (例)H27年9月より改正 | (例)等級、重き、長さや摘作り方法により区分 |

※規格表を添付すること

2-2 市場出荷 現況の出荷規格ごとの単価と出荷量(割替については年平均単価を記入)

| 等級 | 規格名 | 規格区分 | 頭取 | | | | | | FOB頭取 | | | | | |
|----|--------|------|----|----|----|----|----|----|-------|----|----|-----|-----|-----|
| | | | 1月 | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 |
| △ | △単価 | | | | | | | | | | | | | |
| | 出荷量(t) | | | | | | | | | | | | | |
| △ | △単価 | | | | | | | | | | | | | |
| | 出荷量(t) | | | | | | | | | | | | | |
| △ | △単価 | | | | | | | | | | | | | |
| | 出荷量(t) | | | | | | | | | | | | | |
| △ | △単価 | | | | | | | | | | | | | |
| | 出荷量(t) | | | | | | | | | | | | | |
| △ | △単価 | | | | | | | | | | | | | |
| | 出荷量(t) | | | | | | | | | | | | | |
| △ | △単価 | | | | | | | | | | | | | |
| | 出荷量(t) | | | | | | | | | | | | | |
| △ | △単価 | | | | | | | | | | | | | |
| | 出荷量(t) | | | | | | | | | | | | | |

※出荷規格が複数ある場合は、契約取引多くは、主に使用しているものを記入

※過去2年の直近年の実績を記載

(新設)

2-3 現況の出荷関連作業の内容と労働力

※出荷規格の多寡に伴い、作業量が増減する作業(収穫・選別・調製・包装・箱詰め・出荷)が対象
※平均的な規模の生産者を自安として記載すること

◆収穫作業(当てはまる内容にチェックをつけること)

- 出荷規格の範囲に合わせるため、1日複数回の作業を行っている
- 出荷規格の多寡で作業内容は変わらない
- その他(加工用や、すでに出荷規格を簡素化しているため機械で収穫等)

・収穫作業の具体的な作業内容及び労働力

(例)高値であるM規格の範囲で出来るだけ出荷できるよう、1日3回手作業で収穫を行っている。

生産規模 ○a

収穫作業 年〇日程度のピーク時は、○人で対応(うち雇用△人)

(1人1日あたり収穫に係る労働時間:○時間/日)

※出荷規格の多寡で作業内容が変わらない場合は、記載不要

◆選別～出荷作業の内容と労働力

| | 作業内容 | 労働力 |
|------------------------|---|---|
| 生産者 | <p>(例1)選別のため、選別・調製・箱詰めしJAに出荷。選別は手作業。</p> <p>(例2)集落の生産者団体で共選のため、予選選別のみを行い集荷場へ持ち込む。</p> | <p>(例)生産規模:○a(H29実績) 作業人数:○名/日(ピーク時)うち雇用△名 作業時間:○時間/人・日(ピーク時)</p> <p>※収穫と選別を一括的に行っており不可分な場合は、これらにまとめて記載すること</p> |
| 選果場 (生産者団体で行うものも含む) | <p>(例)選別以降の作業を実施、選別は機械で行うが、調製・包装・箱詰めは手作業。出荷はフォークリフトでパレット積みし、搬送車を発行。</p> | <p>(例)取扱量:○t(H29実績) 作業人数:○名/日(ピーク時) 選別～箱詰め作業時間:のべ〇時間(稼働日数〇日) 出荷作業時間:ドライバーと選果場職員で行いのべ〇時間</p> |

2-4 現況の出荷資材

・包装に利用する資材

(例1)全体の9割は、包装資材としてフィルムシートを使用し、ダンボールに入れて出荷。残りは加工用として、包装せず鉄コンテナに入れて出荷。

(例2)大半(約80%)は、緩衝材を使用しダンボールに入れて出荷。残りは贈答用として、緩衝材を使用し木箱に入れ、さらにダンボールに入れて出荷。

・輸送に利用する資材

| | 出荷先 | 出荷量に占める割合 |
|---------------------|-----|-----------|
| (1)ショッタル・プラスチックパレット | | |
| 鉄コンテナ、カゴ車等 | | |
| その他のパレット | | |

・出荷に係る費用(流通コスト)

(例)15~20
(額を持たせても可) 円/kg
※決算書の直近年の実績を記載。

2-5 製約取引等の導入の効果

| 項目 | 内容 |
|--------------------|--|
| 製約取引の出荷量・割合 | 出荷量 割合 |
| 製約取引の実施相手数及び規格の種類数 | (例)直接取引の実施相手数は3社だが、直接取引用の出荷規格は統一しておりどの社向けてあっても同じで、1種類である。 |
| 市場の出荷規格との違い | (例)A品のL~Mをひとまとめに出荷している。これ以外の規格は出荷対象外である。 |
| 市場の出荷形態と流通コストとの違い | (例)ダンボールではなく鉄コンテナで出荷しているため、資材費はトータルで〇円のコスト削減となっている。 |
| 直接取引と市場出荷の作業内容の違い | (例1)収穫について機械収穫で行っているため、省力化につながっている。 (例2)〇〇向けのものは、〇規格しかなく、包装・袋詰め等がないため、大変な労働時間の短縮につながっている。 |

3. 現状の検証

3-1 現在の需求者ニーズの把握と現行出荷規格との整合性

| 項目 | 内容 |
|---------------------|--|
| 現行規格となっている背景 | (例)〇〇市場に出荷する上で、出荷規格設定当時に市場から具体的に18区分の依頼を受けていた。 |
| 市場・需求者から聞いている現在のニーズ | (例)・当産地のものを市場を通して購入している主な需求者からは、〇〇の規格については〇〇のため現状どおりが良いと言っているが、□□と△△は用途は同じであり統合してもよいのではないかと聞いている。 |
| 販売実績(単価・出荷量) | (例)・5・25の価格差が小さい上に、年間出荷量の割合が少ない、5と25それぞれに特定した用途・需要を聞いていくので、統合を検討したい。 |
| 現在のニーズと出荷規格の整合性 | (例)・20年前から当規格で出荷しており、特に市場とは規格に関しての意見交換等を実施しておらず、現在のニーズと異なる可能性がある。 ・現在も市場から言われているとおりの出荷規格であるが、〇〇等級についてここまで細分化が本当に必要なのか疑問がある。 |

3-2 将來の労働力に関する見通しを踏まえた作業体系のあり方

| | |
|--------------------|--|
| <u>将来的な労働力の見通し</u> | (例)地域の農業生産者は、10年後には現在から約2割減少する見通し。 生産年齢人口についても10年後には約1割減少の見通しであり、雇用の確保がさらに困難になる見通し。 |
|--------------------|--|

| 作業内容 | 労力確保の観点等から将来の見通しを踏まえた再検討の必要性 |
|--------|--|
| 収穫 | (例)出荷規格を意識した収穫を行っているため、成長したものを選びながらの収穫をしており大変な労力を要している。今後は一齊に機械で収穫することも考えが必要がある。 |
| 選別 | (例)生産において最も作業時間や労力を要している作業内容と思われる。搬入直後で現在の手間ではこれ以上の生産拡大は困難と思われる。また、選別場を整備しても、規格数を統合・ラインを小さくする等、少人数での作業を可能にしたい。 |
| 詰め | (例)個人で下巻箱詰めや袋詰めを行っている。直接取引分については作業のシェアリングについても相談したい。 |
| 詰め(包装) | (例)詰詰めは労力を要するので、バラ詰めで統一するか、パッケージセンターへの委託を検討したい。 |
| 出荷 | (例)規格が細分されていることで、在庫・出庫管理も細かく分かれ手間を要している。また、ロットが少ない規格については、パレットが過剰でない様態で、積み下ろし回数が多くなっている状況である。 |
| その他 | |

3-3 通過コスト低減の観点を踏まえた出荷のあり方

| 項目 | 見直しの可能性 |
|-----------|--|
| 資材に関する点 | (例)現状は、規格ごとにダンボール・出荷容器が異なるため、多種類のものを利用する必要があるが、今後は、共通の段ボールでも効率的に詰める方法がないか検討予定。 |
| 通過効率に関する点 | (例)現状は、規格ごとにパレットに積載するため、出荷量が少量の規格は通常に重ねて積載効率が低下しているが、今後は、規格の簡素化やQRコードによる梱包合理化を進め、規格の異なる品の合積みを可能とする方向で市場と協議を検討。 |
| その他 | (例)現状は、市場で客扱交換したパレットに積むか、バラ積みで輸送しているが、レンタルパレットを導入することで、パレット管理費と附帯作業料を抑制することを検討。 |

3-4 労力経減が実現できる販売方法等の検討

| 項目 | 見直しの可能性 |
|-------------------|---|
| 直接取引の拡大及び新たな取引の検討 | (例)3L・2Lの規格については加工用の面倒を広げたい。 ・直接取引先とは面談を進めていくところで、さらに〇〇程度の拡大を行いたい。 |
| 作業のアウトソーシングの可能性ほか | (例)詰詰めは労力を要するので、全体の〇〇程度は〇〇市場のパッケージセンターへの委託を検討。 |

青果物流通の合理化に向けた行動方針

【記載例】

①出荷関連作業の軽減に向けた行動内容

△あてはまる内容にチェックをつけること(複数回答可)

- | | |
|--------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 出荷規格の統合・簡素化 | <input type="checkbox"/> 簡素な出荷形態の契約取引の拡大 |
| <input type="checkbox"/> 作業のアウトソーシング | <input type="checkbox"/> 11型レンタルパレットの利用 |
| <input type="checkbox"/> その他() | |

- (例1)〇年後までに、出荷規格の等級を見直し、現在〇ある出荷規格を△に統合する。
(例2)〇年後までに、現在契約している実需者との契約取引の拡大及び新たな実需者と契約取引を行い、簡素な出荷形態の契約取引を□ポイント拡大する。
(例3)〇年後までに、当産地全体の△%程度を出荷している実需者と収穫、選別、詰め、出荷作業のシェアリングを行う契約をし、この実需者向けへの出荷作業についてはすべてアウトソーシングとする。
(例4)出荷規格が今後ともニーズに対応したものとなるよう、実需者と定期的に協議を行う。
(例5)出荷版塊区分を〇〇区分→〇〇区分に変更する。
(例6)□口の輸送について、11型レンタルパレットを利用する。

②目標に向けた具体的な行動方針

例)

※出荷規格を簡素化する場合

等級の簡素化については、複数の実需者等から統合してよい意向を示されている。

来年度までに〇〇市場関係者や主な実需者との協議を行い同意を得るとともに生産者に説明、同意を得る。2年後には簡素化した規格による出荷を試験的に行い、市場関係者、実需者等の評議を確認し、3年後から本格的に運用する。

全体の出荷量のうち、合理化を図る出荷規格に係る出荷量の割合は□%程度(H〇実績)となる見込み。

※簡素な出荷形態の契約取引を拡大する場合

契約取引を行っている実需者には、出荷規格として3等級のみの区分で出荷をしている。この実需者は現在、□t、出荷量全体の〇%程度の契約量であるが、これを△(△%)まで増加する旨、来年度までに協議を行う。また新規に、同様な出荷規格で新たな実需者とも3年後までに契約を行う見込みであり、□t(□%)程度の出荷を行う。

※アウトソーシングを行う場合

契約取引を行っている実需者は□□の収穫機械を所有しており、〇年度から収穫以降の作業を受託しているところ。

当該産地の契約栽培に係る農地でも、収穫以降の作業受託を来年度から依頼する予定。全体の〇%程度がこの作業受託の対象となるところ。

※出荷版塊区分の変更の場合

現在品種や栽培方法によって複数ある出荷区分を統合し、大口取引の拡大につなげる。

来年度までには〇〇市場関係者等と協議を行い、生産者に説明し、同意を得る。

2年後には、テスト版塊を開拓し、3年後本格的に運用する。

このことより、予約相手取引の割合を〇〇%向上させ、出荷コストも〇〇%削減する予定。

※11型レンタルパレットの利用の場合

□口について、選果ラインを11型パレットへの積付けに適合させるとともに、パレタイマーを導入し、ダンボール箱サイズの調整がしやすい品種から、出荷先卸売市場等にも調整の上、11型パレット出荷へ切り替える。通常トラック1台当たり2時間の積込み時間を30分に短縮し、附帯作業料を抑制するとともに、運送操作員の労働時間を短縮する。

別添参考様式第2号

史記卷一百一十五

3. ブラックホールの質量の上界

| 项目 | 单位 | 数量 | 单位 | 数量 | 单位 | 数量 | 单位 |
|-------------------|----|----|----|----|----|----|----|
| 设置量具：(含夹具)的项目数... | 项 | 1 | 套 | 1 | 套 | 1 | 套 |
| 内孔量... | 项 | 1 | 套 | 1 | 套 | 1 | 套 |
| 外孔量... | 项 | 1 | 套 | 1 | 套 | 1 | 套 |
| 内槽量... | 项 | 1 | 套 | 1 | 套 | 1 | 套 |
| 外槽量... | 项 | 1 | 套 | 1 | 套 | 1 | 套 |

六、子育て支援による国内総生産削減効果や、「既定している回数と累積の入れ算」においてストリクテーション率に影響された医療費削減・医療支出抑制効果等。

³...是上一次在少少一個月後被量過體重，平均體重生長的幅度為

卷之三

(新設)

| 4. 市農業の促進実績(説明)別紙 | | | | | |
|-------------------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 品目 | 年度別 | 農業生産 | | | |
| | | 第一・第二栽培面積 | 第三・第四栽培面積 | 第五・第六栽培面積 | 第七・第八栽培面積 |
| 果樹 | | | | | |
| 桃 | 平成25年 | 2,245 | 2,245 | 2,245 | 2,245 |
| 桃 | 平成26年 | 2,245 | 2,245 | 2,245 | 2,245 |
| 桃 | 平成27年 | 2,245 | 2,245 | 2,245 | 2,245 |
| 桃 | 平成28年 | 2,245 | 2,245 | 2,245 | 2,245 |
| 桃 | 平成29年 | 2,245 | 2,245 | 2,245 | 2,245 |
| 茶 | | | | | |
| 茶 | 平成25年 | 2,245 | 2,245 | 2,245 | 2,245 |
| 茶 | 平成26年 | 2,245 | 2,245 | 2,245 | 2,245 |
| 茶 | 平成27年 | 2,245 | 2,245 | 2,245 | 2,245 |
| 茶 | 平成28年 | 2,245 | 2,245 | 2,245 | 2,245 |
| 茶 | 平成29年 | 2,245 | 2,245 | 2,245 | 2,245 |
| 花き | | | | | |
| 花き | 平成25年 | 2,245 | 2,245 | 2,245 | 2,245 |
| 花き | 平成26年 | 2,245 | 2,245 | 2,245 | 2,245 |
| 花き | 平成27年 | 2,245 | 2,245 | 2,245 | 2,245 |
| 花き | 平成28年 | 2,245 | 2,245 | 2,245 | 2,245 |
| 花き | 平成29年 | 2,245 | 2,245 | 2,245 | 2,245 |

別紙2 園芸作物等の先導的取組支援

第1 (略)

第2 事業の内容等

1 支援対象となる品目及び取組内容

本事業で支援する品目及び取組内容は以下のとおりとし、品目別の詳細はI及びIIのとおりとする。

I 果樹

II 茶

(削る。)

別紙2 園芸作物等の先導的取組支援

第1 (略)

第2 事業の内容等

1 支援対象となる品目及び取組内容

本事業で支援する品目及び取組内容は以下のとおりとし、品目別の詳細はIからIIIまでのとおりとする。

I 果樹

II 茶

III 花き

(1)～(4) (略)

(削る。)

(5)～(10) (略)

(11) 推進事務

第2の1のI及びIIの事業において、事業実施主体（第2の1のIの事業においては、第2の1のIの第2の2に定める事業実施者を含む。）が、（1）から(10)までの取組の実施やこれらの取組を行う支援対象者の選考、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等を行う取組

2 補助対象経費及び補助率

補助対象経費は別表1のとおりとし、事業実施主体（第2の1のI及びIIの事業にあっては、それぞれに定める事業実施者または支援対象者）が直接的に行う、第2の1の取組に要する経費の補助率は、以下並びにI及びIIに定めるとおりとする。

ただし、果樹に係る事業にあっては、事業実施主体及び事業実施者が行う本事業の実施に必要な経費は定額とする。なお、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知）の別表1に規定する果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹労働生産性向上等対策事業の事業実施主体と同一となる場合にあっては、果樹労働生産性向上等対策事業のうち果樹経営支援等対策事業に係る事務と一体的に実施することができるものと

(1)～(4) (略)

(5) 品目等転換検討・調査

より需要のある品目等への転換を図るための市場調査等の実施及び有識者等を交えた検討に係る取組

(6)～(11) (略)

(12) 推進事務

第2の1のI及びIIの事業において、事業実施主体（第2の1のIの事業においては、第2の1のIの第2の2に定める事業実施者を含む。）が、（1）から(11)までの取組の実施やこれらの取組を行う支援対象者の選考、採択、補助金の交付、事業の進捗管理等を行う取組

2 補助対象経費及び補助率

補助対象経費は別表1のとおりとし、事業実施主体（第2の1のI及びIIの事業にあっては、それぞれに定める事業実施者または支援対象者）が直接的に行う、第2の1の取組に要する経費の補助率は、以下及びIからIIIまでに定める通りとする。

ただし、果樹に係る事業にあっては、事業実施主体及び事業実施者が行う本事業の実施に必要な経費は定額とする。なお、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号農林水産事務次官依命通知）の別表1に規定する果樹農業生産力増強総合対策のうち果樹労働生産性向上等対策事業の事業実施主体と同一となる場合にあっては、果樹労働生産性向上等対策事業のうち果樹経営支援等対策事業に係る事務と一体的に実施することができるものと

する。

(1)～(4) (略)

(削る。)

(5)～(11) (略)

第3 事業実施主体の公募

(略)

1 審査

第2の1のIの事業については農産局において、第2の1のIIの事業については地方農差局等において、応募者から提出された申請書類を審査・採点した上で、農産局長が設置する外部有識者で構成される選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）に取組内容及び成果目標の妥当性について諮るものとする。

なお、審査基準については、別表2のとおりとし、応募者から提出された申請書類を審査基準に基づき採点の上、全ての審査項目のポイントを合計し、予算の範囲内でポイントの高い者から順に補助金交付候補者として採択するものとする。同ポイントの申請が複数あった場合は、国費が少ない者を優先的に採択するものとする。

2 審査結果の通知等

(1) 農産局長は、選定審査委員会による審査結果について、第2の1のIの事業については応募者に対して、第2の1のIIの事業については地方農政局長等に対して、審査結果を通知するものとする。

(2)・(3) (略)

する。

(1)～(4) (略)

(5) 品目等転換検討・調査 定額（転換面積10a当たり2万円。ただし、1経営体当たり上限20万円とする。）

(6)～(12) (略)

第3 事業実施主体の公募

(略)

1 審査

第2の1のIの事業については農産局において、第2の1のII及びIIIの事業については地方農差局等において、応募者から提出された申請書類を審査・採点した上で、農産局長が設置する外部有識者で構成される選定審査委員会（以下「選定審査委員会」という。）に取組内容及び成果目標の妥当性について諮るものとする。

なお、審査基準については、別表2のとおりとし、応募者から提出された申請書類を審査基準に基づき採点の上、全ての審査項目のポイントを合計し、予算の範囲内でポイントの高い者から順に補助金交付候補者として採択するものとする。同ポイントの申請が複数あった場合は、国費が少ない者を優先的に採択するものとする。

2 審査結果の通知等

(1) 農産局長は、選定審査委員会による審査結果について、第2の1のIの事業については応募者に対して、第2の1のII及びIIIの事業については地方農政局長等に対して、審査結果を通知するものとする。

(2)・(3) (略)

第4 事業実施手続

1 事業実施計画

(1) 事業実施主体は、事業実施前に、別紙様式第1号により事業実施計画を作成の上、第2の1のIにあっては農産局長、第2の1のIIにあっては地方農政局長等(以下「農産局長等」という。)へ提出し、その妥当性について協議を行うものとする。

なお、農産局長が別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者の事業実施計画については、農産局長等との協議を行ったものとみなすことができる。

(2) (略)

(3) 第2の1のIIの事業の場合、地方農政局長等は、提出された事業実施計画について、次のアからウまで全て満たすよう指導するものとする。

ア～ウ (略)

2 (略)

3 農業機械等のリース導入に係る留意事項

(1) リースを行う農業機械等の範囲

第2の1の(10)に係るリースを行う農業機械等は、事業を実施するために直接必要なものとし、次に掲げる農業機械等は対象から除くものとする。

ア～オ (略)

(2) ~ (5) (略)

第7 点検評価等

第4 事業実施手続

1 事業実施計画

(1) 事業実施主体は、事業実施前に、別紙様式第1号により事業実施計画を作成の上、第2の1のIにあっては農産局長、第2の1のII及びIIIにあっては地方農政局長等(以下「農産局長等」という。)へ提出し、その妥当性について協議を行うものとする。

なお、農産局長が別に定める公募要領により選定された補助金等交付候補者の事業実施計画については、農産局長等との協議を行ったものとみなすことができる。

(2) (略)

(3) 第2の1のII及びIIIの事業の場合、地方農政局長等は、提出された事業実施計画について、次のアからウまで全て満たすよう指導するものとする。

ア～ウ (略)

2 (略)

3 農業機械等のリース導入に係る留意事項

(1) リースを行う農業機械等の範囲

第2の1の(11)に係るリースを行う農業機械等は、事業を実施するために直接必要なものとし、次に掲げる農業機械等は対象から除くものとする。

ア～オ (略)

(2) ~ (5) (略)

第7 点検評価等

1 事業実施状況の報告

(1) 事業実施主体は、本要綱第36に基づき、事業実施年度における事業の実施状況を別紙様式第3号により作成し、事業実施年度の翌年度の7月末日までに農産局長へ報告するものとする。

(2) (略)

2 事業の評価及び改善指導

(1) 事業実施主体は、本要綱第37に基づき、成果目標の達成状況について、別紙様式第4号により自己評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに農産局長等へ報告するものとする。

(2) (略)

別表2 (審査基準) (略)

2 各品目の審査基準

(1)・(2) (略)

(削る。)

1 事業実施状況の報告

(1) 事業実施主体は、本要綱第35に基づき、事業実施年度における事業の実施状況を別紙様式第3号により作成し、事業実施年度の翌年度の7月末日までに農産局長へ報告するものとする。

(2) (略)

2 事業の評価及び改善指導

(1) 事業実施主体は、本要綱第36に基づき、成果目標の達成状況について、別紙様式第4号により自己評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに農産局長等へ報告するものとする。

(2) (略)

別表2 (審査基準) (略)

2 各品目の審査基準

(1)・(2) (略)

(3) 花き

| 審査基準 | 評価項目 | 配分基準 | ポイント |
|--|--|--|--|
| <u>成果目標に関する基準</u> <u>(IV の 第 8 の</u> <u>1)</u> | <u>転換元品目から</u> <u>転換先品目への</u> <u>転換面積</u> <u>※転換先面積の</u> <u>品目が複数の場</u> <u>合は、各品目の</u> <u>合計の面積とす</u> <u>る。</u> | <u>140a以上</u> <u>115a以上</u> <u>90a以上</u> <u>65a以上</u> <u>40a以上</u> <u>40a未満</u> | <u>5</u> <u>4</u> <u>3</u> <u>2</u> <u>1</u> <u>0</u> |
| <u>転換先品目に関</u> | <u>・転換先品目の</u> <u>需要を把握し</u> | <u>5つ満たす。</u> <u>4つ満たす。</u> | <u>5</u> <u>4</u> |

| | | | |
|--------------------|---|---|---|
| | <p><u>する需要状況等</u></p> <p>ているか。 • 転換面積と需 要見込み量が 整合している と認められる か。 • 転換先品目の 需要が輸出拡 大又は新たな 用途などの國 内旣存生産 者と競合しな い需要か。 • 転換先品目に ついて継続的 な需要確保が 見込まれる か。 • 協議会の場合 は実需者（実需 者と取引がある 市場等の流通業 者を含む）が構 成員となってい る、協議会以外 の場合は実需者 と連携し事業を 実施する体制と なっているか。</p> | <p><u>3つ満たす。</u> <u>2つ満たす。</u> <u>1つ満たす。</u> <u>1つも満たさな い。</u></p> | <p><u>3</u> <u>2</u></p> <p><u>1</u> <u>0</u></p> |
| I 果樹 第2 事業実施主体等 | I 果樹 第2 事業実施主体等 | | |

| | |
|---|---|
| <p>1・2 (略)</p> <p>3 支援対象者</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55年法律第 65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項に定める地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた担い手等（目標地図に位置付けられている認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織）、市町村の基本構想（基盤法第 6 条第 1 項に定める基本構想）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。）</p> <p>(4)～(7) (略)</p> | <p>1・2 (略)</p> <p>3 支援対象者</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和 55年法律第 65号。以下「基盤法」という。）第19条第1項に定める地域計画をいう。以下同じ。）のうち目標地図（同条第3項の地図をいう。以下同じ。）に位置付けられた担い手等（目標地図に位置付けられている認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成 18 年法律第 88 号）第 2 条第 4 項第 1 号ハに定める組織）、市町村の基本構想（基盤法第 6 条第 1 項に定める基本構想）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市町村が認める者をいう。）</p> <p>(4)～(7) (略)</p> |
| <p>第3 事業の内容</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 植栽（別紙2の第2の1 <u>(7)</u> 及び伐採・抜根・整地（別紙2の第2の1 <u>(5)</u> とあわせて行う植栽（伐採後、伐採した面積と同規模の農地に新たに植栽する場合を含む。Iにおいて以下同じ。）については、国際競争力の強化に向けた果樹産地の体质強化を図るための省力樹形（未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、面積当たりの労働時間の縮減、又は面積当たり収量増加を慣行比10%以上とすることが栽培結果若しくは事例で確認できる樹。Iにおいて以下</p> | <p>第3 事業の内容</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 植栽（別紙2の第2の1 <u>(8)</u> 及び伐採・抜根・整地（別紙2の第2の1 <u>(6)</u> とあわせて行う植栽（伐採後、伐採した面積と同規模の農地に新たに植栽する場合を含む。Iにおいて以下同じ。）については、国際競争力の強化に向けた果樹産地の体质強化を図るための省力樹形（未収益となる期間の短縮が期待できるものであり、かつ、面積当たりの労働時間の縮減、又は面積当たり収量増加を慣行比10%以上とすることが栽培結果若しくは事例で確認できる樹。Iにおいて以下</p> |

同じ。) や、省力的植栽 (園地内の作業道を確保し、樹高を低く仕立てるなど、整列して作業性、安全性を高めた植栽方法。Iにおいて以下同じ。)、優良品種・品種の植栽とし、一斉改植で行う植栽は、省力樹形または省力的植栽とする。

- (3) 別紙2の第2の1の(8)の未収益支援の補助率は、10a当たり22万円の定額とする。

第4 事業の実施要件

(略)

(1) 別紙2の第2の1に定める取組のうち(4)以外の取組については、事業を実施する地域は、産地計画が策定されている地域又は事業実施年度中に産地計画を策定することが確実と見込まれる地域であり、(6)に定める取組のうち一斉改植に伴う代替園地での生産性回復に係る取組、(7)及び(8)に定める取組の対象とする園地は、地域計画の区域内（地域計画の区域内に含まれることが確実な場合も含む。）であり、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。また、技術の実証については、実施する取組の内容は、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第2条の3に基づき都道府県が策定する果樹農業振興計画の方針に沿ったものであること。

(2) 別紙2の第2の1(6)に定める取組のうち一斉改植に伴う代替園地での生産性回復に係る取組、(7)及び(8)に定める取組について、支援対象者は事業実施の4年後に転換の態様が維持されていること等を確認し、事業実施者に報告す

同じ。) や、省力的植栽 (園地内の作業道を確保し、樹高を低く仕立てるなど、整列して作業性、安全性を高めた植栽方法。Iにおいて以下同じ。)、優良品種・品種の植栽とし、一斉改植で行う植栽は、省力樹形または省力的植栽とする。

- (3) 別紙2の第2の1の(9)の未収益支援の補助率は、10a当たり22万円の定額とする。

第4 事業の実施要件

(略)

(1) 別紙2の第2の1に定める取組のうち(4)以外の取組については、事業を実施する地域は、産地計画が策定されている地域又は事業実施年度中に産地計画を策定することが確実と見込まれる地域であり、(7)に定める取組のうち一斉改植に伴う代替園地での生産性回復に係る取組、(8)及び(9)に定める取組の対象とする園地は、地域計画の区域内（地域計画の区域内に含まれることが確実な場合も含む。）であり、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な園地であること。また、技術の実証については、実施する取組の内容は、果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）第2条の3に基づき都道府県が策定する果樹農業振興計画の方針に沿ったものであること。

(2) 別紙2の第2の1(7)に定める取組のうち一斉改植に伴う代替園地での生産性回復に係る取組、(8)及び(9)に定める取組について、支援対象者は事業実施の4年後に転換の態様が維持されていること等を確認し、事業実施者に報告す

ること。

転換の態様が維持されていること等の確認に当たっては、事業実施の内容、転換の態様が維持されているか等について第5に定める果樹先導的取組支援事業実施計画との突合を行うとともに、確認時の対象果樹園の写真（日付入り）等の確認根拠書類を5年間保管すること。

(3) (略)

(4)

ア～ウ (略)

エ 別紙2の第2の1の(6)に定める取組のうち一斉改植に伴う代替園地での生産性回復に係る取組：支援対象者ごとに、当該支援対象者が一斉改植（支援対象者ごとに、当該産地における当該品目のおおむね1経営体当たりの平均栽培面積以上である場合に限る。）を行った面積以下

オ 別紙2の第2の1の(7)に定める取組のうち一斉改植：支援対象者ごとに、当該産地における当該品目のおおむね1経営体当たりの平均栽培面積以上

(5)・(6) (略)

(7) 別紙2の第2の1(2)に定める取組のうち雨よけ設備の設置及び展示については、別紙2の第2の1(7)に定める植栽の取組と一体的に実施するものとする。

(8) (略)

(9) 別紙2の第2の1の(6)に定める取組のうち一斉改植に伴う代替園地での生産性回復に係る取組について、支援対象者は事業実施から5年間当該代替園地において営農を継続するとともに、一斉改植を行った園地が成園化した後も、支援

すること。

転換の態様が維持されていること等の確認に当たっては、事業実施の内容、転換の態様が維持されているか等について第5に定める果樹先導的取組支援事業実施計画との突合を行うとともに、確認時の対象果樹園の写真（日付入り）等の確認根拠書類を5年間保管すること。

(3) (略)

(4)

ア～ウ (略)

エ 別紙2の第2の1の(7)に定める取組のうち一斉改植に伴う代替園地での生産性回復に係る取組：支援対象者ごとに、当該支援対象者が一斉改植（支援対象者ごとに、当該産地における当該品目のおおむね1経営体当たりの平均栽培面積以上である場合に限る。）を行った面積以下

オ 別紙2の第2の1の(8)に定める取組のうち一斉改植：支援対象者ごとに、当該産地における当該品目のおおむね1経営体当たりの平均栽培面積以上

(5)・(6) (略)

(7) 別紙2の第2の1(2)に定める取組のうち雨よけ設備の設置及び展示については、別紙2の第2の1(8)に定める植栽の取組と一体的に実施するものとする。

(8) (略)

(9) 別紙2の第2の1の(7)に定める取組のうち一斉改植に伴う代替園地での生産性回復に係る取組について、支援対象者は事業実施から5年間当該代替園地において営農を継続するとともに、一斉改植を行った園地が成園化した後も、支援

対象者又は事業実施者は当該代替園地を適切に管理する体制を整えること。

第8 その他

- 1・2 (略)
- 3 環境負荷低減の取組

対象者又は事業実施者は当該代替園地を適切に管理する体制を整えること。

第8 その他

- 1・2 (略)
- 3 支援対象者は、事業実施計画の承認申請に当たって、別紙様式第6号－1の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で事業実施者に提出すること。

事業実施者は、支援対象者から当該チェックシートを収集し、当該支援対象者が各取組を実施する旨をリストに整理して当該リストを事業実施主体に提出するとともに、当該チェックシートを保管すること。

事業実施主体は、自ら別紙様式第6号－3の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業実施者から収集したチェックシートのリストを農産局長に提出すること。

(新設)

(1) 支援対象者は、事業実施計画の承認申請に当たって、別紙様式第6号－1の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下、「チェックシート」という。）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で事業実施者に提出するものとする。

また、事業完了後においては、実際に取り組んだ内容をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施者に提出し、保管するものとする。

- (2) 事業実施者は、別紙様式第6号－3のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、全ての支援対象者から当該チェックシートを収集し、当該支援対象者が各取組を実施する旨をリストに整理して当該リストを事業実施主体に提出するとともに、当該チェックシートを保管するものとする。
また、事業完了後においても、実際に取り組んだ内容をチェックした上で整理したリストを実績報告書の提出と併せて、事業実施主体に提出するものとする。
- (3) 事業実施主体は、自ら別紙様式第6号－3のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、事業実施者から収集した実施者リストと併せて、農産局長に提出するものとする。
また、事業完了後においても、実際に取り組んだ内容を整理したリストを実績報告書と併せて、農産局長に提出するものとする。
- (4) ただし、GAP認証を取得している者は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、認証書等の写しを提出することでチェックシートの提出を省略することができるることとし、対象となるGAP認証はJGAP(農産)、ASIA GAP、GLOBAL G.A.P.及び国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAP(管理体制を有するものに限る)とする。
- (5) 国は、実施者リストに記載された者から抽出して、環境負荷の取組を実施したかどうかを確認するものとする。

II 茶

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

II 茶

第3 事業の内容等

1 (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 植栽 (別紙2の第2の1(7)。台切りを含む。) 及び伐採・
拔根・整地 (別紙2の第2の1(5)) とあわせ行う植栽 (伐
採後、伐採した面積と同規模の農地に新たに植栽する場合を
含む。) については、国際競争力の強化に向けた茶産地の体質
強化を図ることができる優良品種の植栽とする。

(5) 未収益支援 (別紙2の第2の1(8)) については、次に
掲げる支援内容の区分に応じ、支援内容ごとの支援対象面積
に10a当たり単価の欄に掲げる金額を乗じて得た金額を補助
金の総額とする。

(略)

2 (略)

3 茶関連産業等の連携した新形態の大規模茶産地モデル形成

(1) (略)

(2) 大規模茶産地モデル形成に取り組む産地は、別紙2の第2
の1の(1)から(3)まで、(5)又は(7)から(11)ま
でのいずれか又はこれらのうち複数の取組を選択するものと
する。

(3) (略)

第4 事業の実施要件

(略)

(1) ~ (5) (略)

(6) (略)

第3 事業の内容等

1 (略)

(1) ~ (3) (略)

(4) 植栽 (別紙2の第2の1(8)。台切りを含む。) 及び伐採・
拔根・整地 (別紙2の第2の1(6)) とあわせ行う植栽 (伐
採後、伐採した面積と同規模の農地に新たに植栽する場合を
含む。) については、国際競争力の強化に向けた茶産地の体質
強化を図ることができる優良品種の植栽とする。

(5) 未収益支援 (別紙2の第2の1(9)) については、次に
掲げる支援内容の区分に応じ、支援内容ごとの支援対象面積
に10a当たり単価の欄に掲げる金額を乗じて得た金額を補助
金の総額とする。

(略)

2 (略)

3 茶関連産業等の連携した新形態の大規模茶産地モデル形成

(1) (略)

(2) 大規模茶産地モデル形成に取り組む産地は、別紙2の第2
の1の(1)から(3)まで、(6)又は(8)から(12)ま
でのいずれか又はこれらのうち複数の取組を選択するものと
する。

(3) (略)

第4 事業の実施要件

(略)

(1) ~ (5) (略)

(6) (略)

ア (略)
イ (略)
(ア) ~ (カ) (略)
(キ) 過去に本事業を含む国庫補助事業による支援を受けて、第3の1(2)及び(4)に定める取組のうち同一内容の取組を実施していないこと。

(7) 受益農業従事者にあっては別紙様式第6号-1、食品関連事業者にあっては別紙様式第6号-2、民間事業者にあっては別紙様式第6号-3のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出すること。

事業実施主体は、全ての受益農業従事者並びに構成員である食品関連事業者及び民間事業者からチェックシートを収集し、本要綱第9の規定に基づき、別記様式第1号-1により交付申請書を提出する際、その写しを地方農政局長に提出すること。

また、事業実施後、受益農業従事者、食品関連事業者又は民間事業者は、チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出すること。

事業実施主体は、全ての受益農業従事者並びに構成員である食品関連事業者及び民間事業者からチェックシートを収集し、本要綱第19の規定に基づき、別記様式第7号-1により

ア (略)
イ (略)
(ア) ~ (カ) (略)
(キ) 過去(同一の作物年に実施する場合を除く)に本事業を含む国庫補助事業による支援を受けて、第3の1(2)又は(4)に定める取組を実施した茶園でないこと。ただし、第3の1(2)に定める取組に対する支援を受けた茶園については、過去に同一の支援を受けている場合を除きこの限りではない。

(7) 受益農業従事者にあっては別紙様式第6号-1、食品関連事業者にあっては別紙様式第6号-2、民間事業者にあっては別紙様式第6号-3の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出すること。

事業実施主体は、全ての受益農業従事者からチェックシートを収集し、本要綱第9の規定に基づき、別記様式第1号-1により交付申請書を提出する際、その写しを地方農政局長に提出すること。

実績報告書を提出する際、その写しを地方農政局長に提出すること。なお、チェックシートを提出した受益農業従事者から抽出して、農林水産省等の職員が実際に環境負荷低減の取組をしたかどうか確認を行うものとする。

ただし、GAP認証を取得している者は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、認証書等の写しを提出することでチェックシートの提出を省略することができる」とし、対象となるGAP認証はJGAP（農産）、ASIA GAP、GLOBAL G.A.P. 及び国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAP（管理体制を有するものに限る）とする。

(削る。)

III 花き

第1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大等を契機として、人々の生活様式の変化が定着する中で、花きの需要は葬儀やイベントなどの業務用が大きく減少し、個人・家庭向けの需要等が増加するなど、実需者から求められる用途や品目等が急激に変化している。

このような状況の中、花き産地の中には急激な需要変化に対応できず、供給過多あるいは供給不足といった品目が発生しており、産地の生産品目を現在の需要動向に適応したものとともに、実需から需要の高い品目の生産拡大、安定供給が課題となっている。

また、我が国の切り花等の輸出が増加傾向にある中、輸出先国で需要がある品目の供給が追いつかず、輸出拡大の機会を逃

している、あるいは我が国への外国産品の輸入が減少し、国産品を求める実需者の声があるにもかかわらず、当該品目を供給できず、国内シェアの奪還の好機を逸しているといった事態も見られる。

このような課題に対応し、我が国の花きの国際競争力の強化、産地の維持及び発展を図るために、需要変化によって需要回復が見込まれない花き品目（以下「転換元品目」という。）から需要がある品目、品種（以下「転換先品目」という。）への産地の作付の転換を速やかに行い、実需者が求める品目等の安定供給が可能な生産体制を早期に構築することが必要である。

このため、国内外の需要変化に対応し、マーケットインの発想で需要がある品目等への転換を行い、生産体制の強化に取り組む産地の先導的な取組を支援する。

第2 事業実施主体

(1) 本事業の事業実施主体は以下に掲げる者とする。

ア (2) の要件を満たす協議会

イ 農業協同組合連合会又は農業協同組合

ウ 生産者団体（構成員に事業対象品目の生産者を5戸以上含み、本事業の取組を実施できる体制を有するとともに法人格を有する団体）

(2) 協議会の要件は次のとおりとする。

ア 本事業を活用し品目等転換の取組を行う意向がある5戸以上の生産者又は生産者団体、農業関係団体、都道府県、市町村、実需者（実需者と取引がある市場等の流通業者を含む）、試験研究機関など本取組の実施に必要な関係者が参画しており、こ

のうち5戸以上の生産者又は生産者団体が必ず含まれていること。

イ 協議会の構成員の中から本事業の実施及び補助金の会計処理等を適正に行う能力及び体制を有する者又は団体が協議会事務局として選定されていること。

ウ 協議会事務局が補助金交付等に関する全ての手続等を行うこと。

エ 協議会の代表者及び意志決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約を定めていること。

オ 事業に関する会計手続等について、一つの手続につき複数の者が関与する等、不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

(3) 品目等転換の取組を円滑に行うため、事業実施主体は、転換先品目についての需要を有する実需者との連携体制の構築に努めるものとする。

第4 事業の実施要件

本事業の実施要件は、次に掲げる全ての要件を満たしていることとする。

(1) 事業対象面積が1つの事業実施計画につきおおむね50a以上となること。

(2) 事業の実施について、事業実施地区内で合意形成が行われていること。

(3) 事業実施主体は、転換元品目から転換先品目への転換面積を成果目標とし、その目標年度を事業完了年度の翌年度とした成

果目標を設定すること。

第5 採択等

本事業の採択に当たっては、本要綱並びに農産局長が別に定める公募要領に照らし、適正かつ高い事業効果が見込まれる事業実施計画を選定し、予算の範囲内で採択を行うものとする。
なお、選定に当たっては、事業実施主体の適格性及び以下の観点により審査を行うこととする。

(1) 優先順位の高い取組

- ア 転換先品目の需要を把握している取組
- イ 転換先品目の需要見込みと転換面積が整合していると認められる取組
- ウ 輸出向けの品目への転換等、新規需要に対応する取組
- エ 協議会の構成員に実需者が含まれるなど実需者との連携を確保している取組
- オ 転換先品目について、継続的な需要確保が見込まれている取組

(2) 転換先品目等の調整

複数の協議会から同一の品目への転換が多数要望された場合にあっては、農産局長は転換先品目の需要の規模や他産地への影響等について確認するため、必要に応じヒアリングを行い、調整等を行うことができる。

第6 事業実施上の留意点

- 1 事業実施主体は、品目等転換を行うに当たり転換先品目に明確な需要（実需者からの取扱要望等）があることを調査等によ

り把握するほか、事業実施地区及び近隣産地の転換先品目生産者への影響を分析し、他の転換先品目生産者への悪影響が生じないよう配慮するものとする。

また、品目等転換の方針や内容について必要に応じ、関係取引先や都道府県、市町村、農業団体等の意見を聞くものとする。

2 本事業により品目等転換に必要な検討や需要調査等を行った結果、本事業による品目等転換の実施が困難であると認められる場合は、地方農政局長等に速やかに報告を行い、指導を受けるものとする。

3 転換先品目の選定に当たっては、転換先品目の需要が一過性のものであり短期で消失する可能性がないかなど需要の継続性を考慮するものとする。

4 転換先品目については、する事業の点検評価が終了するまでは原則として、他の品目への転換、作付けの中止等を行わないものとする。

5 事業実施主体は、事業評価が終了後も転換先品目の生産の継続に努めるものとする。なお、事業実施後の需要変化等により転換先品目の継続が困難あるいは別の品目へ転換した方が生産者の所得向上に資するなど合理的な理由がある場合はこの限りでない。

6 本事業で導入する生産資材等の選定に当たっては、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象とすることがないよう、公正かつ合理的に選定を行うこととする。

7 事業実施主体は、生産資材、農業設備等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札等の実施又はAGMIRUの活用等を通じて、複数の業者から見積りを提出させること等により、事業費

の低減に向けた取組を行うものとする。

8 環境負荷低減の取組

- (1) 事業実施主体の構成員として本事業の取組に参加する農業者は、別紙様式第6号-1の環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを事業実施主体に提出すること。
- (2) 事業実施主体は、自ら別紙様式第6号-3のチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、構成員として本事業の取組に参加する農業者から(1)のチェックシートを収集し、当該農業者が各取組を実施する旨を実施者リストに記載して、当該リストを地方農政局長等に提出するとともに、当該チェックシートを保管すること。

別紙様式第1号 (略)

注2:関係書類として、別紙様式第1号—1及び第1号—2—1(茶にあっては第1号—2—2(※別紙2のⅡの第3の1の(3)のウに掲げる取組を行う場合を除く。))を添付すること。また、茶にあっては、別紙2のⅡの第3の3に掲げる取組を実施する場合は、別紙様式第1号—2—2—3を、別紙2のⅡの第3の1の(3)のウに掲げる取組を実施する場合は、別紙様式第1号—2—2—4を併せて添付する。

別紙様式第1号—1

第2 本事業の取組計画（実施状況）

- 1・2 (略)
- 3. 品質向上 ※茶のみ
- 4 (略)
- (削る。)

別紙様式第1号 (略)

注2:関係書類として、別紙様式第1号—1及び第1号—2—1(茶にあっては第1号—2—2(※別紙2のⅡの第3の1の(3)のウに掲げる取組を行う場合を除く。)、花きにあっては第1号—2—3)を添付すること。また、茶にあっては、別紙2のⅡの第3の3に掲げる取組を実施する場合は、別紙様式第1号—2—2—3を、別紙2のⅡの第3の1の(3)のウに掲げる取組を実施する場合は、別紙様式第1号—2—2—4を併せて添付する。

別紙様式第1号—1

第2 本事業の取組計画（実施状況）

- 1・2 (略)
- 3. 品質向上
- 4 (略)
- 5. 品質等転換検討・調査

① 品目等転換に必要な種苗等の導入計画（結果）

| 転換元品目 | | 転換先品目 | | 取組内容 備考（転換元品目の選定理由や栽培面積の根拠を記載） |
|-------|----|-------|----|-----------------------------------|
| 品目名 | 面積 | 品目名 | 面積 | |
| | | | | |
| | | | | |

② 需要調査等の実施計画

| 実施期間 | 調査地 | 調査内容 | 事業費の内訳 | 備考 |
|------|-----|------|--------|----|
| | | | | |

5・6 (略)

7 (略) (削る。)

8 (略) (削る。)

9. 研修会の開催等 ※茶のみ

10・11 (略)

6・7 (略)

8 (略) ※果樹・茶のみ

9 (略) ※果樹・茶のみ

10. 研修会の開催等

11・12 (略)

第3 事業実施経費

| 事業内容 | | (略) | (略) | (略) |
|--------------------|-------|-----|-----|-----|
| 果樹・茶の安定供給体制 | | | | |
| (略) | | | | |
| (略) | (略) | | | |
| | (略) | | | |
| 3 品質向上 <u>※茶のみ</u> | | | | |
| (略) | (略) | | | |
| | (略) | | | |
| (略) | | | | |
| (略) | (略) | | | |
| | (略) | | | |
| (削る。) | | | | |
| (削る。) | (削る。) | | | |
| | (削る。) | | | |
| 5 (略) | | | | |
| (略) | (略) | | | |
| | (略) | | | |

第3 事業実施経費

| 事業内容 | | (略) | (略) | (略) |
|----------------|------|-----|-----|-----|
| 果樹・茶・花きの安定供給体制 | | | | |
| (略) | | | | |
| (略) | (略) | | | |
| | (略) | | | |
| 3 品質向上 | | | | |
| (略) | (略) | | | |
| | (略) | | | |
| (略) | | | | |
| (略) | (略) | | | |
| | (略) | | | |
| 5 品目等転換検討・調査 | | | | |
| (略) | 費 目 | | | |
| | 費 目 | | | |
| 6 (略) | | | | |
| (略) | (略) | | | |
| | (略) | | | |

| | | | | |
|--------------------------|--|--|--|--|
| <u>6</u> (略) | | | | |
| (略) | | | | |
| (略) | | | | |
| <u>7</u> (略) (削る。) | | | | |
| (略) | | | | |
| (略) | | | | |
| <u>8</u> (略) (削る。) | | | | |
| (略) | | | | |
| (略) | | | | |
| <u>9</u> (略) <u>※茶のみ</u> | | | | |
| (略) | | | | |
| (略) | | | | |
| <u>10</u> (略) | | | | |
| (略) | | | | |
| (略) | | | | |
| <u>11</u> (略) | | | | |
| (略) | | | | |
| (略) | | | | |
| (略) | | | | |

注1～注3 (略)

別紙様式第1号-2-2 茶産地展開計画

※別記1別紙2第2 (3) (5) (7) (8) のいずれかに取り組む

| | | | | |
|-----------------------------|--|--|--|--|
| <u>7</u> (略) | | | | |
| (略) | | | | |
| (略) | | | | |
| <u>8</u> (略) <u>※果樹・茶のみ</u> | | | | |
| (略) | | | | |
| (略) | | | | |
| <u>9</u> (略) <u>※果樹・茶のみ</u> | | | | |
| (略) | | | | |
| (略) | | | | |
| <u>10</u> (略) | | | | |
| (略) | | | | |
| (略) | | | | |
| <u>11</u> (略) | | | | |
| (略) | | | | |
| (略) | | | | |
| <u>12</u> (略) | | | | |
| (略) | | | | |
| (略) | | | | |
| (略) | | | | |

注1～注3 (略)

別紙様式第1号-2-2 茶産地展開計画

※別記1別紙2第2 (3) (6) (8) (9) のいずれかに取り組む

場合は別紙様式第1号-2-2-1及び第1号-2-2-2も添付すること。

(略)

(削る。)

場合は別紙様式第1号-2-2-1及び第1号-2-2-2も添付すること。

(略)

別紙様式第1号-2-3 事業実施計画書（花き）

※実施結果報告時には記載内容を計画から実施結果に修正すること。

1 取組実施の背景・産地の課題

2 転換先品目の需要確認の状況、他産地への影響分析

3 品事業の実施により見込まれる効果（発現した）効果

4 本事業の取組計画

ア 技術実証・展示・設置計画（結果）

① 検討会の開催

| <u>実施時期</u> | <u>実施場所及び 実施面積</u> | <u>目的及び実施 内容</u> | <u>事業費の内訳</u> | <u>備考</u> |
|-------------|------------------------|----------------------|---------------|-----------|
| | | | | |

② 実証試験等の実施

| <u>実施時期</u> | <u>実施場所及び 実施面積</u> | <u>目的及び実施 内容</u> | <u>事業費の内訳</u> | <u>備考</u> |
|-------------|------------------------|----------------------|---------------|-----------|
| | | | | |

③ マニュアルの作成

| <u>実施時期</u> | <u>実施場所及び</u> | <u>目的及び実施</u> | <u>事業費の内訳</u> | <u>備考</u> |
|-------------|---------------|---------------|---------------|-----------|
| | | | | |

| | | | | |
|--|------|----|--|--|
| | 実施面積 | 内容 | | |
| | | | | |

イ 栽培環境整備計画（結果）

① 検討会の開催

| 実施時期 | 実施場所及び 実施面積 | 目的及び実施 内容 | 事業費の内訳 | 備考 |
|------|----------------|--------------|--------|----|
| | | | | |

② 栽培環境整備内容

| 実施時期 | 転換先品目の需要見込み (数量又は面積) | 事業費の内訳 | 備考 |
|------|-------------------------|--------|----|
| | | | |

添付資料 注 1 :事業計画の取組の一部業務を委託した場合は委契
計画書の案
注 2 :設備等を導入する場合は、カタログ、見積書等
注 3 :事業実施主体が協議会である場合は、規約（案）
の写し、構成員名簿

別紙様式第 2 号 (略)

施行注意：茶の場合は、※については事業実施主体の所在地を所管する農政局長等とする。

別紙様式第 3 号 (略)

施行注意：茶の場合は、※については事業実施主体の所在地を所管する農政局長等とする。

別紙様式第 4 号 (略)

別紙様式第 2 号 (略)

施行注意：茶または花きの場合は、※については事業実施主体の所在地を所管する農政局長等とする。

別紙様式第 3 号 (略)

施行注意：茶または花きの場合は、※については事業実施主体の所在地を所管する農政局長等とする。

別紙様式第 4 号 (略)

添付資料 評価報告書(様式は別紙様式第1号—1及び第1号—2—1(茶にあっては第1号—2—2(※別紙2のⅡの第3の1の(3)のウに掲げる取組を行う場合を除く。))に準ずるものとする。)

施行注意:茶の場合は、※については事業実施主体の所在地を所管する地方農政局長等とする。

| 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(農業経営体向け) | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------------------|--|---|--|--|--|---|---|---|--|--|--|
| 下記の項目毎に必ず該当箇所に該当するものに記入し、該当箇所内に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」を記入して下さい。 該当しない場合は、「 <input type="checkbox"/> 」を記入して下さい。 | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>(1)適正な施肥</td> <td>(4)黒鶴及び害虫の発生防止</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 肥料の適正な保管</td> <td><input type="checkbox"/> 農業・害虫の発生防止・既成に努める</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 肥料の使用状況毎の記録・保存に努める</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 作物特性やデータに基づき施肥設計を検討</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 有機物の適正な活用による土作りを検討</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 農業機械物の廃棄に努め、適正に処理</td> <td></td> </tr> </table> | | (1)適正な施肥 | (4)黒鶴及び害虫の発生防止 | <input type="checkbox"/> 肥料の適正な保管 | <input type="checkbox"/> 農業・害虫の発生防止・既成に努める | <input type="checkbox"/> 肥料の使用状況毎の記録・保存に努める | | <input type="checkbox"/> 作物特性やデータに基づき施肥設計を検討 | | <input type="checkbox"/> 有機物の適正な活用による土作りを検討 | | <input type="checkbox"/> 農業機械物の廃棄に努め、適正に処理 | |
| (1)適正な施肥 | (4)黒鶴及び害虫の発生防止 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 肥料の適正な保管 | <input type="checkbox"/> 農業・害虫の発生防止・既成に努める | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 肥料の使用状況毎の記録・保存に努める | | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 作物特性やデータに基づき施肥設計を検討 | | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 有機物の適正な活用による土作りを検討 | | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 農業機械物の廃棄に努め、適正に処理 | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>(2)適正な耕作</td> <td>(5)農業物の発生抑制、 適正な耕種的な利用及び適正な施肥</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 病害虫・雑草が発生しない生育条件の整備を検討</td> <td><input type="checkbox"/> (6)生物多様性への悪影響の防止</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の徹底及びタイミングの検討</td> <td><input type="checkbox"/> 農業街・農業地帯の発生状況を把握した上で防除の徹底及びタイミングの検討</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 多様な防除方法(防除薬材、使用方法)を適用した防除を検討</td> <td><input type="checkbox"/> 多様な防除方法(防除薬材、使用方法)を適用した防除を検討(両側)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 農業の適正な管理・保存</td> <td><input type="checkbox"/> 農業の適正な管理・保存</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 農業の使用状況毎の記録・保存</td> <td></td> </tr> </table> | | (2)適正な耕作 | (5)農業物の発生抑制、 適正な耕種的な利用及び適正な施肥 | <input type="checkbox"/> 病害虫・雑草が発生しない生育条件の整備を検討 | <input type="checkbox"/> (6)生物多様性への悪影響の防止 | <input type="checkbox"/> 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の徹底及びタイミングの検討 | <input type="checkbox"/> 農業街・農業地帯の発生状況を把握した上で防除の徹底及びタイミングの検討 | <input type="checkbox"/> 多様な防除方法(防除薬材、使用方法)を適用した防除を検討 | <input type="checkbox"/> 多様な防除方法(防除薬材、使用方法)を適用した防除を検討(両側) | <input type="checkbox"/> 農業の適正な管理・保存 | <input type="checkbox"/> 農業の適正な管理・保存 | <input type="checkbox"/> 農業の使用状況毎の記録・保存 | |
| (2)適正な耕作 | (5)農業物の発生抑制、 適正な耕種的な利用及び適正な施肥 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 病害虫・雑草が発生しない生育条件の整備を検討 | <input type="checkbox"/> (6)生物多様性への悪影響の防止 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の徹底及びタイミングの検討 | <input type="checkbox"/> 農業街・農業地帯の発生状況を把握した上で防除の徹底及びタイミングの検討 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 多様な防除方法(防除薬材、使用方法)を適用した防除を検討 | <input type="checkbox"/> 多様な防除方法(防除薬材、使用方法)を適用した防除を検討(両側) | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 農業の適正な管理・保存 | <input type="checkbox"/> 農業の適正な管理・保存 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 農業の使用状況毎の記録・保存 | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>(3)エキスギーの節減</td> <td>(7)環境関係法令の遵守等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 耕種・ハスク等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める</td> <td><input type="checkbox"/> ひとりの省エネルギーと栽培の連携</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 設備・工具を整備し、手心省・省エネルギー消費率をいつづに努める</td> <td><input type="checkbox"/> 開拓方法の遵守</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 耕作機械等の点検・車両の適切な整備と管理の実施に努める</td> <td><input type="checkbox"/> 黒鶴・ハスク等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 正しい位置に設けた作業安全に努める</td> <td><input type="checkbox"/> 設備・工具を整備し、手心省・省エネルギー消費率をいつづに努める</td> </tr> </table> | | (3)エキスギーの節減 | (7)環境関係法令の遵守等 | <input type="checkbox"/> 耕種・ハスク等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める | <input type="checkbox"/> ひとりの省エネルギーと栽培の連携 | <input type="checkbox"/> 設備・工具を整備し、手心省・省エネルギー消費率をいつづに努める | <input type="checkbox"/> 開拓方法の遵守 | <input type="checkbox"/> 耕作機械等の点検・車両の適切な整備と管理の実施に努める | <input type="checkbox"/> 黒鶴・ハスク等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める | <input type="checkbox"/> 正しい位置に設けた作業安全に努める | <input type="checkbox"/> 設備・工具を整備し、手心省・省エネルギー消費率をいつづに努める | | |
| (3)エキスギーの節減 | (7)環境関係法令の遵守等 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 耕種・ハスク等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める | <input type="checkbox"/> ひとりの省エネルギーと栽培の連携 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 設備・工具を整備し、手心省・省エネルギー消費率をいつづに努める | <input type="checkbox"/> 開拓方法の遵守 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 耕作機械等の点検・車両の適切な整備と管理の実施に努める | <input type="checkbox"/> 黒鶴・ハスク等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 正しい位置に設けた作業安全に努める | <input type="checkbox"/> 設備・工具を整備し、手心省・省エネルギー消費率をいつづに努める | | | | | | | | | | | | |

添付資料 評価報告書(様式は別紙様式第1号—1及び第1号—2—1(茶にあっては第1号—2—2(※別紙2のⅡの第3の1の(3)のウに掲げる取組を行う場合を除く。)、花きあつては第1号—2—3)に準ずるものとする。)

施行注意:茶または花きの場合は、※については事業実施主体の所在地を所管する地方農政局長等とする。

| 環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(農業経営体向け) | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------------------|--|---|--|--|--|---|---|---|--|--|--|
| 下記の項目毎に必ず該当箇所に該当するものに記入し、該当箇所内に「 <input checked="" type="checkbox"/> 」を記入して下さい。 該当しない場合は、「 <input type="checkbox"/> 」を記入して下さい。 | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>(1)適正な施肥</td> <td>(4)黒鶴及び害虫の発生防止</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 肥料の適正な保管</td> <td><input type="checkbox"/> 農業・害虫の発生防止・既成に努める</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 肥料の使用状況毎の記録・保存に努める</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 作物特性やデータに基づき施肥設計を検討</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 有機物の適正な活用による土作りを検討</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 農業機械物の廃棄に努め、適正に処理</td> <td></td> </tr> </table> | | (1)適正な施肥 | (4)黒鶴及び害虫の発生防止 | <input type="checkbox"/> 肥料の適正な保管 | <input type="checkbox"/> 農業・害虫の発生防止・既成に努める | <input type="checkbox"/> 肥料の使用状況毎の記録・保存に努める | | <input type="checkbox"/> 作物特性やデータに基づき施肥設計を検討 | | <input type="checkbox"/> 有機物の適正な活用による土作りを検討 | | <input type="checkbox"/> 農業機械物の廃棄に努め、適正に処理 | |
| (1)適正な施肥 | (4)黒鶴及び害虫の発生防止 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 肥料の適正な保管 | <input type="checkbox"/> 農業・害虫の発生防止・既成に努める | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 肥料の使用状況毎の記録・保存に努める | | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 作物特性やデータに基づき施肥設計を検討 | | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 有機物の適正な活用による土作りを検討 | | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 農業機械物の廃棄に努め、適正に処理 | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>(2)適正な耕作</td> <td>(5)農業物の発生抑制、 適正な耕種的な利用及び適正な施肥</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 病害虫・雑草が発生しない生育条件の整備を検討</td> <td><input type="checkbox"/> (6)生物多様性への悪影響の防止</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の徹底及びタイミングの検討</td> <td><input type="checkbox"/> 農業街・農業地帯の発生状況を把握した上で防除の徹底及びタイミングの検討</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 多様な防除方法(防除薬材、使用方法)を適用した防除を検討</td> <td><input type="checkbox"/> 多様な防除方法(防除薬材、使用方法)を適用した防除を検討(両側)</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 農業の適正な管理・保存</td> <td><input type="checkbox"/> 農業の適正な管理・保存</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 農業の使用状況毎の記録・保存</td> <td></td> </tr> </table> | | (2)適正な耕作 | (5)農業物の発生抑制、 適正な耕種的な利用及び適正な施肥 | <input type="checkbox"/> 病害虫・雑草が発生しない生育条件の整備を検討 | <input type="checkbox"/> (6)生物多様性への悪影響の防止 | <input type="checkbox"/> 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の徹底及びタイミングの検討 | <input type="checkbox"/> 農業街・農業地帯の発生状況を把握した上で防除の徹底及びタイミングの検討 | <input type="checkbox"/> 多様な防除方法(防除薬材、使用方法)を適用した防除を検討 | <input type="checkbox"/> 多様な防除方法(防除薬材、使用方法)を適用した防除を検討(両側) | <input type="checkbox"/> 農業の適正な管理・保存 | <input type="checkbox"/> 農業の適正な管理・保存 | <input type="checkbox"/> 農業の使用状況毎の記録・保存 | |
| (2)適正な耕作 | (5)農業物の発生抑制、 適正な耕種的な利用及び適正な施肥 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 病害虫・雑草が発生しない生育条件の整備を検討 | <input type="checkbox"/> (6)生物多様性への悪影響の防止 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の徹底及びタイミングの検討 | <input type="checkbox"/> 農業街・農業地帯の発生状況を把握した上で防除の徹底及びタイミングの検討 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 多様な防除方法(防除薬材、使用方法)を適用した防除を検討 | <input type="checkbox"/> 多様な防除方法(防除薬材、使用方法)を適用した防除を検討(両側) | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 農業の適正な管理・保存 | <input type="checkbox"/> 農業の適正な管理・保存 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 農業の使用状況毎の記録・保存 | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>(3)エキスギーの節減</td> <td>(7)環境関係法令の遵守等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 耕種・ハスク等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める</td> <td><input type="checkbox"/> ひとりの省エネルギーと栽培の連携</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 設備・工具を整備し、手心省・省エネルギー消費率をいつづに努める</td> <td><input type="checkbox"/> 開拓方法の遵守</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 耕作機械等の点検・車両の適切な整備と管理の実施に努める</td> <td><input type="checkbox"/> 黒鶴・ハスク等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 正しい位置に設けた作業安全に努める</td> <td><input type="checkbox"/> 設備・工具を整備し、手心省・省エネルギー消費率をいつづに努める</td> </tr> </table> | | (3)エキスギーの節減 | (7)環境関係法令の遵守等 | <input type="checkbox"/> 耕種・ハスク等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める | <input type="checkbox"/> ひとりの省エネルギーと栽培の連携 | <input type="checkbox"/> 設備・工具を整備し、手心省・省エネルギー消費率をいつづに努める | <input type="checkbox"/> 開拓方法の遵守 | <input type="checkbox"/> 耕作機械等の点検・車両の適切な整備と管理の実施に努める | <input type="checkbox"/> 黒鶴・ハスク等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める | <input type="checkbox"/> 正しい位置に設けた作業安全に努める | <input type="checkbox"/> 設備・工具を整備し、手心省・省エネルギー消費率をいつづに努める | | |
| (3)エキスギーの節減 | (7)環境関係法令の遵守等 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 耕種・ハスク等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める | <input type="checkbox"/> ひとりの省エネルギーと栽培の連携 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 設備・工具を整備し、手心省・省エネルギー消費率をいつづに努める | <input type="checkbox"/> 開拓方法の遵守 | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 耕作機械等の点検・車両の適切な整備と管理の実施に努める | <input type="checkbox"/> 黒鶴・ハスク等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 正しい位置に設けた作業安全に努める | <input type="checkbox"/> 設備・工具を整備し、手心省・省エネルギー消費率をいつづに努める | | | | | | | | | | | | |

別紙様式第6号-2

年 月 日

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(食品事業者向け)

別紙様式第6号-1

年 月 日

下記の調査項目に該当する事項がある場合は、該項目内に「」を記入して下さい。
該しない場合は、「」(未記入)と記入して下さい。

| | | |
|-------------------|-------------------|---|
| (1)適正な施肥 | 結果 □ △ ○ | <p>(5)薬害物の発生抑制。 適正な環境的な利用及び適正な処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 色品などの削減に努める <input type="checkbox"/> プラ等薬害物の削減に努め、適正に処理 <input type="checkbox"/> 荒廃の再利用を検討 |
| (2)適正な防除 | 結果 □ △ ○ | <p>(6)生物多様性への悪影響の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 生物多様性に配慮した事業実施に努める <input type="checkbox"/> 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 |
| (3)エネルギーの節減 | 結果 □ △ ○ | <p>(7)環境開発法令の遵守等</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> みどりの肥料システム規格の理解 <input type="checkbox"/> 開発法令の遵守 <input type="checkbox"/> 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める <input type="checkbox"/> 機械等の適切な整備と管理に努める <input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に努める |
| (4)悪臭及び害虫の発生防止 | 結果 □ △ ○ | <p>(8)環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(食品事業者向け)</p> |
| 悪臭・害虫の発生防止・既成に努める | □ △ ○ | |

別紙様式第6号-2

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(食品事業者向け)

別紙様式第6号-1

年 月 日

下記の調査項目に該当する事項がある場合は、該項目内に「」を記入して下さい。
該しない場合は、「」(未記入)と記入して下さい。

| | | |
|-------------------|-------------------|---|
| (1)適正な施肥 | 結果 □ △ ○ | <p>(5)薬害物の発生抑制。 適正な環境的な利用及び適正な処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 色品などの削減に努める <input type="checkbox"/> プラ等薬害物の削減に努め、適正に処理 <input type="checkbox"/> 荒廃の再利用を検討 |
| (2)適正な防除 | 結果 □ △ ○ | <p>(6)生物多様性への悪影響の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 生物多様性に配慮した事業実施に努める <input type="checkbox"/> 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 |
| (3)エネルギーの節減 | 結果 □ △ ○ | <p>(7)環境開発法令の遵守等</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> みどりの肥料システム規格の理解 <input type="checkbox"/> 開発法令の遵守 <input type="checkbox"/> 環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める <input type="checkbox"/> 機械等の適切な整備と管理に努める <input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に努める |
| (4)悪臭及び害虫の発生防止 | 結果 □ △ ○ | <p>(8)環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(民間事業者向け)</p> |
| 悪臭・害虫の発生防止・既成に努める | □ △ ○ | |

別紙様式第6号-3

年 月 日

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(民間事業者向け)

別紙様式第6号-1

年 月 日

下記の調査項目に該当する事項がある場合は、該項目内に「」を記入して下さい。
該しない場合は、「」(未記入)と記入して下さい。

| | | |
|-------------------|-------------------|---|
| (1)適正な施肥 | 結果 □ △ ○ | <p>(5)薬害物の発生抑制。 適正な環境的な利用及び適正な処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> プラ等薬害物の削減に努め、適正に処理 <input type="checkbox"/> 荒廃の再利用を検討 |
| (2)適正な防除 | 結果 □ △ ○ | <p>(6)生物多様性への悪影響の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 生物多様性に配慮した事業実施に努める <input type="checkbox"/> 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 |
| (3)エネルギーの節減 | 結果 □ △ ○ | <p>(7)環境開発法令の遵守等</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める <input type="checkbox"/> 施工工事を競選し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(技術、空調、ウォームビズ・クールビズ、供給効率のよい機械の導入等)ように努める <input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討 |
| (4)悪臭及び害虫の発生防止 | 結果 □ △ ○ | <p>(8)環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(民間事業者向け)</p> |
| 悪臭・害虫の発生防止・既成に努める | □ △ ○ | |

別紙様式第6号-3

年 月 日

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(民間事業者向け)

別紙様式第6号-1

年 月 日

下記の調査項目に該当する事項がある場合は、該項目内に「」を記入して下さい。
該しない場合は、「」(未記入)と記入して下さい。

| | | |
|-------------------|-------------------|---|
| (1)適正な施肥 | 結果 □ △ ○ | <p>(5)薬害物の発生抑制。 適正な環境的な利用及び適正な処分</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> プラ等薬害物の削減に努め、適正に処理 <input type="checkbox"/> 荒廃の再利用を検討 |
| (2)適正な防除 | 結果 □ △ ○ | <p>(6)生物多様性への悪影響の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 生物多様性に配慮した事業実施に努める <input type="checkbox"/> 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 |
| (3)エネルギーの節減 | 結果 □ △ ○ | <p>(7)環境開発法令の遵守等</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める <input type="checkbox"/> 施工工事を競選し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない(技術、空調、ウォームビズ・クールビズ、供給効率のよい機械の導入等)ように努める <input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討 |
| (4)悪臭及び害虫の発生防止 | 結果 □ △ ○ | <p>(8)環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート(民間事業者向け)</p> |
| 悪臭・害虫の発生防止・既成に努める | □ △ ○ | |

別添参考様式第1号

I (略)

注1・注2 (略)

注3 : 別紙2第2の1 (6) (技術の実証の取組を除く) から (8) の事業実施に当たり、当該園地が地域計画の区域内（地域計画の区域内に含まれることが確実な場合も含む。）であり、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な場合に「○」を記入。

II (略)

注1 : 「転換元（現況）」、「転換先」の欄については、「事業内容」が優良品目・品種への転換又は優良品目・品種への転換と同時に災害防止設備の設置、安定生産に資する設備等の設置、ほ場条件の整備及び病害低減設備の設置を実施する場合、「転換元（現況）」、「転換先」の欄にそれぞれの品目及び品種を記入すること。災害防止設備の設置、安定生産に資する設備の設置、ほ場条件の整備及び病害低減設備の設置を実施する場合（優良品目・品種への転換と同時に実施しない場合）は、「転換元（現況）」の欄にその品目及び品種を記入すること。なお、品目を記入する場合、うんしゅうみかんでは、極早生・早生・普通の別を、りんごでは普通栽培・わい化栽培の別を区分して記入すること。「改植」は別紙2第2の1 (5)、(7) の取組、「新植」は別紙2第2の1 (7) の取組、「災害防止設備の設置」及び「安定生産に資する設備等の設置」は別紙2第2の1 (2) の取組とすること。

注2～注10 (略)

別添参考様式第1号

I (略)

注1・注2 (略)

注3 : 別紙2第2の1 (7) (技術の実証の取組を除く) から (9) の事業実施に当たり、当該園地が地域計画の区域内（地域計画の区域内に含まれることが確実な場合も含む。）であり、目標地図に位置付けられている者又は位置付けられることが確実と見込まれる者が将来にわたって営農を行うことが確実な場合に「○」を記入。

II (略)

注1 : 「転換元（現況）」、「転換先」の欄については、「事業内容」が優良品目・品種への転換又は優良品目・品種への転換と同時に災害防止設備の設置、安定生産に資する設備等の設置、ほ場条件の整備及び病害低減設備の設置を実施する場合、「転換元（現況）」、「転換先」の欄にそれぞれの品目及び品種を記入すること。災害防止設備の設置、安定生産に資する設備の設置、ほ場条件の整備及び病害低減設備の設置を実施する場合（優良品目・品種への転換と同時に実施しない場合）は、「転換元（現況）」の欄にその品目及び品種を記入すること。なお、品目を記入する場合、うんしゅうみかんでは、極早生・早生・普通の別を、りんごでは普通栽培・わい化栽培の別を区分して記入すること。「改植」は別紙2第2の1 (5)、(7) の取組、「新植」は別紙2第2の1 (7) の取組、「災害防止設備の設置」及び「安定生産に資する設備等の設置」は別紙2第2の1 (2) の取組とすること。

注2～注10 (略)

別添2（別紙参考様式第5号関係）

（略）

注1：「改植」は別紙2第2の1(5)、(7)の取組、「新植」は別紙2第2の1(7)の取組、「災害防止設備の設置」及び「安定生産に資する設備等の設置」は別紙2第2の1(2)の取組とする。

注2：計画を変更する場合、変更前と変更後を対比できるように、変更前の数値を括弧書きで上段に記入するとともに、合計の欄において、変更前の数値を括弧書きで上段に、変更後の数値を中段に、その差額を括弧書きで下段に記載する。

別添2（別紙参考様式第5号関係）

（略）

注1：「改植」は別紙2第2の1(6)、(8)の取組、「新植」は別紙2第2の1(8)の取組、「災害防止設備の設置」及び「安定生産に資する設備等の設置」は別紙2第2の1(2)の取組とする。

注2：計画を変更する場合、変更前と変更後を対比できるように、変更前の数値を括弧書きで上段に記入するとともに、合計の欄において、変更前の数値を括弧書きで上段に、変更後の数値を中段に、その差額を括弧書きで下段に記載する。

別記2 収益性向上対策・生産基盤強化対策

第19 その他

1～4 (略)

5 その他

(1)～(5) (略)

(6) 環境負荷低減の取組

ア 受益者は別紙様式第24号参考様式第1から第3号まで
のうち該当する環境負荷低減のクロスコンプライアンス
チェックシート（以下「チェックシート」という。）に記
載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨
をチェックした上で、当該チェックシートを取組主体に
提出するものとする。

また、事業完了後においては、実際に取り組んだ内容を
チェックした上で、当該チェックシートを取組主体に提
出し、保管するものとする。

イ 取組主体は、全ての受益者からチェックシートを収集
し、当該受益者が各取組を実施する旨を別紙様式24号に
記載して、当該リストを取組主体事業計画書と併せて地
域協議会長等へ提出するものとする。

また、事業完了後においては、全ての受益者からチエッ
クシートを収集し、取組の実施状況を実施者リストにチ
エックし、当該リストを取組主体事業実施状況報告書の
提出と併せて、地域協議会長へ提出し、保管するものとす
る。

なお、受益者が特定できない場合は、取組主体又は当該
施設等を利用する事業者がチェックシートを提出すると

別記2 収益性向上対策・生産基盤強化対策

第19 その他

1～4 (略)

5 その他

(1)～(5) (略)

(新設)

ともに保管するものとする。

ウ 地域協議会長等は、産地パワーアップ計画書の提出と併せて都道府県知事へ別紙様式第24号提出するものとする。

また、事業完了後においても、産地パワーアップ事業実施状況報告書の提出と併せて、都道府県知事へ提出するものとする。

エ 都道府県知事は、都道府県事業実施計画の提出と併せて別紙様式第24号を国へ提出するものとする。

また、事業実施年度の翌年度の8月末日までに、実施状況を当該リストにチェックし、国へ提出するものとする。

オ 国は、実施者リストに記載された者から抽出して、環境負荷の取組を実施したかどうかを確認するものとする。

カ なお、GAP認証を取得している者は、みどりの食料システム戦略の趣旨を理解した上で、認証等の写しを提出することでアからオまでの手続を省略することができる。対象となるGAP認証は、以下のaからdまでのとおりとする。

a JGAP（農産）

b ASIANGAP

c GLOBALG.A.P

d 国際水準GAPガイドラインに準拠した都道府県GAP（確認体制を有するものに限る。）

別紙1 収益性向上対策の事業内容等

I 基金事業

1 生産支援事業

別紙1 収益性向上対策の事業内容等

I 基金事業

1 生産支援事業

(1)～(6) (略)

(7) 特別枠

ア スマート農業推進枠

(ア) (略)

(イ) 取組内容

ICTやロボット技術等の先端技術導入に対して、特別枠を設定するものとする。また、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）における成果目標を設定する場合は、当該先端技術の導入支援に併せ、当該特別枠の予算の範囲内で、1年間に限り、(ウ)に掲げるスマート農業技術を円滑に導入・定着させるために必要な経費を追加して助成することができるものとする。

①～④ (略)

(ウ)・(エ) (略)

イ 施設園芸エネルギー転換枠

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 当該特別枠は施設園芸等燃料価格高騰対策に確実に加入する者を助成対象とする。ただし、化石燃料を使用しない園芸施設の場合はこの限りではない。

ウ・エ (略)

II 整備事業

(1) (略)

(2) 取組主体

ア～ウ (略)

エ 同欄の(11)コンソーシアムは、次に掲げる全ての要件を満たし、産地パワーアップ計画に中心的な経営体として位

(1)～(6) (略)

(7) 特別枠

ア スマート農業推進枠

(ア) (略)

(イ) 取組内容

ICTやロボット技術等の先端技術導入に対して、優先枠を設定するものとする。また、産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）における成果目標を設定する場合は、当該先端技術の導入支援に併せ、当該特別枠の予算の範囲内で、1年間限り、(ウ)に掲げるスマート農業技術を円滑に導入・定着させるために必要な経費を追加して助成することができるものとする。

①～④ (略)

(ウ)・(エ) (略)

イ 施設園芸エネルギー転換枠

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 当該特別枠は施設園芸等燃料価格高騰対策に確実に加入する者を助成対象とする。

ウ・エ (略)

II 整備事業

(1) (略)

(2) 取組主体

ア～ウ (略)

エ 同欄の(11)コンソーシアムは、次に掲げる全ての要件を満たし、産地パワーアップ計画に中心的な経営体として位置

置づけられた者とする。なお、ストックセンターを整備する場合にあっては、(ア)から(カ)までの要件の全てを満たすものとする。

(ア) 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、研究機関、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。

このうち、生産者及び実需者は必須の構成員とすること。なお、ストックセンターを整備する場合にあっては、農業関係機関も必須の構成員とすること。

(イ)～(キ) (略)

(3)～(7) (略)

(8) 整備事業の実施に係る留意点

ア～テ (略)

ト 国産原材料サプライチェーン構築の取組を行う場合は、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱の規定を準用するものとする。

ナ～ヒ (略)

フ 青果物の集出荷貯蔵施設を整備する場合には、以下の全ての要件を満たすものとする。

a 現行の出荷規格及び11型レンタルパレットの利用等の出荷に関連する作業の状況について、関係者のニーズや労働生産性等に係る把握・検証を行うなど、青果物流通の合理化に向けた総点検を実施すること。

b 総点検を踏まえ、青果物流通の合理化に向けた行動方針を策定すること。

づけられた者とする。

(ア) 都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、研究機関、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。

このうち、生産者及び実需者は必須の構成員とすること。

(イ)～(キ) (略)

(3)～(7) (略)

(8) 整備事業の実施に係る留意点

ア～テ (略)

ト 国産原材料サプライチェーン構築の取組及び青果物広域流通システム構築の取組を行う場合は、強い農業づくり総合支援交付金交付等要綱の規定を準用するものとする。

ナ～ヒ (略)

(新設)

c a 及び b について記載した参考様式第4号を取組主体
事業計画書に添付すること。

(9)・(10) (略)

(9)・(10) (略)

別添参考様式 3－1 号（別記 2 別紙様式第 5 号関係）

（収益性向上対策のうち基金事業（うち生産支援事業等）・整備事業）

産地生産基盤パワーアップ事業
取組主体計画書（収益性向上タイプ）
(取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書)

1・2（略）

3 事業計画（実績）

（1）総括表（略）

（注1）・（注2）（略）

○ 添付資料

1 基金事業

① 生産支援事業は、別紙 2 及び別添 1～3 のうち該当するものを添付すること。

② 整備事業は、別紙 1 及び2に掲げる資料を添付すること。

③ 算算計画書、実績書等、事業費の精算根拠となる資料、④ 費用対効率分析、⑤ 施設の種類算定根拠、⑥ 施設の能力、移動期間等の詳細、⑦ 仕置、配置図、平面図、⑧ 施設の管理運営根拠、⑨ 収支計画、⑩ 再編利用計画書

（既存施設の再活用化を行う場合）、⑪ 整備様式第4号の事業物流通の会社に向けた対応指針（事業物の売出販路変更を検討する場合）、⑫ 整備様式第5号の安定供給化計画（ストックセンターを整備する場合）、⑬ その他既存販路拡張が必要となる資料、⑭ 整備事業

別紙 1 及び次に掲げる資料を添付すること。

① 算算計画書、実績書等、事業費の精算根拠となる資料、② 費用対効率分析、③ 施設の種類算定根拠、④ 施設の能力、移動期間等の詳細、⑤ 仕置、配置図、平面図、⑥ 施設の管理運営根拠、⑦ 収支計画、⑧ 再編利用計画書

（既存施設の再活用化を行う場合）、⑨ 整備様式第4号の事業物流通の会社に向けた対応指針（事業物の売出販路変更を検討する場合）、⑩ 整備様式第5号の安定供給化計画（ストックセンターを整備する場合）、⑪ その他既存販路拡張が必要となる資料、⑫

（2）（略）

（別添 1）

ア 基金事業

内訳

a 整備事業

| No. | 地区名 | 取組主 体名 | 対象作物 | 面積 (ha) | 農業 生産 実績 年度 | 目標 年度 | 計画目標 （耕作地 （ha） 目標地 （ha） 実績 （ha）） | 事業費 | | | | 完了 年月日 (○年○月) | 実績評価 の権限方法 分析結果 | 費用対効率 分析結果 | 削減率 (○%度) | 修正後 目標地 （ha） | 目標地 の達成状況 の評価 | 取組主体 の評価 | 地域協議会 等の評価 | 備考 | 目標の 実現可能性 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-----|-----------|------|------------|----------------------|----------|--|-----|------|------|-----|---------------------|-----------------------|---------------|--------------|--------------------|---------------------|-------------|---------------|----|--------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | 国費 | 新規地賃 | 水利料金 | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 附添事業費（都道府県、市町村） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

b 生産支援事業

| 順位 | 地区名 | 助成 主体名 称 | 対象作物 | 面積 (ha) | 収量 実績 年度 | 目標 年度 | 助成目標 現状値 (〇年期) 目標値 (〇年期) 実績 (〇年期) | 事業内容 (機械・能力、合資、リース機械・施 設、その他、実行基準) | 助成事業 (内) | | | | 完了 年月日 | 事後評価 の検証方法 | 費用対効果 分析結果 | 補正活動 の実績 | 属性修正 の実績 | 助成目標 の達成状況 の評価 | 助成主体 の評価 | 地域協議会 等の評価 | 備考 | 目標の 実現可能性 | | | |
|----|-----|----------------|------|------------|----------------|----------|---|--|-------------|-------|-----|-----|-----------|---------------|---------------|-------------|-------------|----------------------|-------------|---------------|----|--------------|--|--|--|
| | | | | | | | | | 農業 | 経営改善費 | 助成料 | その他 | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(注1)～(注9)(略)

c (略)

(別添2)

イ 整備事業

内訳

| 順位 | 地区名 | 助成 主体名 称 | 対象作物 | 面積 (ha) | 収量 実績 年度 | 目標 年度 | 助成目標 現状値 (〇年期) 目標値 (〇年期) 実績 (〇年期) | 事業内容 (工具、整備区分、機器、技術、能力 等) | 助成事業 (内) | | | | 完了 年月日 | 事後評価 の検証方法 | 費用対効果 分析結果 | 利用地率 (〇年期) | 収支率 (〇年期) | 補正活動 の実績 | 属性修正 の実績 | 助成目標 の達成状況 の評価 | 助成主体 の評価 | 地域協議会 等の評価 | 備考 | 目標の 実現可能性 | |
|----|-----|----------------|------|------------|----------------|----------|---|-------------------------------------|-------------|-------|-----|-----|-----------|---------------|---------------|---------------|--------------|-------------|-------------|----------------------|-------------|---------------|----|--------------|--|
| | | | | | | | | | 農業 | 経営改善費 | 助成料 | その他 | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(注1)～(注6)(略)

4～6 (略)

別添参考様式3－1号（別記2別紙様式第5号関係）（収益性向上対策のうち基金事業（うち生産支援事業）・整備事業）

産地生産基盤パワーアップ事業
取組主体計画書（収益性向上タイプ）
(取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書)

1・2（略）

3 事業計画（実績）

（1）総括表（略）

（注1）・（注2）（略）

○ 添付資料

1 基金事業

（1）生産支援事業は、別紙2及び別添1～3のうち該当するものを添付すること。

（2）整備事業は、別紙1及び次に掲げる資料を添付すること。

① 概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、② 費用対効果分析、③ 施設の構造算定根拠、④ 施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤ 位置、配置図、平面図、⑥ 施設の管理運営規程、⑦ 収支計画、⑧ 再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑨ その他都道府県知事が必要と認める資料 等

2 整備事業

別紙1及び次に掲げる資料を添付すること。

① 概算設計書、見積書等、事業費の積算根拠となる資料、② 費用対効果分析、③ 施設の構造算定根拠、④ 施設の能力、稼働期間等の詳細、⑤ 位置、配置図、平面図、⑥ 施設の管理運営規程、⑦ 収支計画、⑧ 再編利用計画書（既存施設の再編合理化の取組を行う場合）、⑨ その他都道府県知事が必要と認める資料 等

（2）（略）

（別添1）

ア 基金事業

内訳

a 整備事業

| No. | 地区名 | 取組 主体名 | 対象作物 | 面積 (ha) | 直業 耕者 数 | 直業 面積 年度 | 目標 面積 | 目標面積 | | | 事業内容 (注3: 施設設計、構造、規模、能力、方針等) | 取組実績 | 完了 年月日 | 事後評価 の検証方法 | 費用対効果 分析結果 | 利用率 (%) | 収支率 (%) | (新設) (既存) | 施設目標 の達成状況 の評価 | 取組主体 の評価 | 地域協議会 の評価 | 備考 | 目標の 実現可能性 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|-----|-----------|------|------------|---------------|----------------|----------|---------------|---------------|--------------|---------------------------------|------|-----------|---------------|---------------|------------|------------|--------------|----------------------|-------------|--------------|----|--------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | 現状値 (〇年実績) | 目標値 (〇年実績) | 実績 (〇年実績) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 附帯事務費（都道府県、市町村） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

b 生産支援事業

| No. | 地区名 | 助成 主体名 | 対象作物 名 | 面積 (ha) | 農業 実績 年度 | 目標 年度 | 取組目標 実績 (〇年実) (〇年実) (〇年実) | 事業内容 (機械、施設、台数)、リース賃借(高 度)、販賣)、基財資本) | | | 助事業費 (内) 農業 経営 水利 その他 | | | | 完了 年月日 | 事後評価 の検証方法 分析結果 | 費用対効果 (新規) (新規) | 助成目標 の達成状況 の評価 | 助成主体 等の評価 | 地域協議会 等の評価 | 備考 | 目標の 実現可能性 | | | |
|-----|-----|-----------|-----------|------------|----------------|----------|---------------------------------------|--|-----|-------------|--------------------------------------|--|--|--|-----------|-----------------------|-----------------------|----------------------|--------------|---------------|----|--------------|--|--|--|
| | | | | | | | | 現状値 | 目標値 | 実績 (〇年実) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(注1)～(注9)(略)

c (略)

(別添2)

イ 整備事業

内訳

| No. | 地区名 | 助成 主体名 | 対象作物 名 | 面積 (ha) | 農業 実績 年度 | 目標 年度 | 取組目標 実績 (〇年実) (〇年実) (〇年実) | 事業内容 (土壠、施設設計、整地、整地、施肥) | | | 助事業費 (内) 農業 経営 水利 その他 | | | | 完了 年月日 | 事後評価 の検証方法 分析結果 | 費用対効果 (新規) (新規) | 助成目標 の達成状況 の評価 | 助成主体 等の評価 | 地域協議会 等の評価 | 備考 | 目標の 実現可能性 | | | |
|-----------------|-----|-----------|-----------|------------|----------------|----------|---------------------------------------|----------------------------|-----|-------------|--------------------------------------|--|--|--|-----------|-----------------------|-----------------------|----------------------|--------------|---------------|----|--------------|--|--|--|
| | | | | | | | | 現状値 | 目標値 | 実績 (〇年実) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 助事業費 (都道府県、市町村) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(注1)～(注6)(略)

4～6 (略)

別添様式第3－2号（別記2様式第5号関係）

（生産基盤強化タイプのうち生産装置の継承・強化に向けた取組、生産技術の継承・普及（基金事業・整備事業）

産地生産基盤パワーアップ事業
取組主体計画（生産基盤強化タイプ）
(取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書)

1 (略)

2 産地パワーアップ計画

| 地域協議会等名 | 整理番号 | 地区名 | 作物名 | 取組内容 | 面積 単位 ha | 成績目標 現状 年度 (〇年度) 目標 年度 (〇年度) 実績 年度 (〇年度) | 事後評価の検証方法 (現状値及び目標値の算出方法) (※定量的な検証ができること。) | | | 補正後の 数 | 成績 正後の 実績 年度 | 備考 | 目標の 実現可能性 |
|---------|------|-----|-----|------|----------------|---|--|----------|----------|-----------|-----------------------|----|--------------|
| | | | | | | | 現状 年度 | 目標 年度 | 実績 年度 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

(注1)～(注3) (略)

3 (略)

(別添1)

ア 基金事業（生産基盤強化タイプ）

内訳

| No. | 地区名 | 取組主体名 | 対象作物名 | 面積 ha | 農業 収穫 年度 | 事業 実施 年度 | 目標 年度 | 取組目標 現状 目標 実績 (〇年度) (〇年度) (〇年度) | 事業内容 (機械、転作、合意)，リース機械（転 作、合意）、賃料費等) | | 経営費用 (内) | 開拓 年月日 | 事後評価 の検証方法 分析結果 | 費用対効率 比 | 補正後 現状 実績 (〇年度) | 取組目標 の達成状況 | 取組主体 の評価 | 地域協議会等の評価 | 備考 | 目標の 実現可能性 |
|-----|-----|-------|-------|----------|----------------|----------------|----------|---|---|----------------|-------------|-----------|-----------------------|------------|--------------------------|---------------|-------------|-----------|----|--------------|
| | | | | | | | | | 開拓 年度 | 耕作 面積 ha | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(注1)～(注6) (略)

(別添2)

イ 整備事業（生産基盤強化タイプ）

内訳

| No. | 地区名 主体名 | 取組 対象作物 名 | 面積 (ha) | 農業 収穫 年度 | 目標 取組目標 | 現状値 (〇年度) | 目標値 (〇年度) | 実績 (〇年度) | 事業内容 (工種、施設区分、構造、技術、社士等) | | 単位費用 (円) | 完了 年月日 | 事後評価 の検証方法 | 費用対効果 分析結果 | 利潤率 (〇年度) | 収支率 (〇年度) | 持続性 指標 基準値 | 取組目標 の達成状況 | 取組主体 の評価 | 地域協議会 等の評価 | 備考 | 目標の 実現可 能性 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|------------|-----------------|------------|----------------|------------|--------------|--------------|-------------|-----------------------------|-----|-------------|-----------|---------------|---------------|--------------|--------------|------------------|---------------|-------------|---------------|----|------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | 事業 内容 | その他 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 財務収支 (部道府県、市町村) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(注1)～(注5) (略)

4 (略)

別添様式第3－2号（別記2様式第5号関係）

（生産基盤強化タイプのうち生産装置の継承・強化に向けた取組、生産技術の継承・普及（基金事業・整備事業）

産地生産基盤パワーアップ事業
取組主体計画（生産基盤強化タイプ）
(取組主体事業実施状況報告書兼評価報告書)

1 (略)

2 産地パワーアップ計画

| 地域協議会等名 | 整理番号 | 地区名 | 作物名 | 取組内容 | 面積 面積 面積 | 成績目標 現状 目標 実績 年度 年度 年度 | 事後評価の検証方法 (現状値及び目標値の算出方法) (注)定量的な検証ができること。) | | | (新設) | (新設) | 備考 | 目標の実現可能性 |
|---------|------|-----|-----|------|----------------|--|---|----------|----------|------|------|----|----------|
| | | | | | | | 現状 年度 | 目標 年度 | 実績 年度 | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

(注1)～(注3) (略)

3 (略)

(別添1)

ア 基金事業（生産基盤強化タイプ）

内訳

| No. | 地区名 | 取組 主体名 | 対象作物 名 | 面積 (ha) | 基準 年数 | 事業 実施 年度 | 目標 年度 | 取組目標 現状 (10年度) 目標 (10年度) 実績 (10年度) | 事業内容 (機械・能力、台数)、リース機械(能 力、台数)、実績費等) | 事業要 (円) | 完了 年月日 | 事後評 価の検証方 法 | 費用対効率 分析結果、 (新設) | (新設) | 取組目標 の達成状況 の評価 | 地域協議会 等の評価 | 備考 | 目標の 実現可能 性 |
|-----|-----|-----------|-----------|------------|----------|----------------|----------|--|---|------------|-----------|-------------------|------------------------|------|----------------------|---------------|----|------------------|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(注1)～(注6) (略)

(別添2)

イ 整備事業（生産基盤強化タイプ）

内訳

| No. | 地名 主導名 | 栽培 名 | 対象作物 (名) | 基準 面積 年度 | 事業 目標 年度 | 目標 実施 年度 | 取組目標 | | | 事業内容 (工事、施設区分、構造、技術、電力等) (件) (10年間) (10年間) (10年間) | 計画要 件 (件) | 完了 年月日 | 事業評価 の検証方法 分析結果 | 費用対効果 率 (10年間) (10年間) | 利用率 (10年間) (10年間) | 収益率 (10年間) (10年間) | (取組) (取組) の評価 | 取組目標 の達成状況 の評価 | 取組主体 の評価 | 地域協議会 等の評価 | 備考 | 目標の 実現可能 性 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-----------|---------|-------------|----------------|----------------|----------------|--------------|--------------|--------------|--|-----------------|-----------|-----------------------|--------------------------------|-------------------------|-------------------------|---------------------|----------------------|-------------|---------------|----|------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | 現状 〔10年間〕 | 目標 〔10年間〕 | 実績 〔10年間〕 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 附帯事業費（部道府県、市町村） | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(注1)～(注5) (略)

4 (略)

別添3－1（別記2別紙様式第5号関係）
(機械等の導入の取組用)

産地生産基盤パワーアップ事業の機械導入助成金計画書

年 月 日

地域農業再生協議会長 殿
(都道府県農業再生協議会長 殿)

(略)

別添3－1（別記2別紙様式第5号関係）
(機械等の導入の取組用)

産地生産基盤パワーアップ事業の機械導入助成金計画書

年 月 日

都道府県知事 殿

(略)

別添参考様式4号（別記2別紙様式第7号関係）

産地生産基盤パワーアップ事業
都道府県事業計画書（〇〇対策）
(都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書)

I 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）

- 1 (略)
- 2 事業計画（実績）
 - (1) 総括表

| 地図 縮尺 | 都道 府県 | 事業区分 | 計事業 (円) | 年度別内訳 | | | | | | | | | | | | |
|----------|----------|----------------|------------|------------|--|------|--|------------|--|-----|--|------------|--|------|--|------|
| | | | | 〇〇(西暦〇〇)年度 | | | | 〇〇(西暦〇〇)年度 | | | | 〇〇(西暦〇〇)年度 | | | | |
| | | | | 計事業 | | 新規事業 | | 既存事業 | | その他 | | 計事業 | | 新規事業 | | 既存事業 |
| 基幹事業 | 農業 | 整備事業 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 生産支援事業 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 農業技術改良による生産性向上 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 生産技術開発（生産形態開拓） | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 地利開拓（生産形態開拓） | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 耕種的操作確立 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 土壌利用地型作物種子供給 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 効率増進事業 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 整備事業 | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | - | 基幹事業 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 整備事業 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 生産支援事業 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 農業技術改良による生産性向上 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 生産技術開拓 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 地利開拓（生産形態開拓） | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 耕種的操作確立 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 土壌利用地型作物種子供給 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 効率増進事業 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | | | | | | | | | | | | | | |
| 整備事業 | - | 整備事業 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | | | | | | | | | | | | | | |

| 地域区分 課会名 番号 | 事務区分 種別 | 経費種別 (内) | 年度別内訳 | | | | ○○(西暦○○) 年度 | | | | ○○(西暦○○) 年度 | | | | ○○(西暦○○) 年度 | | | | | |
|-------------------|------------|------------------------|-------|-------|------|-----|-------------|----|-------|------|-------------|-----|----|-------|-------------|-----|-----|----|-------|------|
| | | | 前事業費 | | | | 前事業費 | | | | 前事業費 | | | | 前事業費 | | | | | |
| | | | 国費 | 都道府県費 | 市町村費 | その他 | (内) | 国費 | 都道府県費 | 市町村費 | その他 | (内) | 国費 | 都道府県費 | 市町村費 | その他 | (内) | 国費 | 都道府県費 | 市町村費 |
| | | 基会事業 | 整備事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 基会支拂事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 農業振興施設公園 整備事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 土木工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | （ア）農業整 理外（施設整 理） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 施設整修工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | （イ）整備外 （ア）施設整 理） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 技術的検査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 建立工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 土地利用整 理外（施設整 理） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 作物種子供 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 整備運送事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 基会事業 | 整備事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 基会支拂事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 農業振興施設公園 整備事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 土木工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | （ア）農業整 理外（施設整 理） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 施設整修工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | （イ）整備外 （ア）施設整 理） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 技術的検査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 建立工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 土地利用整 理外（施設整 理） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 作物種子供 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 整備運送事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 整備事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | 基会事業 | 整備事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 基会支拂事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 農業振興施設公園 整備事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 土木工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | （ア）農業整 理外（施設整 理） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 施設整修工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | （イ）整備外 （ア）施設整 理） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 技術的検査 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 建立工事 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 土地利用整 理外（施設整 理） | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 作物種子供 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 整備運送事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | 事業区分 | 経事業費 (内) | 年度別内訳 | | | | | | | | | | | | 備考 | |
|----|------|-----------------------|-------------|-------|------|-----|-------------|----|-------|------|-------------|-----|------|-------|------|-----|
| | | | ○○(西暦〇〇) 年度 | | | | ○○(西暦〇〇) 年度 | | | | ○○(西暦〇〇) 年度 | | | | | |
| | | | 経事業費 | | 経事業費 | | 経事業費 | | 経事業費 | | 経事業費 | | 経事業費 | | | |
| | | | 国費 | 都道府県費 | 市町村費 | その他 | (円) | 国費 | 都道府県費 | 市町村費 | その他 | (円) | 国費 | 都道府県費 | 市町村費 | その他 |
| 合計 | 各業事業 | 整備事業 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 生産支援事業 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 農業技術改良 人材育成費用 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | スマート農業推進 資料・教材制作費用 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 機械整備工事 ルート一覧整備 | | | | | | | | | | | | | 定期 | |
| | | 持続的創作研 究会 | | | | | | | | | | | | | 定期 | |
| | | 土地利活用型 作物種子会 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 効果増進事業 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 整備事業 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 各業区分 | 年度別内訳 | ○○(西暦〇) 年度 | | | | ○○(西暦〇) 年度 | | | | ○○(西暦〇) 年度 | | | | 備考 | |
| | | ○○(西暦〇) 年度 | ○○(西暦〇) 年度 | | | | ○○(西暦〇) 年度 | | | | ○○(西暦〇) 年度 | | | | | |
| | | 経事業費 | 経事業費 | | 経事業費 | | 経事業費 | | 経事業費 | | 経事業費 | | 経事業費 | | | |
| | | (円) | 国費 | 都道府県費 | 市町村費 | その他 | (円) | 国費 | 都道府県費 | 市町村費 | その他 | (円) | 国費 | 都道府県費 | 市町村費 | その他 |
| | | 整備事業 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 整備事業 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 整備事業 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | | | | | | | | | | | | | | |

別添参考様式4号（別記2別紙様式第7号関係）

産地生産基盤パワーアップ事業
都道府県事業計画書（○○対策）
(都道府県事業実施状況報告書兼評価報告書)

I 産地パワーアップ計画（収益性向上タイプ）

- 1 (略)
- 2 事業計画（実績）
 - (1) 総括表

| 地域協議会名 | 登録番号 | 事業区分 | 計事業費 (円) | 年度別内訳 | | | | | | | | | | | | | |
|--------|------|-------------------|-------------|------------|-------|------|------|------------|----|-------|------|------------|------|----|-------|------|-----|
| | | | | ○○(西暦○○)年度 | | | | ○○(西暦○○)年度 | | | | ○○(西暦○○)年度 | | | | | |
| | | | | 粗事業費 | | | 粗事業費 | | | 粗事業費 | | | 粗事業費 | | | | |
| | | | | 国費 | 都道府県費 | 市町村費 | その他 | (円) | 国費 | 都道府県費 | 市町村費 | その他 | (円) | 国費 | 都道府県費 | 市町村費 | その他 |
| 基幹事業 | | 整備事業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 生産支援事業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | （新規） | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | スマート農業技術導入・活用促進事業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 施設園芸ニターレギー軽機械 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 持続的耕作確立枠 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 土地利用型作物種子枠 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 効果増進事業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 整備事業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | 基幹事業 | 整備事業 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 生産支援事業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | （新規） | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | スマート農業技術導入・活用促進事業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 施設園芸ニターレギー軽機械 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 持続的耕作確立枠 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 土地利用型作物種子枠 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 効果増進事業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 整備事業 | | | | | | | | | | | | | | | |

| 地域協 議会名 | 整理 番号 | 事業区分 | 税率未定 (円) | 年度別内訳 | | | | | | | | | | | | | | |
|------------|----------|------|-----------------------------------|-------------|--|----|-------|-------------|-----|-------------|--|-------------|-------|------|-----|-------------|--|----|
| | | | | ○○(西暦○○) 年度 | | | | ○○(西暦○○) 年度 | | | | ○○(西暦○○) 年度 | | | | | | |
| | | | | 税率未定 (円) | | 国費 | 都道府県費 | 市町村費 | その他 | 税率未定 (円) | | 国費 | 都道府県費 | 市町村費 | その他 | 税率未定 (円) | | 国費 |
| 基会率 | | 基会率 | 整備事業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 生産支援事業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | (原付) | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | スマート農業機 械等・派出施設 費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 施設園芸ニキ ルギー・販路的 持続的栽培 建立料 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 土地利用型 作物種子料 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 効果増進事業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 計 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 整備事業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 計 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | 合計 | 基会率 | 整備事業 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 生産支援事業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | (原付) | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | スマート農業機 械等・派出施設 費 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 施設園芸ニキ ルギー・販路的 持続的栽培 建立料 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 土地利用型 作物種子料 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 効果増進事業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 計 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 整備事業 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | 計 | | | | | | | | | | | | | | | |

| | 事業区分 | 総事業費 (円) | 年度別内訳 | | | | 〇〇(西暦〇〇) 年度 | | | | 〇〇(西暦〇〇) 年度 | | | | 〇〇(西暦〇〇) 年度 | | | | 備考 | | |
|----|------|----------------------|-------|-------|------|-----|-------------|-------|-------|------|-------------|-------|------|-------|-------------|-------|------|------|-------|------|-----|
| | | | 総事業費 | | | | 総事業費 | | | | 総事業費 | | | | 総事業費 | | | | | | |
| | | | 国費 | 都道府県費 | 市町村費 | その他 | 国費 | 都道府県費 | 市町村費 | その他 | 国費 | 都道府県費 | 市町村費 | その他 | 国費 | 都道府県費 | 市町村費 | その他 | | | |
| 合計 | 基金事業 | 整備事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 生産支援事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (財政) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | スマート農業推進等 「巡回取組会」 | | | | | | | | | | | | | | | | | 定期 | | |
| | | 施設園芸土木 ルネー耕操作 | | | | | | | | | | | | | | | | | 定期 | | |
| | | 技術的指導等 立地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 土地利用型 作物種子供 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 効率流通事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 整備事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 事業区分 | 年度別内訳 | | | | | | | | | | | | | | | | | 備考 | | |
| | | 〇〇(西暦〇) 年度 | | | | | 〇〇(西暦〇) 年度 | | | | 〇〇(西暦〇) 年度 | | | | 〇〇(西暦〇) 年度 | | | | | | |
| | | 総事業費 | 総事業費 | | | | 総事業費 | 総事業費 | | | | 総事業費 | 総事業費 | | | | 総事業費 | 総事業費 | | | |
| | | (円) | 国費 | 都道府県費 | 市町村費 | その他 | (円) | 国費 | 都道府県費 | 市町村費 | その他 | (円) | 国費 | 都道府県費 | 市町村費 | その他 | (円) | 国費 | 都道府県費 | 市町村費 | その他 |
| | | 整備事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 生産支援事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | (財政) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | スマート農業推進等 「巡回取組会」 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 定期 | |
| | | 施設園芸土木 ルネー耕操作 | | | | | | | | | | | | | | | | | | 定期 | |
| | | 技術的指導等 立地 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 土地利用型 作物種子供 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 効率流通事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 整備事業 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

別紙様式第24号

(新設)

年 月 日

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リスト

以下の者は、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（参考様式第1号から第3号まで）のうち該当するチェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施することを報告します。

環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート実施者リスト

| 番号 | 組織名、法人名及び代表者氏名又は協議会構成員氏名 | 対象チェックシート | | |
|----|--------------------------|-----------|---|---|
| | | 農 | 食 | 民 |
| 1 | ○○ ○○ | ● | | |
| 2 | △△法人 代表 △△ △△ | | | ● |
| 3 | | | | |
| 4 | | | | |
| 5 | | | | |
| 6 | | | | |
| 7 | | | | |

(注1) 環境負荷低減のクロスコンプライアンスに取り組む全ての

者を上記の表に記載してください。必要に応じて行を増やしてください。

(注2) 「対象チェックシート」の略称については、以下のとおりです。該当する業種にチェック (「●」等) を記載してください。

農：農業経営体向け（参考様式第1号）

食：食品関連事業者向け（参考様式第2号）

民：民間事業者・自治体等向け（参考様式第3号）

参考様式第1号

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

| 業種別 〔しゅしやくべつ〕 | 〔1〕適正な施肥 〔せきひ〕 | 業種別 〔しゅしやくべつ〕 | 〔4〕農薬及び害虫の発生防止 〔のうやくじごひめいしんしほ〕 | 業種別 〔しゅしやくべつ〕 |
|--|--------------------------|------------------|---|--------------------------|
| ① <input type="checkbox"/> 肥料の適正な施肥 | <input type="checkbox"/> | 業種別 〔しゅしやくべつ〕 | 〔4〕農薬及び害虫の発生防止・地域に留める | <input type="checkbox"/> |
| ② <input type="checkbox"/> 肥料の使用状況等の記録・保存に留める | <input type="checkbox"/> | 業種別 〔しゅしやくべつ〕 | 〔5〕農業物の無生除制、 適正な循環的な利用及び適正な処分 | <input type="checkbox"/> |
| ③ <input type="checkbox"/> 作物特性やデータに基づく施肥設計を検討 | <input type="checkbox"/> | 業種別 〔しゅしやくべつ〕 | アリ等農業物の削減に留め、適正に処理 | <input type="checkbox"/> |
| ④ <input type="checkbox"/> 有機物の適正な施用によるナーベルを検討 | <input type="checkbox"/> | 業種別 〔しゅしやくべつ〕 | 〔6〕生物多様性への悪影響の防止 | <input type="checkbox"/> |
| 業種別 〔しゅしやくべつ〕 | 〔2〕適正な防除 | 業種別 〔しゅしやくべつ〕 | 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の実施及びタイミングの判断に留める（直観） | <input type="checkbox"/> |
| ⑤ <input type="checkbox"/> 病害虫・雑草が発生しない生産条件の整備・維持 | <input type="checkbox"/> | 業種別 〔しゅしやくべつ〕 | 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の実施及びタイミングの判断に留める（直観） | <input type="checkbox"/> |
| ⑥ <input type="checkbox"/> 病害虫・雑草の発生状況を把握した上で防除の実施及びタイミングの判断に留める | <input type="checkbox"/> | 業種別 〔しゅしやくべつ〕 | 多様な防除方法（防除資材・施用方法）を活用した防除を検討（直観） | <input type="checkbox"/> |
| ⑦ <input type="checkbox"/> 多様な防除方法（防除資材・施用方法）を活用した防除を検討 | <input type="checkbox"/> | 業種別 〔しゅしやくべつ〕 | 〔7〕環境関係法令の遵守等 | <input type="checkbox"/> |
| ⑧ <input type="checkbox"/> 農薬の適正な使用・保管 | <input type="checkbox"/> | 業種別 〔しゅしやくべつ〕 | みどりの食料システム栽培の理解 | <input type="checkbox"/> |
| ⑨ <input type="checkbox"/> 農薬の使用状況等の記録・保存 | <input type="checkbox"/> | 業種別 〔しゅしやくべつ〕 | 園芸法令の遵守 | <input type="checkbox"/> |
| 業種別 〔しゅしやくべつ〕 | 〔3〕エネルギーの節減 | 業種別 〔しゅしやくべつ〕 | 農業機械等の選択・直向の適切な整備上管理の実施に留める | <input type="checkbox"/> |
| ⑩ <input type="checkbox"/> 燃料・ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に留める | <input type="checkbox"/> | 業種別 〔しゅしやくべつ〕 | 正しい知識に基づく作業安全に留める | <input type="checkbox"/> |
| ⑪ <input type="checkbox"/> 食生活を意識し、不必要な・非効率なエネルギー消費をしないように留める | <input type="checkbox"/> | | | |

(新設)

参考様式第2号

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（食品関連事業者向け）

| 申請用 (します) | (1) 適正な施肥 | 被申請 (しまさむ) |
|---|----------------------------------|---------------|
| ① <input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討 | <input type="checkbox"/> | |
| 申請用 (します) | (2) 適正な貯蔵 | 被申請 (しまさむ) |
| ② <input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した原料等の調達を検討 (再掲) | <input type="checkbox"/> | |
| 申請用 (します) | (3) エネルギーの節減 | 被申請 (しまさむ) |
| ③ <input type="checkbox"/> 工場・食庫・東西等の運営・燃料の使用状況の記録・保存に努める | <input type="checkbox"/> | |
| ④ <input type="checkbox"/> 芽・芽を意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める | <input type="checkbox"/> | |
| ⑤ <input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討 | <input type="checkbox"/> | |
| 申請用 (します) | (4) 悪臭及び害虫の発生防止 | 被申請 (しまさむ) |
| ⑥ <input type="checkbox"/> 悪臭・害虫の発生防止・抑制に努める | <input type="checkbox"/> | |
| 申請用 (します) | (5) 農薬物の発生抑制、 適正な衛生的利用及び適正な処分 | 被申請 (しまさむ) |
| ⑦ <input type="checkbox"/> 薬と薬場でない場合（と薬場である <input type="checkbox"/> ） ・ 草花等の施設に努める | <input type="checkbox"/> | |
| ⑧ <input type="checkbox"/> ポリ薄膜農薬物の削減に努め、適正に施用 | <input type="checkbox"/> | |
| ⑨ <input type="checkbox"/> 薬剤の再利用を検討 | <input type="checkbox"/> | |
| 申請用 (します) | (6) 生物多様性への悪影響の防止 | 被申請 (しまさむ) |
| ⑩ <input type="checkbox"/> 環境負荷低減に配慮された工事等を実施する場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） ・ 生物多様性に配慮した事業面に努める | <input type="checkbox"/> | |
| ⑪ <input type="checkbox"/> 特定事業場である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） ・ 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 | <input type="checkbox"/> | |
| 申請用 (します) | (7) 環境関係法令の遵守等 | 被申請 (しまさむ) |
| ⑫ <input type="checkbox"/> あどりの食料システム側面の理解 | <input type="checkbox"/> | |
| ⑬ <input type="checkbox"/> 開発手法の遵守 | <input type="checkbox"/> | |
| ⑭ <input type="checkbox"/> 廉價配達の既組方針の策定や研修の実施に努める | <input type="checkbox"/> | |
| ⑮ <input type="checkbox"/> 汚燃油等を扱う事業者である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） ・ 機械等の適切な整備と管理に努める | <input type="checkbox"/> | |
| ⑯ <input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に努める | <input type="checkbox"/> | |

注1：（5）項については、と薬場の場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

注2：（6）項、（4）項、（7）項の各の表の実際内容に「該当しない」場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

(新設)

参考様式第3号

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（民間事業者・自治体等向け）

| | | | | |
|---|--------------------------|--|--------------------------|-------------------|
| 申請者 （しますりょく者） | （1）適正な施肥 | 報告者 （しょくはいしゃく） | | |
| ① <input type="checkbox"/> 農業産物等の調達を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 環境負荷低減に配慮した農業物等の調達を検討 | <input type="checkbox"/> | ⑤ 農業物の発生抑制、 適正な管理的な利用及び適正な処分 | 報告者 （しょくはいしゃく） | |
| ② <input type="checkbox"/> 農業産物等の販売を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 環境負荷低減に配慮した農業物等の調達を検討 | <input type="checkbox"/> | ⑥ ゴミ等農業物の削減に努め、適正に処理 | 報告者 （しょくはいしゃく） | |
| ③ <input type="checkbox"/> 農業の再利用を検討 | <input type="checkbox"/> | ⑦ 農業の再利用を検討 | 報告者 （しょくはいしゃく） | |
| 申請者 （しますりょく者） | （2）適正な防除 | 報告者 （しょくはいしゃく） | | |
| ④ <input type="checkbox"/> 農業産物等の調達を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 環境負荷低減に配慮した農業物等の調達を検討（再掲） | <input type="checkbox"/> | ⑧ 生物多様性への影響の防止 | 報告者 （しょくはいしゃく） | |
| ⑤ <input type="checkbox"/> 農業産物等への影響が重宝される工事等を実施する場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 生物多様性に配慮した事業実施に努める | <input type="checkbox"/> | ⑨ 生物多様性に配慮した事業実施に努める | 報告者 （しょくはいしゃく） | |
| 申請者 （しますりょく者） | （3）エネルギーの節減 | 報告者 （しょくはいしゃく） | | |
| ⑥ <input type="checkbox"/> オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める | <input type="checkbox"/> | ⑩ 農業生産場である場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 | 報告者 （しょくはいしゃく） | |
| ⑦ <input type="checkbox"/> 石炭を意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしない（照明、空調、ウォームピング・タールなど、燃費効率のよい機械の利用等）ように努める | <input type="checkbox"/> | 申請者 （しますりょく者） | （7）環境関係法令の遵守等 | 報告者 （しょくはいしゃく） |
| ⑧ <input type="checkbox"/> 提供農産物等に配慮した商品、原料等の調達を検討 | <input type="checkbox"/> | ⑪ みどりの食料システム強化の実現 | <input type="checkbox"/> | |
| 申請者 （しますりょく者） | （4）器具及び害虫の発生防止 | 報告者 （しょくはいしゃく） | | |
| ⑨ <input type="checkbox"/> 農肥料・飼料等の調達を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ） 器具、害虫の発生防止・低減に努める | <input type="checkbox"/> | ⑫ 調査出金の遵守 | <input type="checkbox"/> | |
| ⑩ <input type="checkbox"/> 正しい知識に基づく作業安全に努める | <input type="checkbox"/> | ⑬ 農機械等の動植物の歴史や研修の実施に努める | <input type="checkbox"/> | |

注：前の記載内容に「該当しない」の場合には□にチェックしてください。この場合、当該項目の申請時・報告時のチェックは不要です。

(新設)

参考様式第4号

青果物流通の合理化に向けた総点検

～青果物の持続的な生産に向けて～

目的

- ・青果物の持続的な生産、安定供給の実現に向け、労力確保が大きな課題となる中、ボトルネックとなっている作業を特定し、その見直し・改善を図っていくことが不可欠です。
- ・特に、出荷規格に基づく選別作業を含め、出荷規格に関連する収穫・選別・出荷作業等は一般的に大きな作業負担となっています。また、トラックドライバー不足が懸念される中で、輸送力の確保や輸送費の抑制にも資する積込み・積合せ・荷卸しの効率化も重要な要素となっています。
- ・この調査は、関連の施設整備事業の実施に際して、将来の生産体制を見通した流通規格関連の作業に対して現状分析・検証を行っていただくことにより、青果物の持続的な生産と安定供給に向けて実

【記載欄】

1. 点検を行う品目

(例) にんじん

2. 現状の把握

2-1) 現況の出荷規格

| 規格算 | 設定年 | 規格区分 |
|----------|----------------|-------------------------|
| (例) 10区分 | (例) H27年9月より改正 | (例) 等級、重さ、長さや断作り方法により区分 |

*規格表を添付すること

2-2) 市場出荷 市場の出荷規格ごとの単価と出荷量(単価については年平均単価を記入)

| 規格 | (3等級) | 規格区分 | 単価 | | | | | | 合計 |
|----|-------|--------|----|----|---|---|---|----|----|
| | | | 2L | 2L | L | M | S | 2S | |
| △ | △ | kg単価 | | | | | | | |
| | | 出荷量(t) | | | | | | | |
| △ | △ | kg単価 | | | | | | | |
| | | 出荷量(t) | | | | | | | |
| △ | △ | kg単価 | | | | | | | |
| | | 出荷量(t) | | | | | | | |
| △ | △ | kg単価 | | | | | | | |
| | | 出荷量(t) | | | | | | | |
| △ | △ | kg単価 | | | | | | | |
| | | 出荷量(t) | | | | | | | |
| △ | △ | kg単価 | | | | | | | |
| | | 出荷量(t) | | | | | | | |

*出荷規格が複数ある場合は、契約取引額くは、主に使用しているものを記入

*出荷量の直近年の実績を記載

(新設)

2-3 現況の出荷関連作業の内容と労働力

※出荷規格の多寡に伴い、作業量が増減する作業(収穫・選別・調製・包装・箱詰め・出荷)が対象。
※平均的な規模の生産者を基準として記載すること

◆収穫作業(当てはまる内容にチェックをつけること)

- 出荷規格の範囲に合わせるため、1日複数回の作業を行っている。
- 出荷規格の多寡で作業内容は変わらない
- その他(加工用や、すでに出荷規格を簡素化しているため機械で収穫等)

・収穫作業の具体的な作業内容及び労働力

(例)高塩であるM規格の範囲で出来るだけ出荷できるよう、1日3回手作業で収穫を行っている。

生産規模:○△

収穫作業:年〇日程度のピーク時は、△人で対応(うち雇用△人)

1人1日あたり収穫に係る労働時間:○時間/日

※出荷規格の多寡で作業内容が変わらない場合は、記載不要

◆選別～出荷作業の内容と労働力

| | 作業内容 | 労働力 |
|---------------------|---|--|
| 生産者 | (例1)直済のため、選別・調製・箱詰めしJAに出荷。選別は手作業。 (例2)集落の生産者団体で共済のため、予備選別ののみを行い集荷場へ持ち込む。 | (例)生産規模:○△(H29実績) 作業人数:○名/日(ピーク時)うち雇用△名 作業時間:○時間/人・日(ピーク時) ※収穫と選別を一括的に行っており不可分な場合は、こちらにまとめて記載すること |
| 選果場、(生産者団体で行うものも含む) | (例)選別山口の作業を実施。選別は機械で行うが、調製・包装・箱詰めは手作業。出荷はフォークリフトでパレット積みし、搬送車を発行。 | (例)取扱量:○t(H29実績) 作業人数:○名/日(ピーク時) 選別～箱詰め作業時間:のべ〇時間(稼働日数〇日) 出荷作業時間:ドライバーと選果場職員で行いのべ〇時間 |

2-4 現況の出荷資材

・包装に利用する資材

(例1)全体の9割は、包装資材としてフィルムシートを使用し、ダンボールに入れて出荷。パレットを使用。残りは加工用として、包装せず鉄コンテナに入れて出荷。
(例2)大半(約8割程度)は、緩衝材を使用しダンボールに入れて出荷。残りは贈答用として、緩衝材を使用し木箱に入れ、さらにダンボールに入れて出荷。

・輸送に利用する資材

| | 出荷先 | 出荷量に占める割合 |
|-------------------|-----|-----------|
| 11軒レンタルプラスチックパレット | | |
| 鉄コンテナ、カゴ車等 | | |
| その他のパレット | | |

・出荷に係る費用(流通コスト)

(例)15~20
(額を持たせても可) 円/kg
※決算書の直近年の実績を記載。

2-1-5. 調約取引等の実施の効果

| 項目 | 内 容 |
|--------------------|---|
| 調約取引の出荷量・割合 | 出荷量 割合 |
| 調約取引の実施相手数及び規格の種類数 | (例)直接取引の実施相手数は3社だが、直接取引用の出荷規格は統一しておりどの社向けであっても同じで、1種類である。 |
| 市場の出荷規格との違い | (例)A品の2L～Mをひとまとめに出荷している。これ以外の規格は出荷対象外である。 |
| 市場の出荷形態と流通コストとの違い | (例)ダンボールではなく鉄コンテナで出荷しているため、資材費はトータルで〇円のコスト削減となっている。 |
| 直接取引と市場出荷の作業内容の違い | (例1)収穫について機械収穫で行っているため、省力化につながっている。 (例2)〇〇向けのものは、〇〇規格しかなく、包装・袋詰め等がないため、大変な労働時間の短縮につながっている。 |

3. 現状の検証

3-1) 現在の需要者ニーズの把握と現行出荷規格との整合性

| 項目 | 内 容 |
|---------------------|--|
| 現行規格となっている背景 | (例)〇〇市場に出荷する上で、出荷規格設定 당시に市場から具体的に〇〇区分の依頼を受けていた。 |
| 市場・需要者から聞いている現在のニーズ | (例)当産地のものを市場を通じて購入している主な需要者からは、〇〇の規格については〇〇のため現状どおりが良いと言っているが、□□と△△は用途は同じであり統合してもよいではと聞いている。 |
| 販売実績(単価・出荷量) | (例)S、2Sの価格差が小さい上に、年間出荷量の割合が少ない。Sと2Sそれぞれに特定した用途・需要を聞いていないので、統合を検討したい。 |
| 現在のニーズと出荷規格の整合性 | (例)20年前から当規格で出荷しており、特に市場とは規格に関しての意見交換等を実施しておらず、現在のニーズと異なる可能性がある。 ・現在も市場から言われているとおりの出荷規格であるが、〇〇等級についてここまで細分化が本当に必要なか疑問がある。 |

3-2 将来的労働力に関する見通しを踏まえた作業体系のあり方

| | |
|-------------------------|---|
| <u>将来的な 労働力の見通し</u> | (例)地域の農業経営者は、10年後には現在から約2割減少する見通し。 生産年齢人口についても10年後には約1割減少の見通しであり、雇用の確保がさらに困難になる見通し。 |
| 作業内容 | |
| <u>収穫</u> | (例)出荷規格を意識した収穫を行っているため、成長したものを選びながらの収穫をしており大きな労力を要している。今後は一齊に機械で収穫することも考えられる必要がある。 |
| <u>選別</u> | (例)生産において最も作業時間を使っている作業内容と思われる。個人選別で現在の半間ではこれ以上の生産拡大は困難と思われる。また、選別場を整備しても、規格を統合しラインを少なくする派、少人数での作業を目指したい。 |
| <u>詰め</u> | (例)搬入や下層詰めや梱切りを行っている。直接取引分については作業のシェアリングについても相談したい。 |
| <u>詰め (包装)</u> | (例)詰めめは労力を要するので、バラ詰めで統一するか、パッケージセンターへの委託を検討したい。 |
| <u>出荷</u> | (例)規格が細分されていることで、在庫・出庫管理も細かく分かれ手間を要している。また、ロットが少ない規格については、パレットが過剰でない状態で、積み下ろし回数が多くなっている状況である。 |
| <u>その他</u> | |

3-3 流通コスト低減の観点を踏まえた出荷のあり方

| 項目 | 見直しの可能性 |
|------------------|--|
| <u>資材に着する点</u> | (例)現状は、規格ごとにダンボール・出荷容器が異なるため、多種類のものを利用する必要があるが、今後は、共通の段ボールでも効率的に詰める方法がないか検討予定。 |
| <u>輸送効率に関する点</u> | (例)現状は、規格ごとにパレットに積載するため、出荷量が少量の規格は運転に重らず積載効率が低下しているが、今後は、規格の簡素化やOBコードによる複品合理化を進め、規格の異なる品の合積みを可能とする方向で市場と協議を検討。 |
| <u>その他</u> | (例)現状は、市場で荷物交換したパレットに積むか、バラ詰めで輸送しているが、レンタルパレットを導入することで、パレット管理費と初期作業料を抑制することを検討。 |

3-4 労力経済が実現できる販売方法等の検討

| 項目 | 見直しの可能性 |
|-------------------------------|--|
| <u>直接取引の拡大及び 新たな販路の検討</u> | (例)・3L・2Lの規格については加工用の販路を広げたい。 ・直接取引先とは商談を進めていくところで、さらに〇〇程度の拡大を行いたい。 |
| <u>作業のアウトソーシングの 可能性ほか</u> | (例)詰めめは労力を要するので、全体の〇割程度は〇〇市場のパッケージセンターへの委託を検討。 |

青果物流通の合理化に向けた行動方針

【記載例】

①出荷関連作業の軽減に向けた行動内容

△あてはまる内容にチェックをつけること(複数回答可)

- | | |
|--------------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 出荷規格の統合・簡素化 | <input type="checkbox"/> 簡素な出荷形態の契約取引の拡大 |
| <input type="checkbox"/> 作業のアウトソーシング | <input type="checkbox"/> 11型レンタルパレットの利用 |
| <input type="checkbox"/> その他() | |

- (例1)〇年後までに、出荷規格の等級を見直し、現在〇ある出荷規格を△に統合する。
(例2)〇年後までに、現在契約している実需者との契約取引の拡大及び新たな実需者と契約取引を行い、簡素な出荷形態の契約取引を□ポイント拡大する。
(例3)〇年後までに、当産地全体の△%程度を出荷している実需者と収穫、選別、詰め、出荷作業のシェアリングを行う契約をし、この実需者向けへの出荷作業についてはすべてアウトソーシングとする。
(例4)出荷規格が今後ともニーズに対応したものとなるよう、実需者と定期的に協議を行う。
(例5)出荷版塊区分を〇〇区分→〇〇区分に変更する。
(例6)□口の輸送について、11型レンタルパレットを利用する。

②目標に向けた具体的な行動方針

例)

※出荷規格を簡素化する場合

等級の簡素化については、複数の実需者等から統合してよい意向を示されている。

来年度までに〇〇市場間係者や主な実需者との協議を行い願意を得るとともに生産者に説明、同意を得る。2年後には簡素化した規格による出荷を試験的に行い、市場間係者、実需者等の評議を確認し、3年後から本格的に運用する。

全体の出荷量のうち、合理化を図る出荷規格に係る出荷量の割合は〇%程度(H〇実績)となる見込み。

※簡素な出荷形態の契約取引を拡大する場合

契約取引を行っている実需者には、出荷規格として3等級のみの区分で出荷をしている。この実需者は現在、〇t、出荷量全体の〇%程度の契約量であるが、これを△(△%)まで増加する旨、来年度までに協議を行う。また新規に、同様な出荷規格で新たな実需者とも3年後までに契約を行う見込みであり、□t(□%)程度の出荷を行う。

※アウトソーシングを行う場合

契約取引を行っている実需者は□□の収穫機械を所有しており、〇年度から収穫以降の作業を受託しているところ。

当該地の契約栽培に係る農地でも、収穫以降の作業受託を来年度から依頼する予定。全体の〇%程度がこの作業受託の対象となるところ。

※出荷版塊区分の変更の場合

現在品種や栽培方法によって複数ある出荷区分を統合し、大口取引の拡大につなげる。

来年度までは〇〇市場間係者等と協議を行い、生産者に説明し、同意を得る。

2年後には、テスト版塊を開始し、3年後本格的に運用する。

このことより、予約相手取引の割合を〇〇%向上させ、出荷コストも〇〇%削減する予定。

※11型レンタルパレットの利用の場合

□口について、選果ラインを11型パレットへの積付けに適合させるとともに、パレタイマーを導入し、ダンボール箱サイズの調整がしやすい品種から、出荷先卸売市場等にも調整の上、11型パレット出荷へ切り替える。通常トラック1台当たり2時間の積込み時間を30分に短縮し、附帯作業料を抑制するとともに、運送操作員の労働時間を短縮する。

参考様式第5号

第二章

3. 入上セラピスト一人の個別会話時間

| 被调查者... 是否愿意向他人推荐本机构 | 非常愿意 愿意 一般 不愿意 非常不愿意 | 非常愿意 愿意 一般 不愿意 非常不愿意 | 非常愿意 愿意 一般 不愿意 非常不愿意 | 非常愿意 愿意 一般 不愿意 非常不愿意 |
|-------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 愿意... 愿意... | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 |
| 愿意... 愿意... | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 |
| 愿意... 愿意... | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 |
| 愿意... 愿意... | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 1.0 |

三、不正確による誤用例の整理(実験している状況と測定の入れ替わり)。以前は「ストックセンターに搬入された廃棄物は、廃棄物処理場へ運搬される」と

（三）对“五项机制”的认识和理解，以及对“五项机制”在今后工作中的应用。对“五项机制”的认识和理解，以及对“五项机制”在今后工作中的应用。

注...スミトヨカネンター様への感謝意の表達、著作権使用料の算出方法

卷之三

(新設)

共通2 産地生産基盤パワーアップ事業の施設の基準

交付等要綱別表1及び2のⅡの事業の施設整備の補助対象基準は、次のとおりとする。

| 施設等 | 補助対象基準 |
|--------------|--|
| 耕種作物產地基幹施設整備 | (略) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| 穀類乾燥調製貯蔵施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 既存の施設に集排じん設備、均質化施設、 |

共通2 産地生産基盤パワーアップ事業の施設の基準

交付等要綱別表1及び2のⅡの事業の施設整備の補助対象基準は、次のとおりとする。

| 施設等 | 補助対象基準 |
|--------------|--|
| 耕種作物產地基幹施設整備 | (略) |
| (略) | (略) |
| (略) | (略) |
| 穀類乾燥調製貯蔵施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 既存の施設に集排じん設備、均質化施設、 |

| | | | |
|-----------|--|-----------|--|
| | <p>ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）<u>及び</u><u>ストックセンター</u>を整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） | | <p>ばら出荷施設、もみがら処理加工施設及び貯蔵乾燥ビン（通気貯留ビンを含む。）を整備すること並びに乾燥能力の増強及び調製・貯蔵能力の高度化を含むものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 処理加工施設 | （略） | 処理加工施設 | （略） |
| ストックセンター | <p>・実需者に国産麦類・豆類を安定的に供給できる体制を構築することを目的として、一定数量を長期貯蔵保管し、不作時に供給するための施設とする。</p> <p>・別記1別紙1第3の1の（1）の事業実施計画及び別記2第10の4の（1）の取組主体事業計画書の添付資料として、安定供給計画を添付すること。</p> | （新設） | <ul style="list-style-type: none"> ・（新設） ・（新設） |
| 附帯施設 | （略） | 附帯施設 | （略） |
| 農産物処理加工施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・施設整備に当たっては、11型レンタルパレットの利用に適合した配置や規格を検討するなど、流通合理化に資する設計を行うものとする。 | 農産物処理加工施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・（新設） |
| 加工施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・（略） ・茶の加工施設を民間事業者（収益性向上対策における食品事業者を含む。）が整備する場 | 加工施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・（略） ・茶の加工施設を民間事業者（収益性向上対策における食品事業者を含む。）が整備する場 |

| | | | |
|---------|---|---------|--|
| | <p>合については、民間事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、当該生産者等の産地で生産された茶を主たる加工原料とする荒茶加工機の整備のみとする。ただし、新市場獲得対策のうち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携产地の体制強化<u>支援</u>の取組を実施する民間事業者並びに収益性向上対策において農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第37条に基づく輸出事業計画（以下同じ。）に取り組む者（当該計画の認定を受けた食品事業者又は当該計画において連携体制に位置付けられた食品事業者）においては、仕上茶加工機の整備を含めるものとする。この場合にあっては、産地との連携を図るとともに、処理原料は産地と契約栽培したものに限るものとし、当該契約栽培は長期的な契約を締結するものとする。</p> | | <p>合については、民間事業者と生産者等による推進体制（協議会等）が整備されていることとし、当該生産者等の産地で生産された茶を主たる加工原料とする荒茶加工機の整備のみとする。ただし、新市場獲得対策のうち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携产地の体制強化の取組を実施する民間事業者並びに収益性向上対策において農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第37条に基づく輸出事業計画（以下同じ。）に取り組む者（当該計画の認定を受けた食品事業者又は当該計画において連携体制に位置付けられた食品事業者）においては、仕上茶加工機の整備を含めるものとする。この場合にあっては、産地との連携を図るとともに、処理原料は産地と契約栽培したものに限るものとし、当該契約栽培は長期的な契約を締結するものとする。</p> |
| (略) | | (略) | |
| 集出荷貯蔵施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。ただし、既存の集出荷施設又はてん菜の物流合理化のためにこれらの施設を整備する場合並びに輸出拡大を図るためにこれら | 集出荷貯蔵施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 「予冷施設」、「貯蔵施設」、「選別、調製及び包装施設」及び「残さ等処理施設」については、「集出荷施設」と一体的に整備するものとする。ただし、既存の集出荷施設又はてん菜の物流合理化のためにこれらの施設を整備する場合並びに輸出拡大を図るためにこれら |

| | | | |
|-----------|---|-----------|--|
| | <p>の施設を整備する場合（ただし、新市場獲得対策のうち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化<u>支援</u>の取組に限る。）は、この限りではない。また、これらの施設を整備する場合の対象作物には、米及び麦は含まないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・<u>施設整備に当たっては、11型レンタルパレットの利用に適合した配置や規格を検討するなど、流通合理化に資する設計を行うものとする。</u> | | <p>の施設を整備する場合（ただし、新市場獲得対策のうち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化の取組に限る。）は、この限りではない。また、これらの施設を整備する場合の対象作物には、米及び麦は含まないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（略） ・（新設） |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 通い容器関連施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・通い容器の洗浄・保管等に必要な施設とし、国産原材料サプライチェーン構築の取組を行う場合に整備することができる。 | 通い容器関連施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・通い容器の洗浄・保管等に必要な施設とし、国産原材料サプライチェーンの構築の取組を行う場合に整備することができる。 |
| ストックセンター | <ul style="list-style-type: none"> ・<u>実需者に国産麦類・豆類を安定的に供給できる体制を構築することを目的として、一定数量を長期貯蔵保管し、不作時に供給するための施設とする。</u> ・<u>別記1別紙1第3の1の（1）の事業実施計画及び別記2第10の4の（1）の取組主体事業計画書の添付資料として、安定供給計画を添付すること。</u> | （新設） | <ul style="list-style-type: none"> ・（新設） ・（新設） |
| 附帯施設 | （略） | 附帯施設 | （略） |
| 生産技術高度化施設 | （略） | 生産技術高度化施設 | （略） |

| | | | |
|---|---|---|---|
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 高度環境制御 栽培施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合等、都道府県知事（国直接採択事業の場合は市区町村長）が特に必要と認める場合にあっては、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。<u>（ただし、太陽光利用型は農業振興地域及び生産緑地と一体的に産地を形成するものに限ることとする。）</u> ・ (略) | 高度環境制御 栽培施設 | <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ 設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合等、都道府県知事（国直接採択事業の場合は市区町村長）が特に必要と認める場合にあっては、農業振興地域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。 |
| (略) | | (略) | |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| 共通3 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援、国産シェア拡大対策（園芸作物等）及び産地パワーアップ計画（収益性向上対策）の面積要件 | | 共通3 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化、国産シェア拡大対策（園芸作物等）及び産地パワーアップ計画（収益性向上対策）の面積要件 | |
| ア 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援及び産地パワーアップ計画の作付（栽培）面積は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。 | | ア 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化及び産地パワーアップ計画の作付（栽培）面積は、おおむね次に掲げる規模以上であることとする。 | |
| (略) | | (略) | |
| イ～ク (略) | | イ～ク (略) | |

共通 5 基金管理団体の事務費の範囲

| 区分 | 内 容 |
|--------------|--|
| (略) | (略) |
| 役務費 | <input type="radio"/> (略) <input type="radio"/> <u>会計監査人（公認会計士または監査法人）の設置に要する費用（本事業を実施することにより、会計監査人の設置が必要となる場合に限る。）</u> |
| 使用料及び 貸借料 | <input type="radio"/> <u>事務室借料、会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料</u> |
| (略) | (略) |

共通 6 収益性向上対策・生産基盤強化対策の採択基準等について

I 整備事業

(略)

1～3 (略)

4 3の審査の結果、適正と判断される取組主体事業計画を3で算定したポイントに、共通8に定める特別加算ポイント及び重点品目加算ポイントを加算した合計ポイントの高い順（同一ポイントを獲得した取組主体事業計画が複数ある場合には、取組主体事業計画に都道府県が付与した優先順位の高い順（優先順位が同一の場合は、要望額の小さい順））に並べ、予算額から1に要する額を減じた額の範囲内で、ポイントが上位の取組主体事業計画から順に採択するものとする。

共通 5 基金管理団体の事務費の範囲

| 区分 | 内 容 |
|--------------|---|
| (略) | (略) |
| 役務費 | <input type="radio"/> (略) <input type="radio"/> (新設) |
| 使用料及び 貸借料 | <input type="radio"/> 会場借料、自動車、事業用機械器具等の借料及び損料 |
| (略) | (略) |

共通 6 収益性向上対策・生産基盤強化対策の採択基準等について

I 整備事業

(略)

1～3 (略)

4 優先枠の対象となる取組主体事業計画及びそれ以外の取組主体事業計画について、3の審査の結果、適正と判断される取組主体事業計画を3で算定したポイントに、共通8に定める重点品目加算ポイントを加算した合計ポイントの高い順（同一ポイントを獲得した取組主体事業計画が複数ある場合には、取組主体事業計画に都道府県が付与した優先順位の高い順（優先順位が同一の場合は、要望額の小さい順））に並べ、予算額から1に要する額を減じた額の範囲内で、ポイントが上位の取組主

なお、予算の残額が取組主体事業計画に満たない場合は、80%を下限とする範囲内で取組主体事業計画を採択することができる。

5 (略)

6 採択となった取組主体計画の実施を取りやめた場合、次年度までの間、同一の取組主体事業計画で要望することはできないものとする。

II 基金事業

1・2 (略)

共通7 費用対効果分析について

1 効果と費用の比較方法

(1) (略)

(2) 総効果額の算定

ア 施設ごとの年総効果額の算定

年総効果額は、施設等ごとに次の（ア）から（シ）までの当該効果項目の年効果額を合算して算定するものとする。

なお、新市場獲得対策のうちの新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援の取組において、推進事業と整備事業を同時に実施する場合において、当該推進事業の効果が施設整備の効果と一体不可分であるときに限り、推進事業の効果も含めて年効果額を算出することができるものとする。

また、収益性向上対策において効果増進事業及び整備事業等を同時に実施する場合、効果増進事業及び生産支援事業を

体事業計画から順に採択するものとする。

なお、予算の残額が取組主体事業計画に満たない場合は、80%を下限とする範囲内で取組主体事業計画を採択することができる。

5 (略)

6 採択となった取組主体計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の取組主体事業計画で要望することはできないものとする。

II 基金事業

1・2 (略)

共通7 費用対効果分析について

1 効果と費用の比較方法

(1) (略)

(2) 総効果額の算定

ア 施設ごとの年総効果額の算定

年総効果額は、施設等ごとに次の（ア）から（シ）までの当該効果項目の年効果額を合算して算定するものとする。

なお、新市場獲得対策のうちの新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化の取組において、推進事業と整備事業を同時に実施する場合において、当該推進事業の効果が施設整備の効果と一体不可分であるときに限り、推進事業の効果も含めて年効果額を算出することができるものとする。

また、収益性向上対策において効果増進事業及び整備事業等を同時に実施する場合、効果増進事業及び生産支援事業

同時に実施する場合、効果増進事業と整備事業及び生産支援事業を同時に実施する場合又は生産基盤強化対策において基金事業（生産技術の継承・普及に向けた取組）と整備事業を同時に実施する場合において、当該効果増進事業又は基金事業の効果が整備事業等の効果と一体不可分である場合に限り、効果増進事業又は基金事業の効果も含めて年効果額を算出することができるものとする。

(ア)～(シ) (略)

共通8 整備事業における配分基準について

1 (略)

| メニュー | 施設等 | 類別 | | | | | | | | |
|------------|-----------|-----|-----|----|----|-------|----|----|-----|-------|
| | | (略) | (略) | | | | | | | |
| 土地利用型作物（麦） | 乾燥調製施設 | B1 | B2 | B3 | B4 | (削る。) | B6 | B9 | B10 | |
| | (略) | | | | | | | | | |
| | 農産物処理加工施設 | B1 | B2 | B3 | B4 | (削る。) | B6 | B7 | B9 | B10 |
| | (略) | | | | | | | | | |
| | 産地管理施設 | B1 | B2 | B3 | B4 | (削る。) | B6 | B7 | B9 | B10 |
| | 生産技術高度化施設 | B1 | B2 | B3 | B4 | (削) | B6 | B7 | B8 | B9B10 |

を同時に実施する場合、効果増進事業と整備事業及び生産支援事業を同時に実施する場合又は生産基盤強化対策において基金事業（生産技術の継承・普及に向けた取組）と整備事業を同時に実施する場合において、当該効果増進事業又は基金事業の効果が整備事業等の効果と一体不可分である場合に限り、効果増進事業又は基金事業の効果も含めて年効果額を算出することができるものとする。

(ア)～(シ) (略)

共通8 整備事業における配分基準について

1 (略)

| メニュー | 施設等 | 類別 | | | | | | | | |
|------------|-----------|-----|-----|----|----|-----------|----|----|-----|-------|
| | | (略) | (略) | | | | | | | |
| 土地利用型作物（麦） | 乾燥調製施設 | B1 | B2 | B3 | B4 | <u>B5</u> | B6 | B9 | B10 | |
| | (略) | | | | | | | | | |
| | 農産物処理加工施設 | B1 | B2 | B3 | B4 | <u>B5</u> | B6 | B7 | B9 | B10 |
| | (略) | | | | | | | | | |
| | 産地管理施設 | B1 | B2 | B3 | B4 | <u>B5</u> | B6 | B7 | B9 | B10 |
| | 生産技術高度化施設 | B1 | B2 | B3 | B4 | <u>B5</u> | B6 | B7 | B8 | B9B10 |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-----------|----|----|----|-----------|-------|-------|----|----------------|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 土地利用型作物（豆類） | 乾燥調製施設 | C1 | C2 | C3 | C4 | (削る。) | (削る。) | C7 | | | | | | | |
| | (略) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 農産物処理加工施設 | C1 | C2 | C3 | <u>C6</u> | C7 | C8 | C9 | | | | | | | |
| | (略) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 産地管理施設 | C1 | C2 | C3 | C4 | (削る。) | (削る。) | C7 | | | | | | | |
| | 生産技術高度化施設 | C1 | C2 | C3 | C4 | (削る。) | (削る。) | C7 | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | |
| 花き | (略) | | | | | | | | | | | | | | |
| | 集出荷貯蔵施設 | M1 | M2 | M4 | M5 | M6 | M7 | M8 | <u>M1</u> 2 | | | | | | |
| | (略) | | | | | | | | | | | | | | |
| (略) | (略) | | | | | | | | | | | | | | |

(注) 1 (略)

(注) 2 : 新市場獲得対策のうち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援の取組を実施する場合、食料システム構築計画等の到達目標に「計画に係る供給調整機能を有する施設における取扱数量、取扱金額又は対象生産面積のいずれかを10%以上拡大」又は「総出荷量に占める加工・業務向け出荷量の割合を年平均3ポイント以上増加」を設定している場合に限り、「国産原材料サプライチェーン構築」のメニューに掲げる成果目標から選択して成果目標を設定することができるものとする。

(注) 3 : ストックセンターを整備する場合は、当該施設において麦類を保管する場合はB5を、豆類を保管する場合はC5を必須とする。なお、B5、C5はストックセンターを整備する場合のみ選択できることとする。

(注) 4・(注) 5 (略)

(削る。)

(注) 6 (略)

2 (略)

| メニュー | 類別 | 達成すべき成果目標基準 及びポイント | 成果目標に対する現況値 ポイント |
|------|----|-----------------------|---------------------|
| 一 | | | |

(注) 1 (略)

(注) 2 : 新市場獲得対策のうち新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化の取組を実施する場合、「協働事業計画」の到達目標に「総出荷量に占める加工・業務向け出荷量の割合を年平均3ポイント以上増加」を設定している場合に限り、「国産原材料サプライチェーン構築」のメニューに掲げる成果目標から選択して成果目標を設定することができるものとする。

(新設)

(注) 3・(注) 4 (略)

(注) 5 : 中山間地域の体制整備の取組を行う場合は、対応するメニュー（土地利用型作物、畑作物・地域特産物、果樹、野菜及び花き）及び整備する施設に対応した成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てることができることに加え、5ポイントを加算することができる。

(注) 6 (略)

2 (略)

| メニュー | 類別 | 達成すべき成果目標基準 及びポイント | 成果目標に対する現況値 ポイント |
|------|----|-----------------------|---------------------|
| 一 | | | |

| | | | |
|--------------------|---|---|-----|
| 土地利用型作物（新規需要米を除く。） | (略) | | |
| | (略) | (略) | (略) |
| A9 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における高温耐性品種<u>※1</u>の作付割合を1ポイント以上向上。 5ポイント以上····· 10ポイント 4ポイント以上····· 8ポイント 3ポイント以上····· 6ポイント 2ポイント以上····· 4ポイント 1ポイント以上····· 2ポイント <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における高温耐性品種<u>※1</u>の作付割合を1ポイント以上向上。 5ポイント以上····· | <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における高温耐性品種の作付割合が1%以上。 5%以上····· 5ポイント 4%以上····· 4ポイント 3%以上····· 3ポイント 2%以上····· 2ポイント 1%以上····· 1ポイント <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地単位の取組として、高温障害対策について『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等 | |

| | | | |
|--|---|---|-----|
| (略) | | | |
| 土 地 利 用 型 作 物 (稲 (新 規 需 要 米 を 除 く。)) | (略) | | |
| (略) | (略) | (略) | (略) |
| A9 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における高温耐性品種※(複数品種がある場合はその合計)の作付割合を1ポイント以上向上。 5ポイント以上····· 10ポイント 4ポイント以上····· 8ポイント 3ポイント以上····· 6ポイント 2ポイント以上····· 4ポイント 1ポイント以上····· 2ポイント <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における高温耐性品種※(複数品種がある場合はその合計)の作付割合を1ポイント以上向上。 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における高温耐性品種(複数品種がある場合はその合計)の作付割合が1%以上。 5%以上····· 5ポイント 4%以上····· 4ポイント 3%以上····· 3ポイント 2%以上····· 2ポイント 1%以上····· 1ポイント <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産地単位の取組として、高温障害対策について『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都 | |

| | | | | | | |
|--|--|---|--|--|--|--|
| | | <p>5 ポイント</p> <p>4 ポイント以上………</p> <p>4 ポイント</p> <p>3 ポイント以上………</p> <p>3 ポイント</p> <p>2 ポイント以上………</p> <p>2 ポイント</p> <p>1 ポイント以上………</p> <p>1 ポイント</p> <p>かつ、 ・産地単位の取組として、 高温障害対策について、今 後新たに 『慣行栽培より作期を遅 らせる遅植栽培』及び『か け流し灌漑や適正施肥等 の営農技術』を実施する場 合</p> <p>……… 5 ポ イント</p> <p>『慣行栽培より作期を遅 らせる遅植栽培』又は『か け流し灌漑や適正施肥等 の営農技術』を実施する場 合</p> | <p>の営農技術』を都道府県の 策定する指針等に基づい て実施している場合</p> <p>……… 5 ポイント</p> <p>『慣行栽培より作期を遅 らせる遅植栽培』又は『か け流し灌漑や適正施肥等 の営農技術』を都道府県の 策定する指針等に基づい て実施している場合</p> <p>……… 3 ポイント</p> <p>※一つの取組において、本 現況値のうち高温障害対 策を選択した場合は、類別 A8の現況値のうち高温障 害対策を選択することは できない。</p> | | <p>5 ポイント以上………</p> <p>5 ポイント</p> <p>4 ポイント以上………</p> <p>4 ポイント</p> <p>3 ポイント以上………</p> <p>3 ポイント</p> <p>2 ポイント以上………</p> <p>2 ポイント</p> <p>1 ポイント以上………</p> <p>1 ポイント</p> <p>かつ、 ・産地単位の取組として、 高温障害対策について、今 後新たに 『慣行栽培より作期を遅 らせる遅植栽培』及び『か け流し灌漑や適正施肥等 の営農技術』を実施する場 合</p> <p>……… 5 ポ イント</p> <p>『慣行栽培より作期を遅 らせる遅植栽培』又は『か け流し灌漑や適正施肥等 の営農技術』を実施する場 合</p> | <p>道府県の策定する指針等 に基づいて実施している 場合</p> <p>……… 5 ポイント</p> <p>『慣行栽培より作期を遅 らせる遅植栽培』又は『か け流し灌漑や適正施肥等 の営農技術』を都道府県の 策定する指針等に基づい て実施している場合</p> <p>……… 3 ポイント</p> <p>※一つの取組において、本 現況値のうち高温障害対 策を選択した場合は、類別 A8の現況値のうち高温障 害対策を選択することは できない。</p> |
|--|--|---|--|--|--|--|

| | | | | |
|-----|--|-----|--|-----|
| | <p>..... 3 ポイント</p> <p><u>※1</u> (国研) 農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場等の公的機関において、高温耐性を有する品種(もしくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品種)として育成された品種、又は、従来品種と比較して高温耐性を有することが客観的データ(一等米比率等)で示すことが可能な品種に限るものとする。</p> <p><u>※2</u> 一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別A10の成果目標を選択することはできない。</p> | | <p>..... 3 ポイント</p> <p>※(国研) 農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場において、高温耐性を有する品種(もしくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品種)として育成された品種、又は、従来品種と比較して高温耐性を有することが客観データ(一等米比率等)で示すことが可能な品種に限るものとする。 (新設)</p> | |
| A10 | <ul style="list-style-type: none"> 現状の事業実地地区における水稻作付面積のうち、多収性の品種の作付面積の割合が3ポイント以上増加。 | (略) | <ul style="list-style-type: none"> 現状の事業実地地区における水稻作付面積のうち、多収性の品種の作付面積の割合が3ポイント以上増加。 | (略) |

| | | | | | | |
|-----|---|--|-----|---|--|--|
| | | 15ポイント以上…… 10ポイント 12ポイント以上…… 8ポイント 9ポイント以上…… 6ポイント 6ポイント以上…… 4ポイント 3ポイント以上…… 2ポイント ※ 一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別A9の成果目標を選択することはできない。 | | | 15ポイント以上…… 10ポイント 12ポイント以上…… 8ポイント 9ポイント以上…… 6ポイント 6ポイント以上…… 4ポイント 3ポイント以上…… 2ポイント (新設) | |
| A11 | • 現状の事業実地地区における水稻作付面積のうち、直播栽培技術、密 <u>播</u> 育苗の導入面積の割合が2ポイント以上増加。 10ポイント以上…… 10ポイント 8ポイント以上…… 8ポイント 6ポイント以上…… 6ポイント 4ポイント以上…… | • 現状の事業実地地区における水稻作付面積のうち、直播栽培技術、密 <u>播</u> 育苗の導入面積の割合が1%以上。 5%以上…… 5ポイント 4%以上…… 4ポイント 3%以上…… 3ポイント 2%以上…… | A11 | • 現状の事業実地地区における水稻作付面積のうち、直播栽培技術、密 <u>植</u> 育苗の導入面積の割合が2ポイント以上増加。 10ポイント以上…… 10ポイント 8ポイント以上…… 8ポイント 6ポイント以上…… 6ポイント 4ポイント以上…… | • 現状の事業実地地区における水稻作付面積のうち、直播栽培技術、密 <u>植</u> 育苗の導入面積の割合が1%以上。 5%以上…… 5ポイント 4%以上…… 4ポイント 3%以上…… 3ポイント 2%以上…… | |

| | | | | | | |
|-----------------|-----|---|---|-----|---|---|
| | | <p>4 ポイント 2 ポイント以上····· 2 ポイント</p> <p><u>※ 育苗施設については、密播育苗の導入を行う場合に限り、本成果目標の選択が可能。</u></p> | <p>2 ポイント 1 %以上····· 1 ポイント</p> | | <p>4 ポイント 2 ポイント以上····· 2 ポイント (新設)</p> | <p>2 ポイント 1 %以上····· 1 ポイント</p> |
| 土地 利用型作物(新規需要米) | A12 | (略) | <p>・現状の事業実施地区における水稻作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が2.0%以上。ただし、事業実施地区が所在する都道府県における水稻作付面積に対する新規需要米の作付面積の割合を上回るものとする。</p> <p>8.0%以上····· 5 ポイント 6.5%以上····· 4 ポイント 5.0%以上····· 3 ポイント 3.5%以上····· 2 ポイント 2.0%以上·····</p> | A12 | (略) | <p>・現状の事業実施地区における水稻作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が2.0%以上。ただし、事業実施地区が所在する都道府県における水稻作付面積に対する新規需要米の作付面積の割合を上回るものとする。</p> <p>8.0%以上····· 5 ポイント 6.5%以上····· 4 ポイント 5.0%以上····· 3 ポイント 3.5%以上····· 2 ポイント 2.0%以上·····</p> |
| | | | | | | |

| | | | | |
|-----|--|--|-----|---|
| | | <p>1 ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合（※1）·····</p> <p>5 ポイント <u>※1</u> ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、<u>類別03</u>の⑧を選択する場合は、本項目は選べない。</p> <p><u>※2</u> 一つの取組において、<u>本現況値</u>を選択した場合は、<u>類別A13</u>及び<u>A18</u>の現況値を選択することはできない。</p> | | <p>1 ポイント 又は、 ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合（※）·····</p> <p>5 ポイント <u>※</u>ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、<u>類別04</u>の⑧を選択する場合は、本項目は選べない。 (新設)</p> |
| A13 | | <p>・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の品種（※1）の作付面積の割合が10%以上。</p> <p>50%以上·····</p> | A13 | <p>・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、多収性の品種（※1）の作付面積の割合が10%以上。</p> <p>50%以上·····</p> |

| | | | | | |
|--|--|---|--|--|---|
| | | <p>5 ポイント 40%以上・・・・・・</p> <p>4 ポイント 30%以上・・・・・・</p> <p>3 ポイント 20%以上・・・・・・</p> <p>2 ポイント 10%以上・・・・・・</p> <p>1 ポイント</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合（※2）・・・・5 ポイント <p>※1 栽培試験の結果が事業実施地区の平年单収より概ね1割以上高い品種。</p> <p>※2 ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、<u>類別03</u>の⑧を選択する場合は、本項</p> | | | <p>5 ポイント 40%以上・・・・・・</p> <p>4 ポイント 30%以上・・・・・・</p> <p>3 ポイント 20%以上・・・・・・</p> <p>2 ポイント 10%以上・・・・・・</p> <p>1 ポイント</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合（※2）・・・・5 ポイント <p>※1 栽培試験の結果が事業実施地区の平年单収より概ね1割以上高い品種。</p> <p>※2 ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、<u>類別04</u>の⑧を選択する場合は、本項</p> |
|--|--|---|--|--|---|

| | | | | | |
|-----|-----|--|--|-----|----------------------------|
| | | <p>目は選べない。</p> <p><u>※3 一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別 A12 及び A18 の現況値を選択することはできない。</u></p> | | | <p>目は選べない。</p> <p>(新設)</p> |
| (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| A18 | (略) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の事業実施地区における新規需要米の生産が多収性の品種（※1）によって行われている割合が20%以上。 <p>100% ······ 5 ポイント 80%以上 ······ 4 ポイント 60%以上 ······ 3 ポイント 40%以上 ······ 2 ポイント 20%以上 ······ 1 ポイント</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現状の事業実施地区における新規需要米の生産が多収性の品種（※1）によって行われている割合が20%以上。 <p>100% ······ 5 ポイント 80%以上 ······ 4 ポイント 60%以上 ······ 3 ポイント 40%以上 ······ 2 ポイント 20%以上 ······ 1 ポイント</p> <p>又は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コメ海外市場拡大戦略プロジェクトにおける戦 | | |

| | | | | | |
|------------|-------|---|-----|---|---|
| | | <p>略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合（※2） ······</p> <p>5 ポイント</p> <p>※1 栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種。</p> <p>※2 ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、<u>類別03</u>の⑧を選択する場合は、本項目は選べない。</p> <p>※3 <u>一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別A12及びA13の現況値を選択することはできない。</u></p> | | | <p>略的輸出基地として参加しており、戦略的輸出事業者と連携して輸出拡大に取り組む計画を有している場合（※2） ······</p> <p>5 ポイント</p> <p>※1 栽培試験の結果が事業実施地区の平年単収より概ね1割以上高い品種。</p> <p>※2 ただし、農畜産物輸出に向けた体制整備を行う場合であって、<u>類別04</u>の⑧を選択する場合は、本項目は選べない。</p> <p>（新設）</p> |
| 土地利用型作物（麦） | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| | (削る。) | (削る。) | B3 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施地区における10a又は60kg当たり物財費を3%以上削減。 7%以上····· | <ul style="list-style-type: none"> ・直近年の10a又は60kg当たり物財費について都道府県平均値を15% |

| | |
|------------------------|-----------------------|
| <u>10ポイント</u> | 以 上 下 回 る 場 |
| <u>6 %以上</u> · · · · · | 合 · · · · · 5 |
| <u>8 ポイント</u> | <u>ポイント</u> |
| <u>5 %以上</u> · · · · · | <u>都道府県平均値を10%</u> |
| <u>6 ポイント</u> | 以 上 下 回 る 場 |
| <u>4 %以上</u> · · · · · | 合 · · · · · 4 |
| <u>4 ポイント</u> | <u>ポイント</u> |
| <u>3 %以上</u> · · · · · | <u>都道府県平均値を5%</u> |
| <u>2 ポイント</u> | 以 上 下 回 る 場 |
| | 合 · · · · · 3 |
| | <u>ポイント</u> |
| | |
| | <u>※都道府県平均値の統計</u> |
| | <u>データが無い場合は、ブロ</u> |
| | <u>ック別平均値を用いるこ</u> |
| | <u>とも可とする。</u> |
| | <u>又は、</u> |
| | <u>・現在、コスト縮減の取組</u> |
| | <u>として、事業実施地区の作</u> |
| | <u>付面積又は生産量の過半</u> |
| | <u>数において、品目別生産コ</u> |
| | <u>スト縮減戦略及び農業新</u> |
| | <u>技術20XX、最新農業技術・</u> |
| | <u>品種20XXに記載されてい</u> |
| | <u>る、麦の生産に係る物財費</u> |
| | <u>縮減に資する取組のうち、</u> |

| | | | | |
|----|---|--|------|---|
| | | | | <u>1つを3年以上取り組んでいる場合・・・・</u> <u>・・・・3ポイント</u> |
| B3 | <p>・事業実施地区で集荷した小麦のタンパク質含量について、基準値範囲内の割合が2ポイント以上増加。</p> <p><u>10ポイント以上</u>・・・・</p> <p><u>10ポイント</u></p> <p><u>8ポイント以上</u>・・・・</p> <p><u>8ポイント</u></p> <p><u>6ポイント以上</u>・・・・</p> <p><u>6ポイント</u></p> <p><u>4ポイント以上</u>・・・・</p> <p><u>4ポイント</u></p> <p><u>2ポイント以上</u>・・・・</p> <p><u>2ポイント</u></p> <p>又は、</p> <p>・事業実施地区で集荷した小麦のタンパク質含量について、目標値を基準値範囲内の割合が65%以上に設定する場合、かつ、増</p> | <p>・事業実施地区においてタンパク質含量を測定し、栽培管理に反映している場合・・・・5ポイント</p> <p>又は、</p> <p>・適正なタンパク質含量の小麦生産への取組として、以下の取組を1つ以上実施。</p> <p>① 実需者と品質向上に関する意見交換等を行っている。</p> <p>② 産地でタンパク質含量の適正化に向けた検討会を開催している。</p> <p>③ 生育診断の結果を基に追肥を行っている。</p> <p>④ 土壤診断の結果を基に施肥設計を行っている。</p> <p>⑤ その他各都道府県が指導しているタンパク質含</p> | (新設) | (新設) |

| | | | | | |
|---------|---|---|----|---|---|
| | <p><u>加する場合</u> ······</p> <p><u>10ポイント</u></p> <p><u>※基準値は以下のとおりとする</u></p> <p><u>日本麺製造用</u> 9.7 ~ 11.3%</p> <p><u>パン又は中華麺製造用</u> 11.5~14.0%</p> <p><u>醸造用</u> 11.5%以上</p> | <p><u>量の適正化に資する取組を行っている。</u></p> <p><u>3つ以上</u> ······</p> <p><u>5ポイント</u></p> <p><u>2つ以上</u> ······</p> <p><u>3ポイント</u></p> <p><u>1つ以上</u> ······</p> <p><u>1ポイント</u></p> <p><u>※一つの取組において、本現況値のうち⑤を選択した場合は、類別B9の現況値のうち、その他各都道府県が指導している品質向上に資する取組を選択することはできない。</u></p> | | | |
| (削る。) | (削る。) | (削る。) | B5 | <p><u>・国内産小麦の加工適性試験（100点満点）において、事業実施地区の小麦の総合評価の合計点が0.4ポイント以上増加。</u></p> <p><u>2.0ポイント以上</u> ······</p> <p><u>10ポイント</u></p> <p><u>1.6ポイント以上</u> ······</p> <p><u>8ポイント</u></p> <p><u>1.2ポイント以上</u> ······</p> <p><u>6ポイント</u></p> | <p><u>・国内産小麦の加工適性試験（100点満点）において、めん用品種についてはASW並、パン用品種ではHRW並の加工適正を持つことを目標に、現在、それぞれの品種との総合評価の合計点の得点差が以下のポイント以内。</u></p> <p><u>・めん用品種の場合</u></p> <p><u>1.7ポイント以内</u> ······</p> |

| | | | | | | | |
|----|---|---|--|--|---|--|--|
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| B5 | <p>・最も保管量が少ない月における施設の占有率が40%以上。</p> <p>60%以上……………</p> <p>10ポイント</p> <p>55%以上……………</p> | <p>・以下の取組を1つ以上実施。</p> <p>①過去5年以内に1年以上の長期保管に関する実績がある</p> <p>②産地、実需者、集荷団体</p> | | | <p>0.8ポイント以上………</p> <p>4ポイント</p> <p>0.4ポイント以上………</p> <p>2ポイント</p> | <p>5ポイント</p> <p>2.5ポイント以内………</p> <p>4ポイント</p> <p>3.4ポイント以内………</p> <p>3ポイント</p> <p>4.3ポイント以内………</p> <p>2ポイント</p> <p>5.2ポイント以内………</p> <p>1ポイント</p> <p>・パン用品種の場合</p> <p>0.4ポイント以内………</p> <p>5ポイント</p> <p>1.5ポイント以内………</p> <p>4ポイント</p> <p>2.5ポイント以内………</p> <p>3ポイント</p> <p>3.6ポイント以内………</p> <p>2ポイント</p> <p>4.6ポイント以内………</p> <p>1ポイント</p> | |

| | | |
|-------------------------|--|---|
| | <p><u>8 ポイント</u></p> <p><u>50%以上</u> ······</p> <p><u>6 ポイント</u></p> <p><u>45%以上</u> ······</p> <p><u>4 ポイント</u></p> <p><u>40%以上</u> ······</p> <p><u>2 ポイント</u></p> <p>又は、</p> <p>・保管量のうち、1年以上 保管する数量が10%以上。</p> <p><u>20%以上</u> ······</p> <p><u>10 ポイント</u></p> <p><u>18%以上</u> ······</p> <p><u>8 ポイント</u></p> <p><u>15%以上</u> ······</p> <p><u>6 ポイント</u></p> <p><u>13%以上</u> ······</p> <p><u>4 ポイント</u></p> <p><u>10%以上</u> ······</p> <p><u>2 ポイント</u></p> | <p>等で豊凶対策に係る長期 保管に関する意見交換を 行っている</p> <p>③麦・大豆国産化プランを 策定している</p> <p><u>3つ以上</u> ······ 5</p> <p><u>ポイント</u></p> <p><u>2つ以上</u> ······ 3</p> <p><u>ポイント</u></p> <p><u>1つ以上</u> ······ 1</p> <p><u>ポイント</u></p> <p>※一つの取組において、 麦・大豆国産化プランの策 定に係る現況値を選択し た場合は、他の成果目標で 同じ現況値を選択するこ とはできない。</p> |
| (略) | (略) | (略) |
| 土地利 用型作 物（豆 類） | (略) | (略) |

| | | | |
|-------------|-----|---|--|
| | | | |
| | (略) | (略) | (略) |
| 土地利用型作物（豆類） | (略) | (略) | (略) |
| | C5 | <ul style="list-style-type: none">豆類の10 a 又は60kg当たり物貯蔵費を 6 %以上削減。22%以上・・・・・・ | <ul style="list-style-type: none">事業実施地区の事業実施前年の豆類の10 a 又は60kg当たり物貯蔵費の削減が、当該都道府県の平均値 |

| | | | | | | | | | | | |
|----|------------------------------------|----------------------------|--|------|------|---|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | <p><u>10ポイント</u> <u>18%以上</u> ······ <u>8ポイント</u> <u>14%以上</u> ······ <u>6ポイント</u> <u>10%以上</u> ······ <u>4ポイント</u> <u>6%以上</u> ······ <u>2ポイント</u></p> <p>と比較して 6 %以上。</p> <p><u>22%以上</u> ······ <u>5ポイント</u> <u>18%以上</u> ······ <u>4ポイント</u> <u>14%以上</u> ······ <u>3ポイント</u> <u>10%以上</u> ······ <u>2ポイント</u> <u>6%以上</u> ······ <u>1ポイント</u></p> <p>又は、</p> <p><u>現在、コスト縮減の取組</u> <u>として、事業実施地区の作</u> <u>付面積又は生産量の過半</u> <u>数において、品目別生産コ</u> <u>スト縮減戦略及び農業新</u> <u>技術20XX、最新農業技術・</u> <u>品種20XXに記載されてい</u> <u>る、豆類の生産に係る物財</u> <u>費縮減に資する取組のう</u> <u>ち、1つを3年以上取り組</u> <u>んでいる場合</u> ······ <u>3ポイント</u></p> | | | | | |
| C5 | <p>・最も保管量が少ない月 における施設の占有率が</p> | <p>・以下の取組を1つ以上 実施。</p> | | (新設) | (新設) | (新設) | | | | | |

| | | | | | |
|-------------|--|--|----|--|--|
| | | | | | |
| | <p><u>40%以上</u></p> <p><u>60%以上</u> ······</p> <p><u>10ポイント</u></p> <p><u>55%以上</u> ······</p> <p><u>8ポイント</u></p> <p><u>50%以上</u> ······</p> <p><u>6ポイント</u></p> <p><u>45%以上</u> ······</p> <p><u>4ポイント</u></p> <p><u>40%以上</u> ······</p> <p><u>2ポイント</u></p> <p>又は、</p> <p>・保管量のうち、1年以上保管する数量が10%以上</p> <p><u>20%以上</u> ······</p> <p><u>10ポイント</u></p> <p><u>18%以上</u> ······</p> <p><u>8ポイント</u></p> <p><u>15%以上</u> ······</p> <p><u>6ポイント</u></p> <p><u>13%以上</u> ······</p> <p><u>4ポイント</u></p> <p><u>10%以上</u> ······</p> <p><u>2ポイント</u></p> | <p><u>①過去5年以内に1年以上の長期保管に関する実績がある。</u></p> <p><u>②産地、実需者、集荷団体等で豊凶対策に係る長期保管に関する意見交換を行っている。</u></p> <p><u>③麦・大豆国産化プランを策定している。</u></p> <p><u>3つ以上</u> ······ 5</p> <p><u>ポイント</u></p> <p><u>2つ以上</u> ······ 3</p> <p><u>ポイント</u></p> <p><u>1つ以上</u> ······ 1</p> <p><u>ポイント</u></p> <p><u>※一つの取組において、麦・大豆国産化プランの策定に係る現況値を選択した場合は、他の成果目標で同じ現況値を選択することはできない。</u></p> | | | |
| (削 る。) | (削る。) | (削る。) | C6 | <p><u>・豆類の10a当たり労働時間</u>を7%以上削減。</p> <p><u>・事業実施地区の事業実施前年</u>の豆類の10a当た</p> | |

| | | | | | | |
|----|---|--|--|---|--|--|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| C6 | <p>・フレコン出荷やバラ出荷など物流合理化に資する流通形態での集出荷数量が10%以上増加</p> <p><u>50%以上</u> ····· 10 ポイント</p> <p><u>40%以上</u> ····· 8 ポイント</p> <p><u>30%以上</u> ····· 6 ポイント</p> <p><u>20%以上</u> ····· 4 ポイント</p> <p><u>10%以上</u> ····· 2 ポイント</p> | <p>・以下の取組を 1 つ以上実施。</p> <p>①フレコン出荷やバラ出荷など物流合理化に資する流通形態での出荷数量割合が30%以上</p> <p>②在庫管理システムやトラック予約システム、大型トラックの入場スペースの確保等の取組を行っている</p> <p>③産地、実需者、集荷団体等で物流合理化に関する</p> | | <p><u>15%以上</u> ······ <u>10 ポイント</u></p> <p><u>13%以上</u> ······ <u>8 ポイント</u></p> <p><u>11%以上</u> ······ <u>6 ポイント</u></p> <p><u>9%以上</u> ······ <u>4 ポイント</u></p> <p><u>7%以上</u> ······ <u>2 ポイント</u></p> | <p>り労働時間の削減が、当該都道府県の平均値と比較して 7 %以上。</p> <p><u>15%以上</u> ······ <u>5 ポイント</u></p> <p><u>13%以上</u> ······ <u>4 ポイント</u></p> <p><u>11%以上</u> ······ <u>3 ポイント</u></p> <p><u>9%以上</u> ······ <u>2 ポイント</u></p> <p><u>7%以上</u> ······ <u>1 ポイント</u></p> | |

| | | | | | | |
|----|-----|--|---|-----|-----|---|
| | | <p><u>イント</u></p> <p>又は、</p> <p>・新たにフレコン出荷や バラ出荷など物流合理化 に資する流通形態に取り 組む場合、出荷数量に占め る割合が10%以上向上。</p> <p>30%以上 ····· 10ポ</p> <p><u>イント</u></p> <p>25%以上 ····· 8ポ</p> <p><u>イント</u></p> <p>20%以上 ····· 6ポ</p> <p><u>イント</u></p> <p>15%以上 ····· 4ポ</p> <p><u>イント</u></p> <p>10%以上 ····· 2ポ</p> <p><u>イント</u></p> | <p><u>意見交換を行っている</u></p> <p>④麦・大豆国産化プランを 策定している</p> <p>3つ以上 ····· 5ポ</p> <p><u>イント</u></p> <p>2つ以上 ····· 3ポ</p> <p><u>イント</u></p> <p>1つ以上 ····· 1ポ</p> <p><u>イント</u></p> <p>※一つの取組において、 麦・大豆国産化プランの策 定に係る現況値を選択し た場合は、他の成果目標で 同じ現況値を選択するこ とはできない。</p> | | | |
| | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) | (略) |
| 共通 | P1 | (略) (※1) (略) (※2) <u>耕種作物産地基幹 施設</u> の運営コストとする。 ※ (略) | (略) | 共通 | P1 | (略) (※1) (略) (※2) <u>共同利用施設</u> の運 営コストとする。 ※ (略) |
| | (略) | (略) | (略) | 3 | (略) | (略) |

| メニュー | 類別 | 達成すべき成果目標基準及びポイント | 成果目標に対する現況値ポイント | メニュー | 類別 | 達成すべき成果目標基準及びポイント | 成果目標に対する現況値ポイント |
|---------------------------|----|-------------------|--|---------------------------|----|-------------------|---|
| 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用※米、麦又は大豆等の | a1 | (略) | <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ①～③ (略) ※ (略) ④・⑤ (略) ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。 | 穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用※米、麦又は大豆等の | a1 | (略) | <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ①～③ (略) ※ (略) ④・⑤ (略) ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。 |
| 乾燥調製、保管に係る施設 | a2 | (略) | <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ①～③ (略) ④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため、<u>担い手で構成される組織</u>が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等での施設の部分貸与や担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合 ⑤ (略) ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近 | 乾燥調製、保管に係る施設 | a2 | (略) | <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ①～③ (略) ④現在、戦略的な販売等のための施設運営を行うため<u>担い手で構成される組織</u>が施設運営を行っている場合又は担い手で構成される組織へのサイロ単位等施設の部分貸与や担い手に対しての大口割引や平日割引等の優先配慮に取り組んでいる場合 ⑤ (略) ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近 |

| | | | | | |
|----|-----|--|----|-----|--|
| | | <p>年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</p> <p>⑥ (略)</p> | | | <p>年の4年前及び5年前の平均値と比較する。</p> <p>⑥ (略)</p> |
| a3 | (略) | <ul style="list-style-type: none"> • (略) ①～③ (略) ※ (略) <u>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</u> ④・⑤ (略) ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。 ⑥ (略) | a3 | (略) | <ul style="list-style-type: none"> • (略) ①～③ (略) ※ (略) (新設) ④・⑤ (略) ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。 ⑥ (略) |
| a4 | (略) | <ul style="list-style-type: none"> • (略) ①～③ (略) ※ (略) <u>※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。</u> ④・⑤ (略) ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近 | a4 | (略) | <ul style="list-style-type: none"> • (略) ①～③ (略) ※ (略) (新設) ④・⑤ (略) ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近 |

| | | | | |
|--|-----|--|--|---|
| | | 年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。 ⑥(略) | | 年の4年前及び5年前の平均値と比較する。 ⑥(略) |
| a5 | (略) | ・(略) ①～③(略) ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。 ④・⑤(略) ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。 ※(略) ⑥(略) | a5 | (略) ・(略) ①～③(略) ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。 ④・⑤(略) ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値と比較する。 ※(略) ⑥(略) |
| 5 特別加算ポイント | | | 5 特別加算ポイント | |
| 2から4までに定めるポイントに加え、以下の(1)、(2)及び(3)に該当する場合はポイントを加算できるものとする。 | | | 2から4までに定めるポイントに加え、以下の(1)及び(2)に該当する場合はポイントを加算できるものとする。 | |
| <u>特別加算ポイントの内容</u> | | | <u>優先枠加算ポイントの内容</u> | |
| (1)(略) (2)地域計画について、産地パワーアップ計画に定める産地が所在する市町村の過半以上において、以下のア及びイの要件を満たす地域計画（以下「将来像が明確化された地域計画」という。）を策定している場合は、当該取組主体事業計画に1ポイント加算できるものとする。 | | | (1)(略) (2)地域計画について、産地パワーアップ計画に定める産地が所在する市町村の過半以上において、以下のア及びイの要件を満たす地域計画（以下「将来像が明確化された地域計画」という。）を策定している場合は、当該取組主体事業計画に1ポイント加算できるものとする。 | |

ア 農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」(以下「目標集積率」という。)について、次に掲げる全て満たすものであること。

(ア) (略)

(イ) 目標集積率が8割以上であること。

ただし、都府県にあっては、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成30年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。）が、市町村単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が6割以上であれば可とする。

(削る。)

(削る。)

(削る。)

イ (略)

(3) 食品等の持続的な供給を実現できるための食品事業者等による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律
(平成3年法律第59号)に基づき、農林水産大臣が認定した
「安定取引関係確立事業活動計画」において、事業実施主体

ア 農用地の利用の集積に関する目標

地域計画に記載する「将来の目標とする集積率」(以下「目標集積率」という。)について、次に掲げる全て満たすものであること。

(ア) (略)

(イ) 目標集積率が8割以上であること。

ただし、都府県にあっては、農業地域類型（「農林統計に用いる地域区分の制定について」(平成30年11月30日付け13統計第956号農林水産省大臣官房統計情報部長通知)の農業地域類型区分別基準指標の分類をいう。以下同じ。）が、市町村単位として中間農業地域又は山間農業地域である場合、目標集積率が次のいずれかを満たせば可とする。

① 現状集積率が5割未満の場合にあっては、6割以上であること

② 現状集積率が5割以上6割未満の場合にあっては、現状集積率から10ポイント以上増加するものであること

③ 現状集積率が6割以上の場合にあっては、6割以上であること

イ (略)

(新設)

による施設整備に関する事項が定められている場合は、当該事業計画に1ポイント加算できるものとする。

6 重点品目加算ポイント

(略)

| 重点品目加算ポイントの内容 | | |
|---------------|----------------------------------|--------------------|
| (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |
| 果樹 | りんご、ぶどう、かんきつ類、もも、かき、 <u>日本なし</u> | うめ、くり、キウイフルーツ、とうとう |
| (略) | (略) | (略) |

共通9 基金事業における配分基準

成果目標等に関するポイントの内容

○取組主体事業計画の目標値（以下の項目のうち、いずれか一つ選択すること。ただし、「燃料使用量の15%以上の低減」については、施設園芸エネルギー転換枠に限って選択できることとする。）

- ・(略)
- ・契約栽培の割合の10%以上の増加

50%以上・・・10ポイント

40%以上・・・8ポイント

30%以上・・・6ポイント

20%以上・・・4ポイント

10%以上・・・2ポイント

- ・需要減が見込まれる品目・品種から需要増が見込まれる品目、品種への転換率

100%・・・・10ポイント

6 重点品目加算ポイント

(略)

| 重点品目加算ポイントの内容 | | |
|---------------|---------------------|----------------------------------|
| (略) | (略) | (略) |
| (略) | (略) | (略) |
| 果樹 | りんご、ぶどう、かんきつ類、もも、かき | うめ、くり、キウイフルーツ、 <u>日本なし</u> 、とうとう |
| (略) | (略) | (略) |

共通9 基金事業における配分基準

成果目標等に関するポイントの内容

○取組主体事業計画の目標値（以下の項目のうち、いずれか一つ選択すること。ただし、「燃料使用量の15%以上の低減」については、施設園芸エネルギー転換枠に限って選択できることとする。）

- ・(略)

(新設)

(新設)

(略)

(略)

附 則

- 1 この通知は、令和7年12月26日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱に基づいて実施している事業については、なお従前の例による。